

63-206

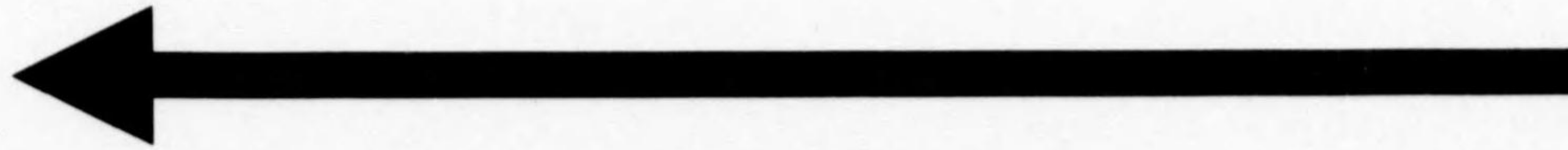


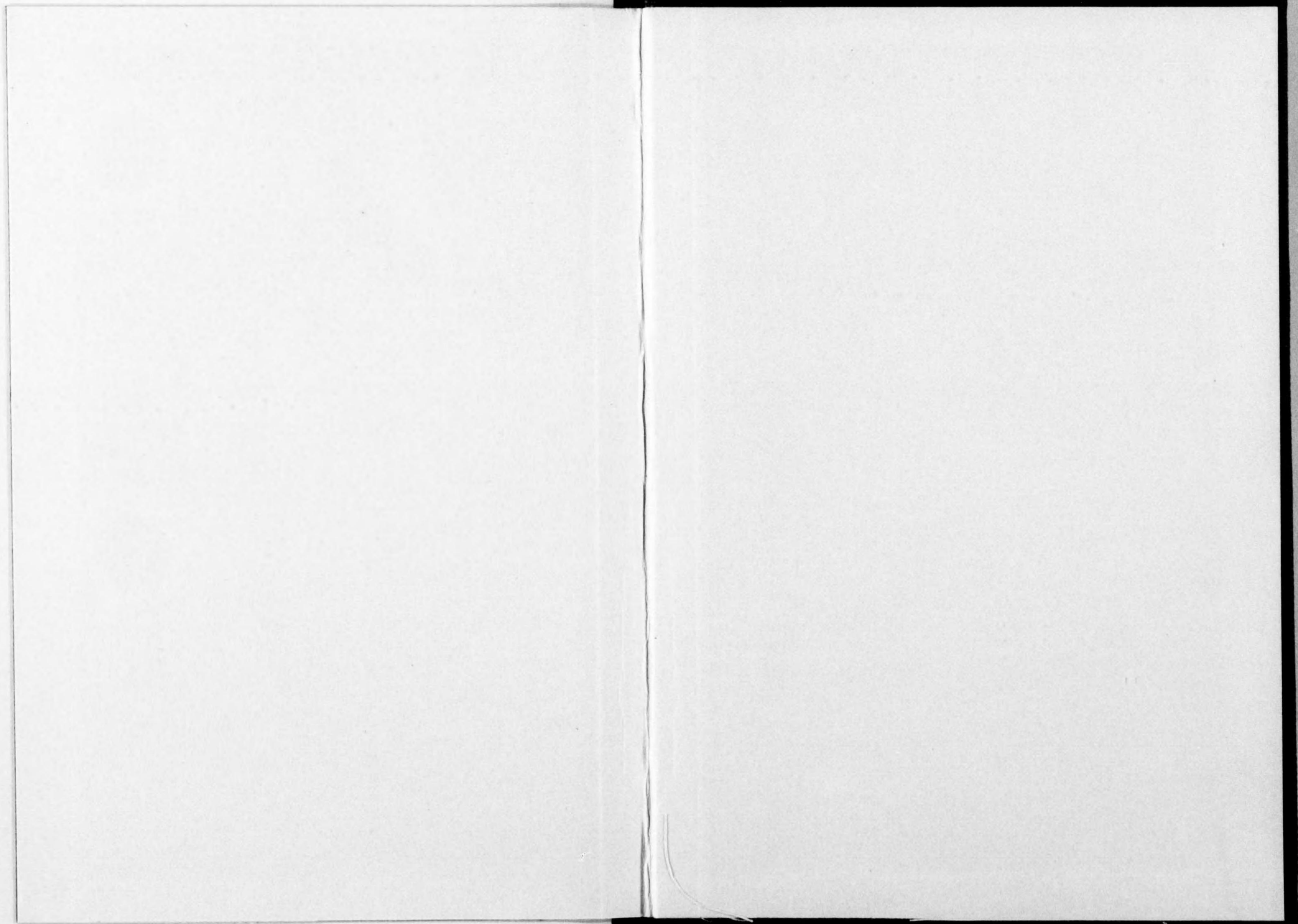
1200501277387

53  
206



始





池 N-16

年二十和昭

覽要太樺

廳太樺

部  
六  
三



樺太要覽

昭和十二年



63  
206

本書は最近に於ける樺太の事情を紹介せ  
んが爲編纂したるものなり。

昭和十二年十月

樺太廳長官官房調査課

862903

# 樺太要覽目次



第一章 總論	一
第一節 領有の沿革	一
松前氏及幕府の樺太探險	一
露國の東侵と南樺太の恢復	二
第二節 經營施設	四
千島樺太交換以前	四
一 幕府時代	五
二 開拓使時代	七
軍政時代	八
一 軍政署時代	八
二 民政署時代	九
第三節 地誌	一〇
位置及面積	一〇
地勢	一一

目次

目次

二

地質……………一三

第四節 氣象……………一四

氣象觀測事業の沿革……………一四

概説……………一七

氣温、風及日照時……………一七

濕度、降水及霜雪……………一八

海水……………二〇

氣象表……………二一

第五節 地磁氣觀測……………二二

第六節 人口……………二三

戶口……………二三

主要市街地……………二六

第二章 行政……………二九

第一節 樺太廳……………二九

沿革……………三〇

組織……………三六

第二節 地方行政……………四一



支廳及支廳出張所……………四一

第三節 自治制度……………四二

沿革……………四三

市町村……………四五

一 概説……………四五

二 市町村會……………四七

三 市參事會……………四七

四 市町村吏員……………四八

市町村の財政……………四九

第三章 法制……………五三

第四章 司法……………五三

第一節 沿革……………五三

第二節 裁判所……………五七

第三節 供託事務……………五七

第四節 刑務所……………五七

第五章 警察……………五七

目次

三

第一節 總 說 ..... 七五

沿 革 ..... 七五

警察機關の配置 ..... 七六

警察官吏の教養 ..... 八〇

第二節 行政警察 ..... 八一

保安警察 ..... 八一

風俗警察 ..... 八四

交通警察 ..... 八五

營業警察 ..... 八五

第三節 司法警察 ..... 八六

第六章 衛 生

第一節 總 說 ..... 八八

第二節 醫 院 ..... 八九

公 醫 ..... 九〇

醫師、齒科醫師其他 ..... 九〇

第三節 救療機關 ..... 九一

第四節 藥 事 ..... 九二

第五節 海港檢疫 ..... 九三

第六節 檢 微 ..... 九三

第七節 飲料水及水 ..... 九四

上 水 ..... 九四

清涼飲料水 ..... 九五

水 ..... 九五

第八節 屠場及屠畜 ..... 九六

第九節 飲食物及其の他の物品 ..... 九六

牛 乳 ..... 九六

生 肉 ..... 九七

飲食物取扱又は製造所の取締 ..... 九七

飲食用器具類 ..... 九七

第十節 傳 染 病 ..... 九八

第十一節 汚物掃除 ..... 九九

第七章 財政及金融

目次

第一節 財政	101
概說	101
歲入	103
一 租稅	103
二 租稅外收入	107
歲出	108
第二節 煙草專賣	116
第三節 金融	118

第八章 交通通信

第一節 交通	125
道路	125
鐵道	131
一 國有鐵道及自動車	133
二 地方鐵道	135
軌道	137
乘合自動車	138
港灣	139

航路	142
航路標識	142
驛遞	142
第二節 通信	142
概說	142
郵便	150
爲替貯金	153
電信	154
電話	157
簡易生命保險、郵便年金	161

第九章 電氣及水道

第一節 電氣事業	164
第二節 水道	174
上水道	174
下水道	176

第十章 教化

第一節 學校教育	181
----------	-----



概説……………一八一

初等教育……………一八三

高等普通教育……………一八五

實業教育……………一八六

師範教育……………一八八

その他の教育機關……………一九〇

第二節 社會教育……………一九三

概説……………一九三

主なる社會教育團體……………一九三

本島社會教育施設……………一九四

一 青少年教育……………一九五

二 成人教育……………一九九

觀覽施設……………一九九

體育……………二〇〇

第三節 專門學校入學者試驗檢定……………二〇三

第四節 史蹟名勝天然紀念物……………二〇三

第五節 神社及宗教……………二〇三

神社……………二〇三

宗教……………二〇五

第六節 兵事……………二〇五

第十一章 社會事業……………二〇八

一 法令に基く社會事業……………二〇八

二 社會事業團體……………二一三

第十二章 殖民及農業

第一節 土地……………二二六

第二節 移民……………二二九

交換前の殖民概況……………二二九

露領時代の本島殖民概況……………二三三

領有後に於ける殖民概況……………二三三

第三節 農業……………二三二

概説……………二三二

現狀及施設……………二三二

第四節 畜産……………二三六

第十三章 林業

第十四章 水産業

- 第一節 總説……………二四〇
- 第二節 林政……………二四〇
- 第三節 造林……………二四七
- 第四節 森林經營調査……………二五三
- 第五節 土地利用基本調査……………二五三
- 第六節 森林の利用……………二五八
- 第七節 大學演習林……………二五九
- 第八節 官行斫伐……………二六〇
- 概説……………二六〇
- 一 事業の開始……………二六〇
- 二 事業の計畫……………二六一
- 事業の概況……………二六三

第十五章 鑛業

- 第五節 水産に関する組合……………二八〇
- 第一節 總説……………二八三
- 鑛業制度……………二八三
- 鑛務行政の狀況……………二八五
- 第二節 鑛物……………二八六
- 石炭……………二八七
- 石油……………二九三
- 海綠石……………二九四
- 柘榴石……………二九五
- 金屬鑛物……………二九六
- 第三節 鑛業……………二九六
- 稼行炭鑛の現況……………二九八
- 鑛業の將來……………三〇六

第十六章 工業

- 概説……………三〇九

バルブ.....三二〇  
 醸造業.....三二二  
 罐詰業.....三二三  
 その他の工業.....三二三

第十七章 商業

概説.....三二五  
 貿易.....三三〇  
 商工會議所.....三三四  
 度量衡.....三三五

第十八章 産業試験

第一節 中央試験所の沿革.....三三九  
 事業.....三三一  
 組織.....三三三  
 第二節 試験部門.....三三三  
 農業.....三三三  
 畜産.....三四五

林業.....三五〇  
 水産.....三五九

第十九章 土人

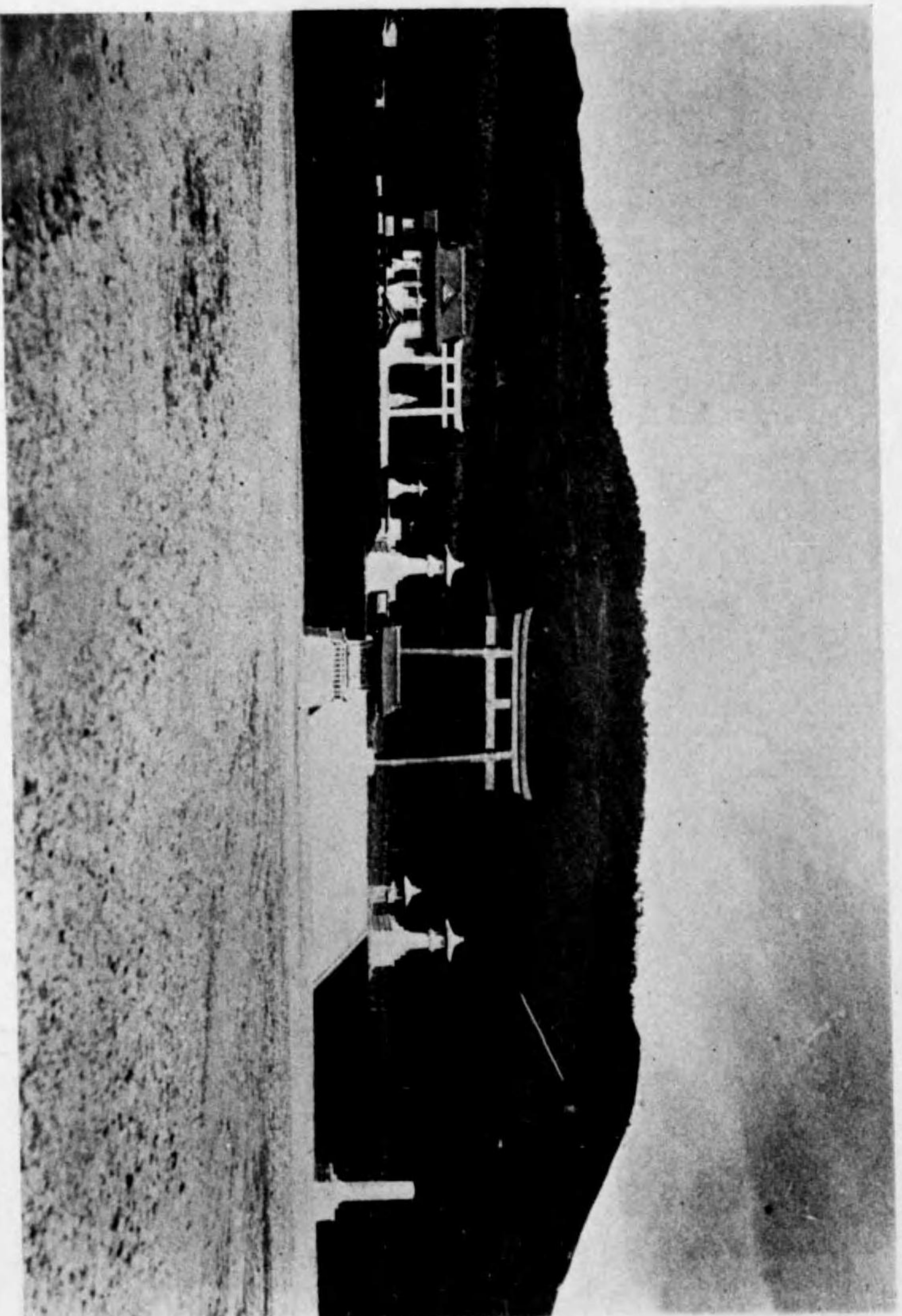
第一節 總覽.....三六六  
 第二節 種族及戸口.....三六六  
 第三節 風俗習慣.....三六八  
 概説.....三六八  
 衣食住.....三六九  
 社會及家族關係.....三七一  
 經濟及法律關係.....三七三  
 娛樂及祭禮.....三七三  
 第四節 文化.....三七四  
 教育.....三七四  
 衛生.....三七六  
 第五節 産業.....三七七  
 第六節 救恤.....三七七  
 第七節 指導要項.....三七八

寫真目次

- 官幣大社樺太神社
- 樺太招魂社
- 樺太廳
- 國境伐開及國境標
- 樺太地方裁判所
- 樺太廳中央試驗所
- 樺太廳觀測所
- 樺太廳鐵道事務所
- 樺太廳豊原郵便局
- 豊原憲兵分隊、樺太廳博物館
- 樺太廳豊原中學校、樺太廳豊原高等女學校
- 樺太廳拓殖學校、同校試驗農場
- 北海道拓殖銀行豊原支店、豊原商工會議所
- 樺太廳豊原醫院
- 稚泊連絡船宗谷丸
- スキー場、山頂を行く

- 殖民地
- 耕作状況
- 農作状況
- 放牧、養狐場
- 林相
- 伐木、木材の流送
- 鯨魚
- 鯨乾場、鱈乾場
- 臘肉獸とロツペン鳥
- 大平炭鑛露天掘
- バルプ用材、バルプ工場内抄紙機
- 日本人絹バルプ株式會社敷香工場
- 内幌低溫乾溜工場ガソリン塔
- 樺太製糖株式會社豊原工場

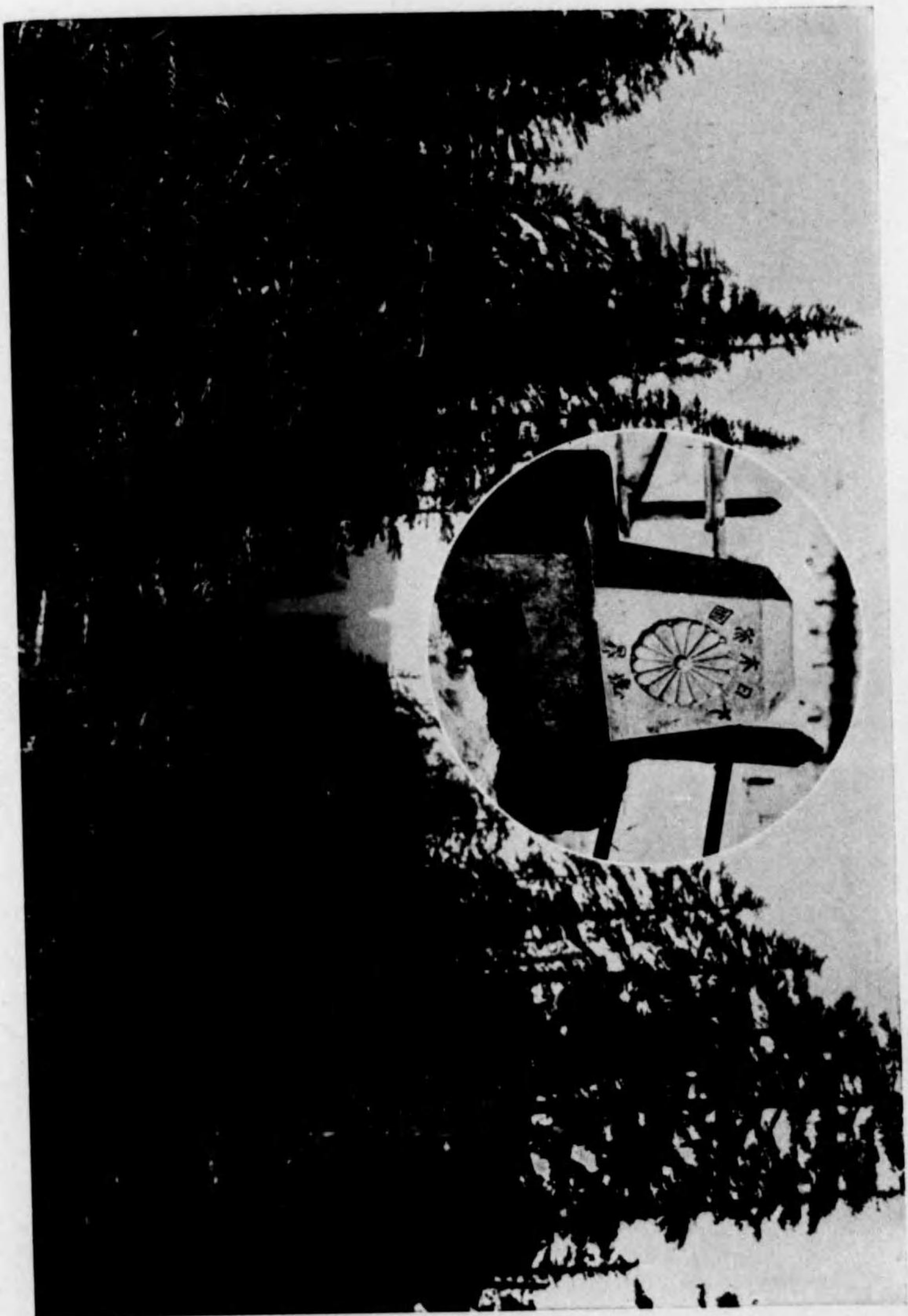




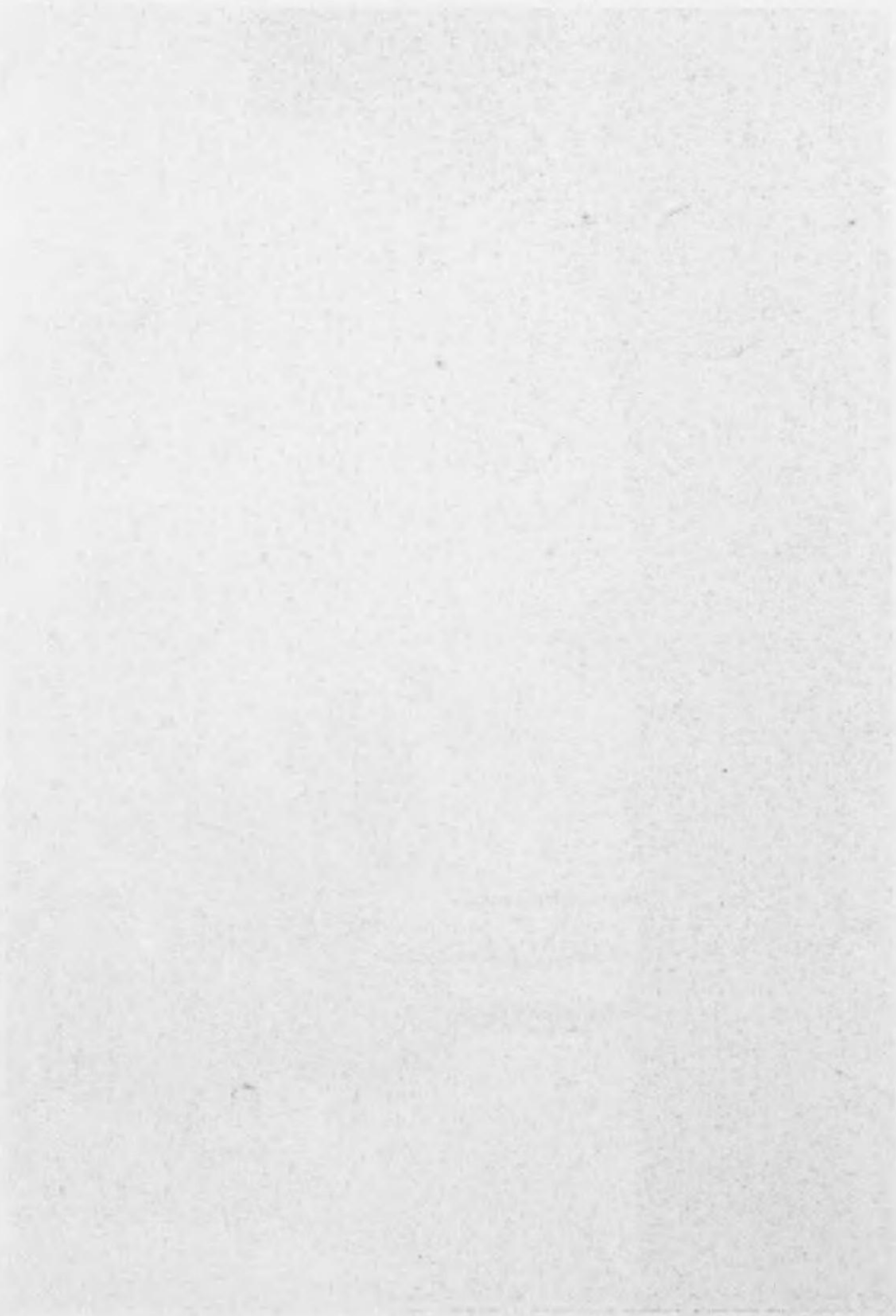
社 魂 招 太 棒



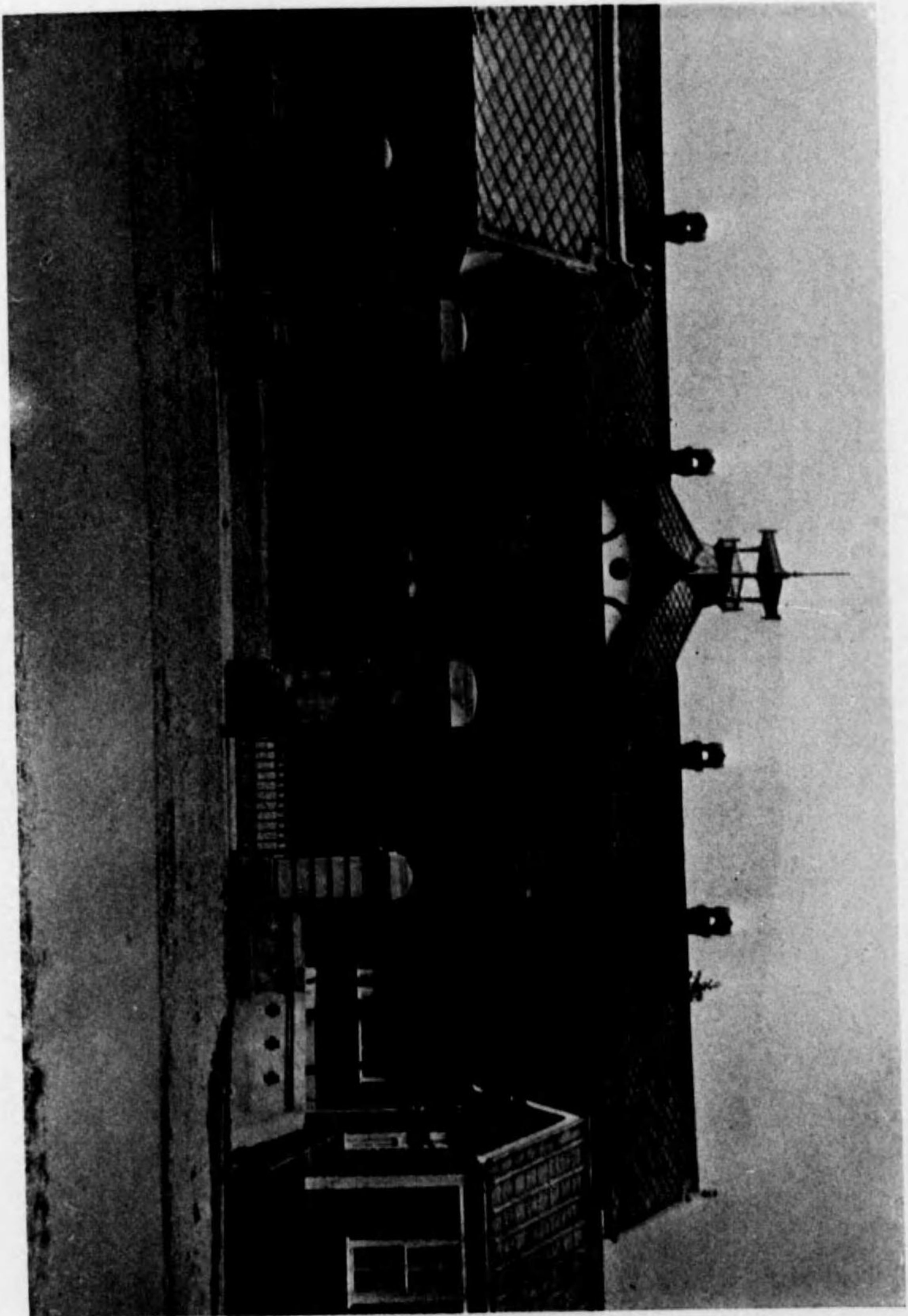
櫓 太 榎



標境國及開伐境國

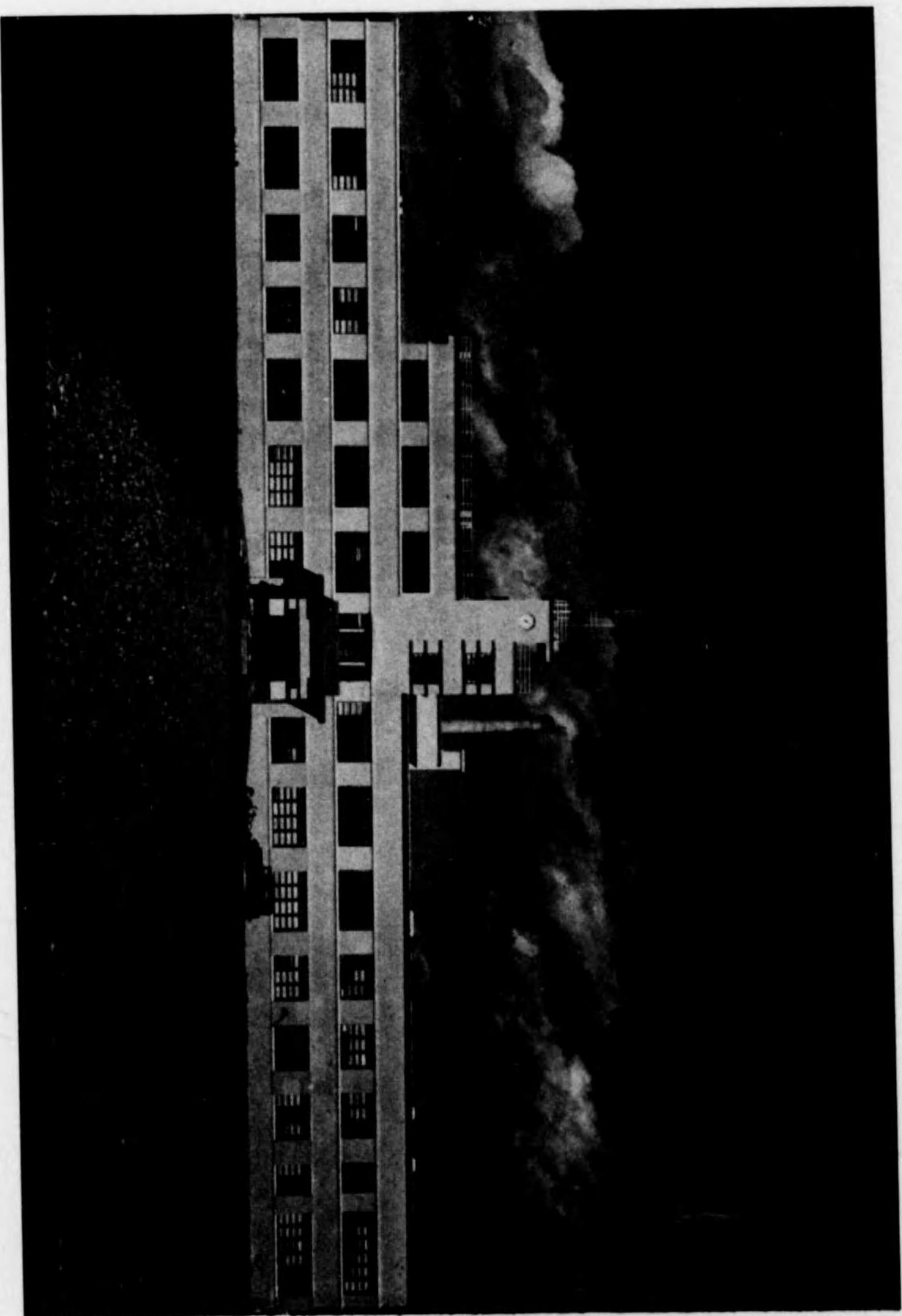




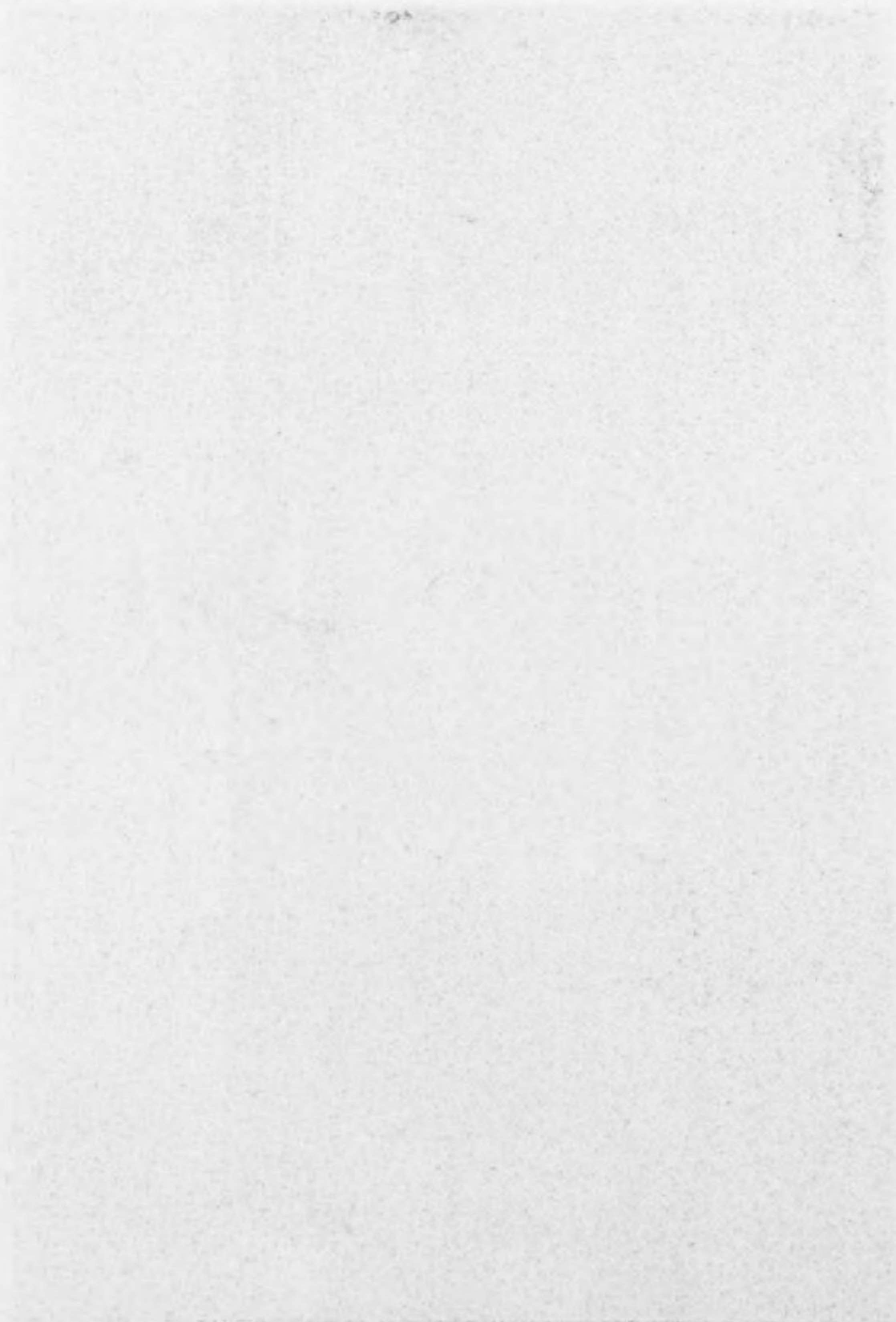


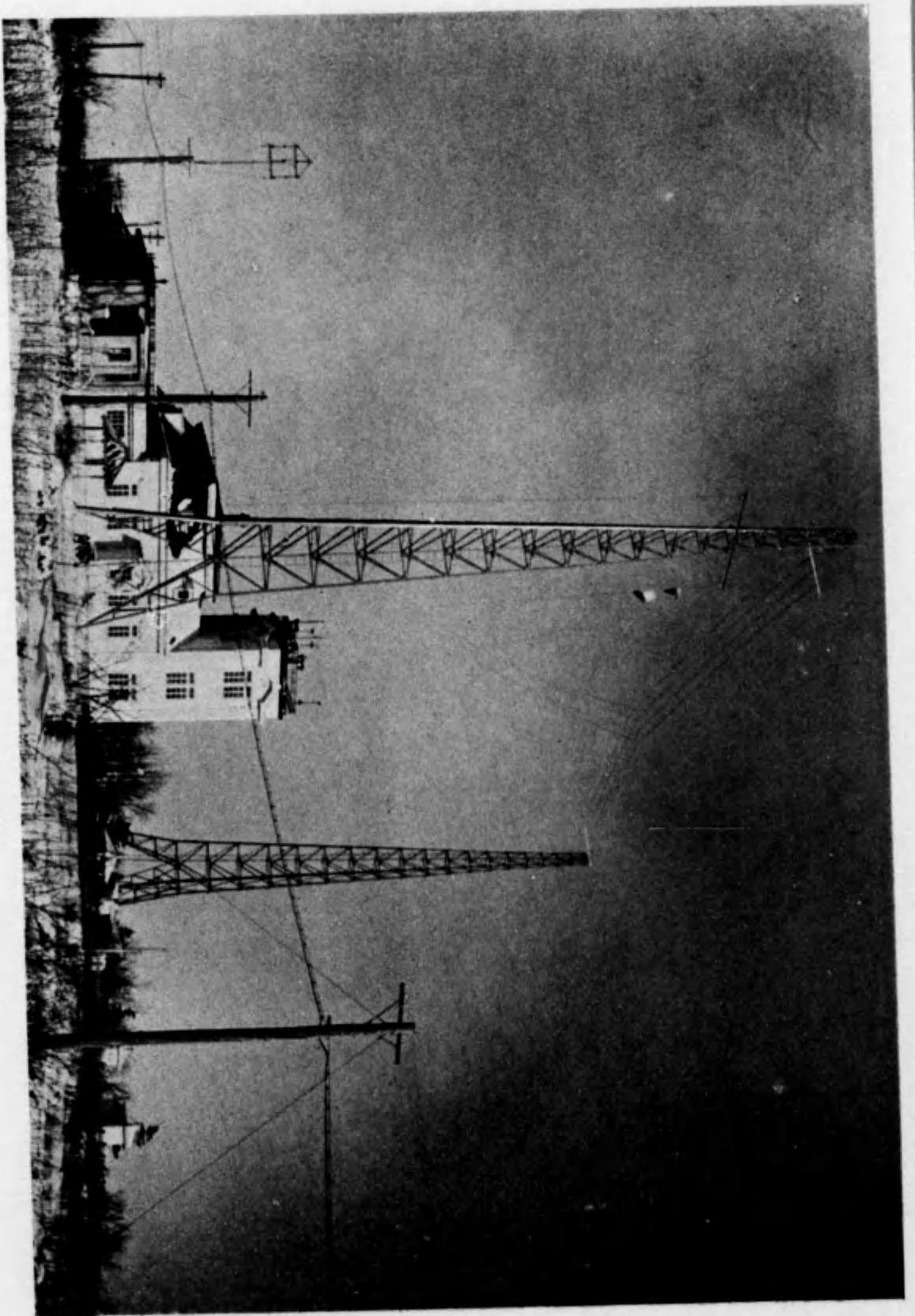
所判裁方地太樺



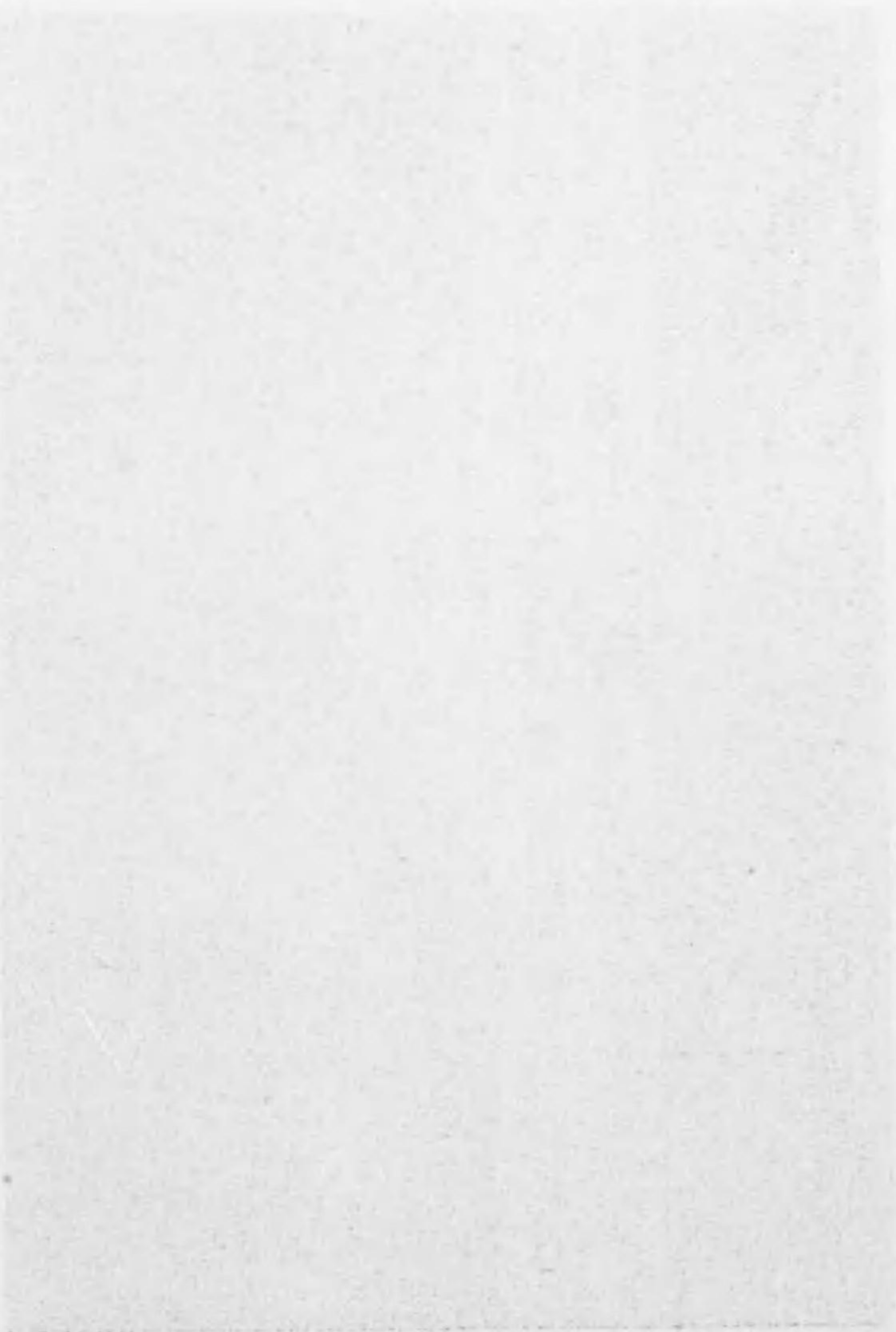


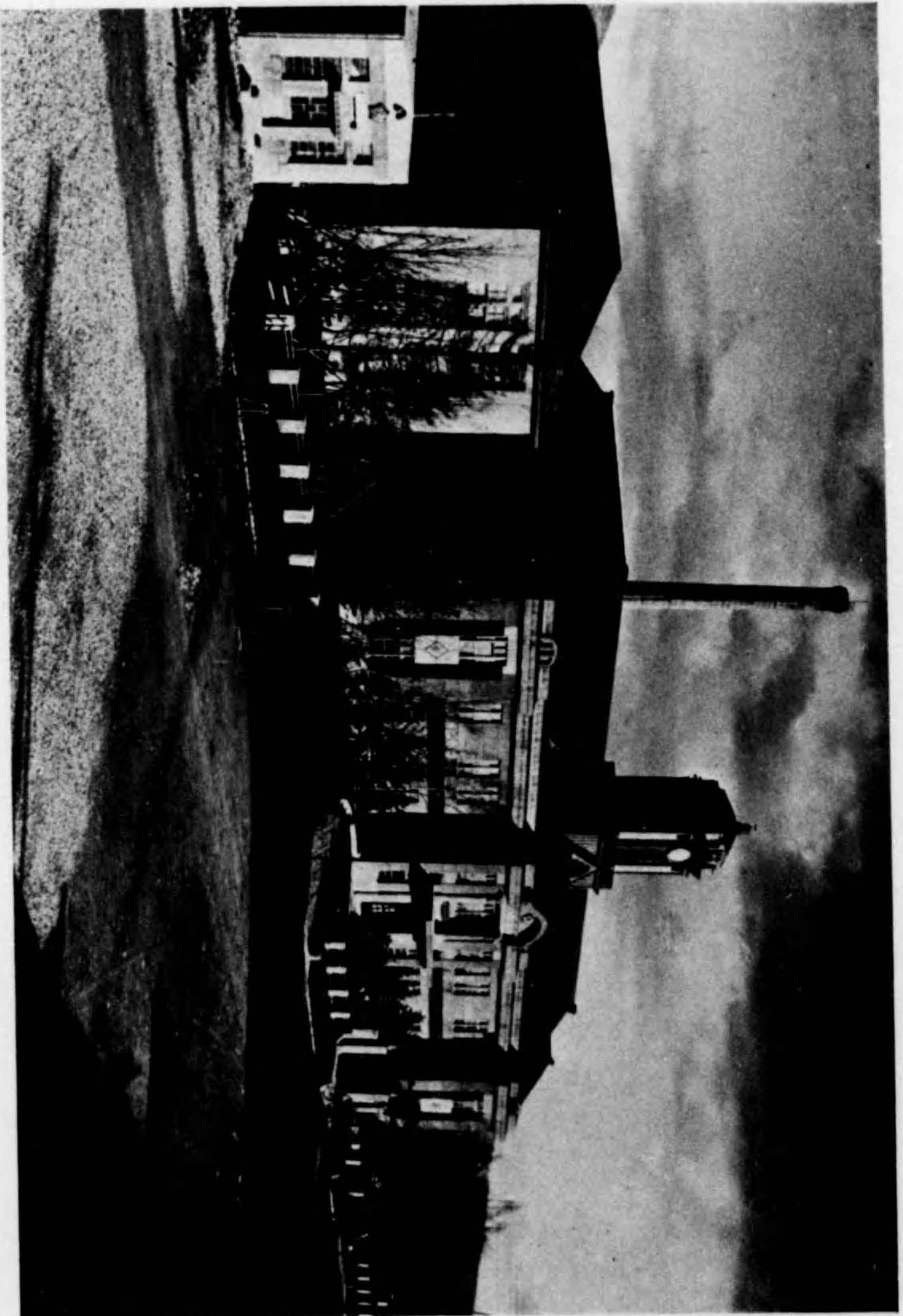
所 驗 試 央 中 廳 太 樁



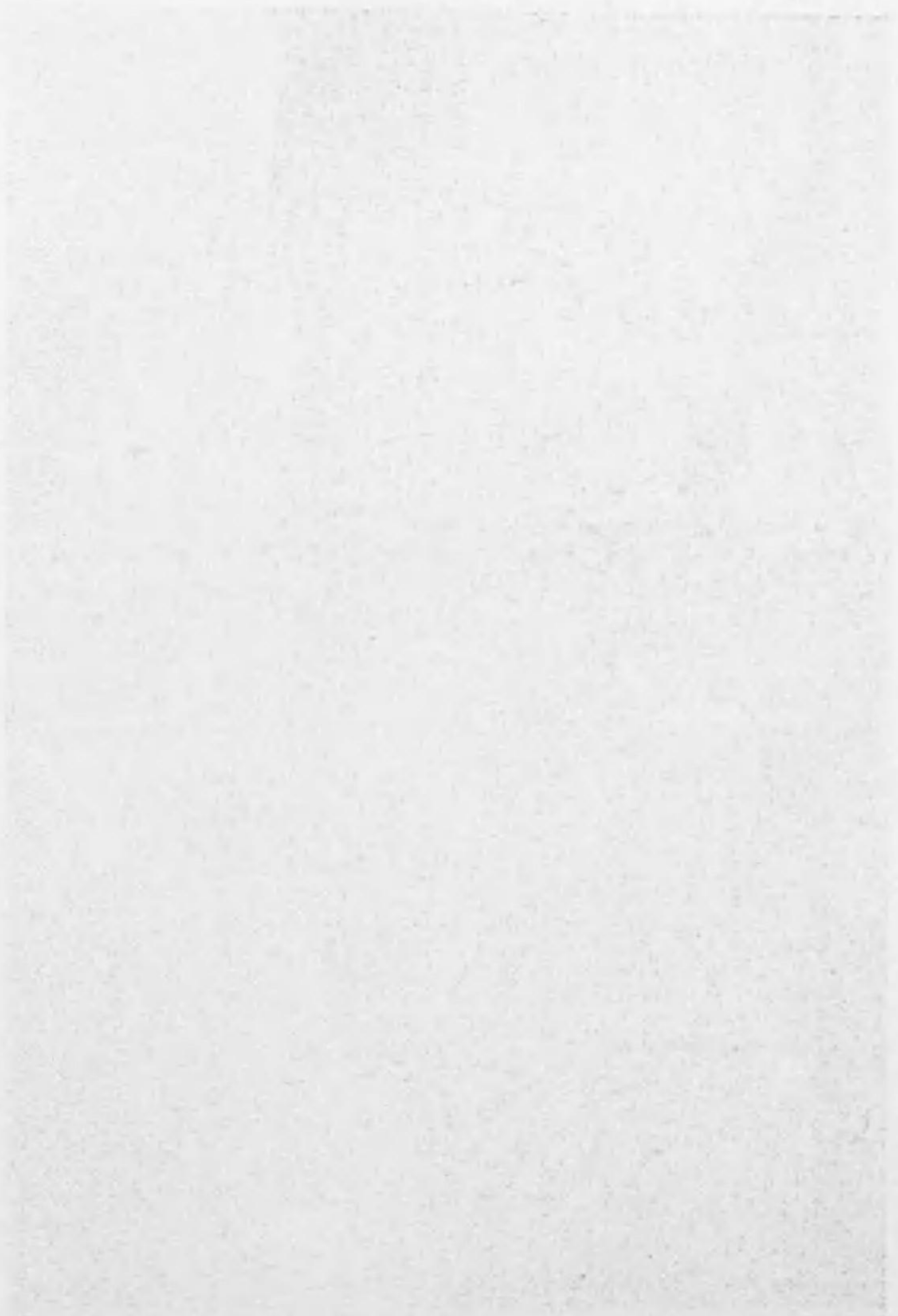


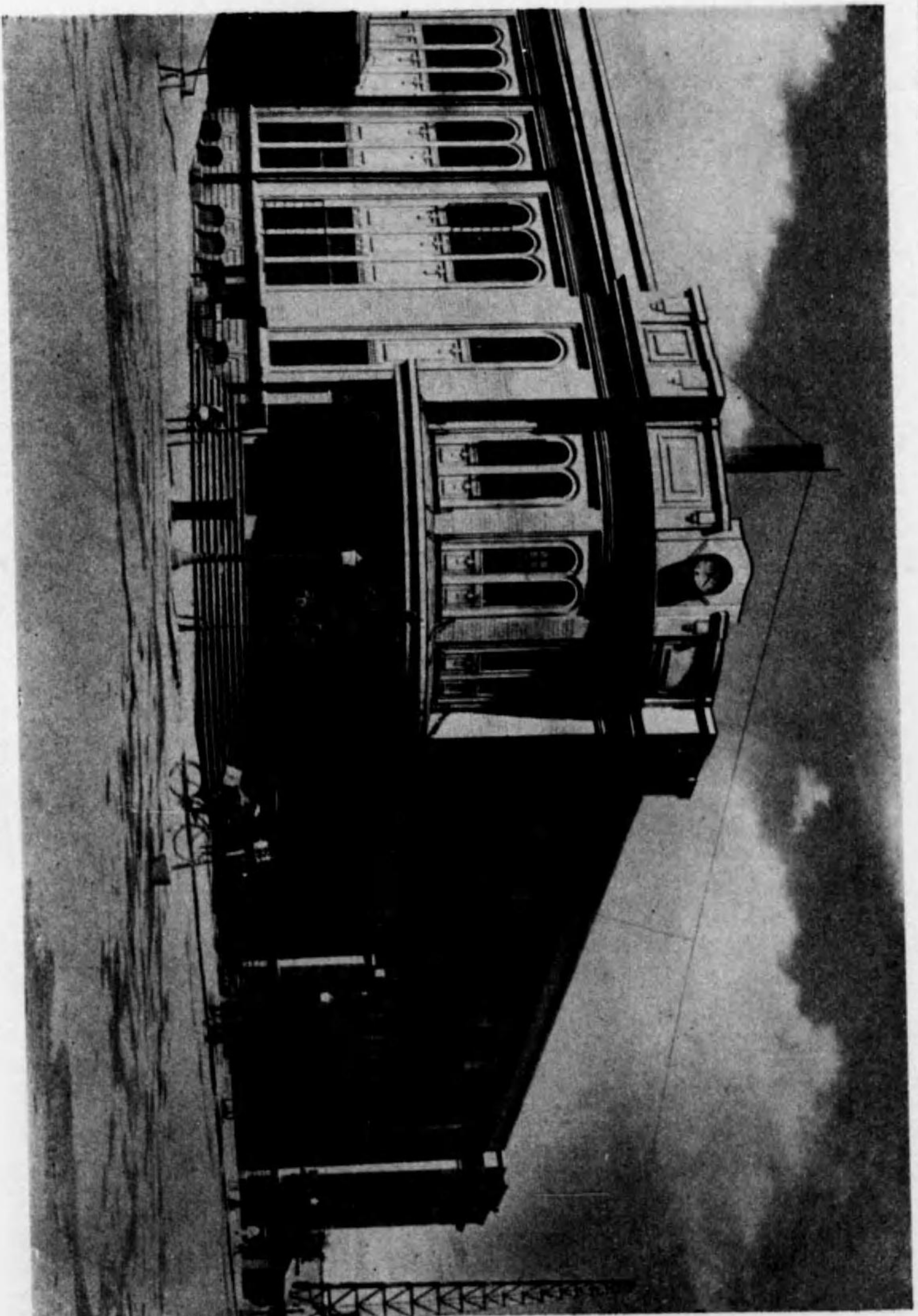
棒 太 廳 觀 測 所



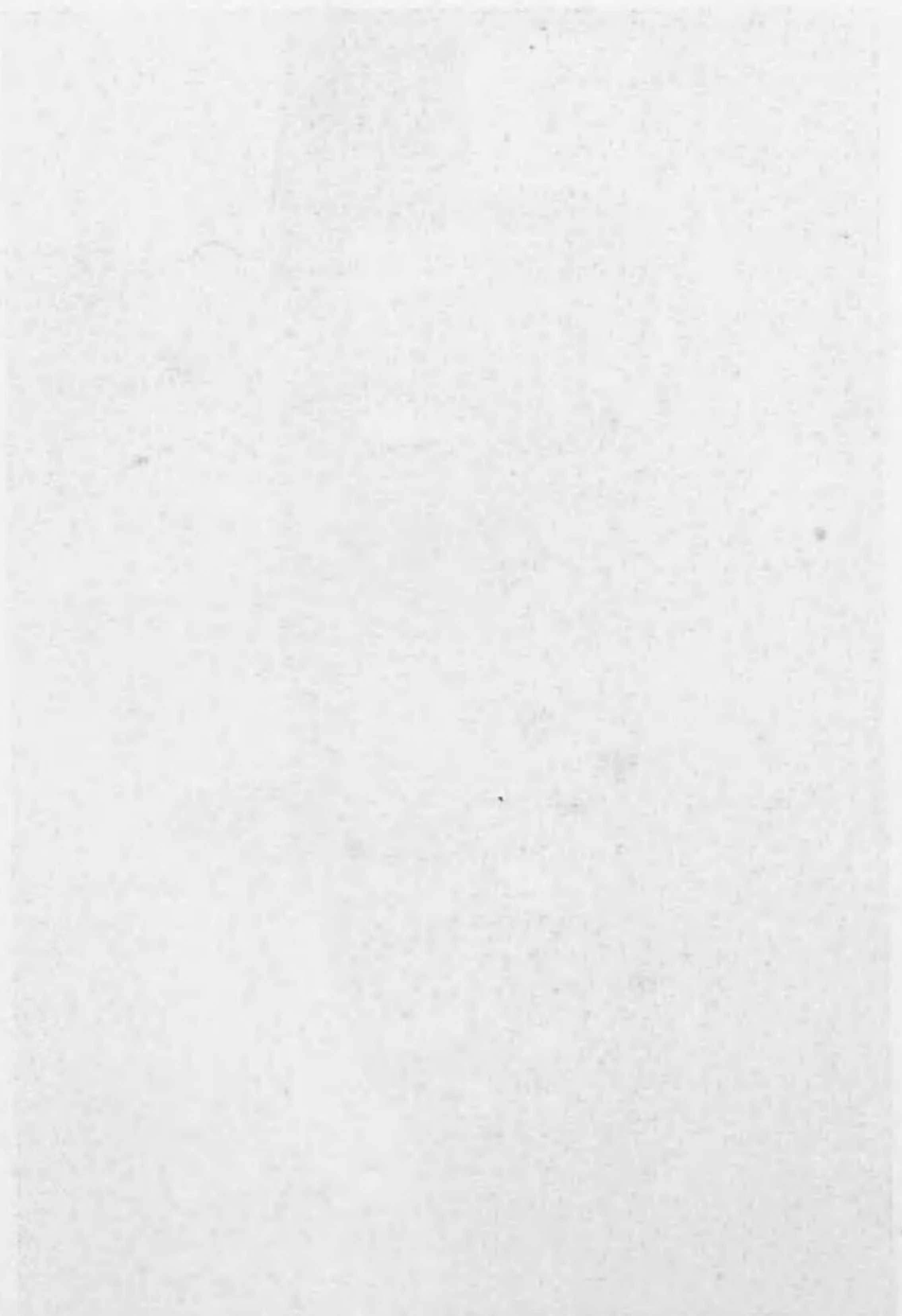


樺太鐵道事務所





樺太豊原郵便局

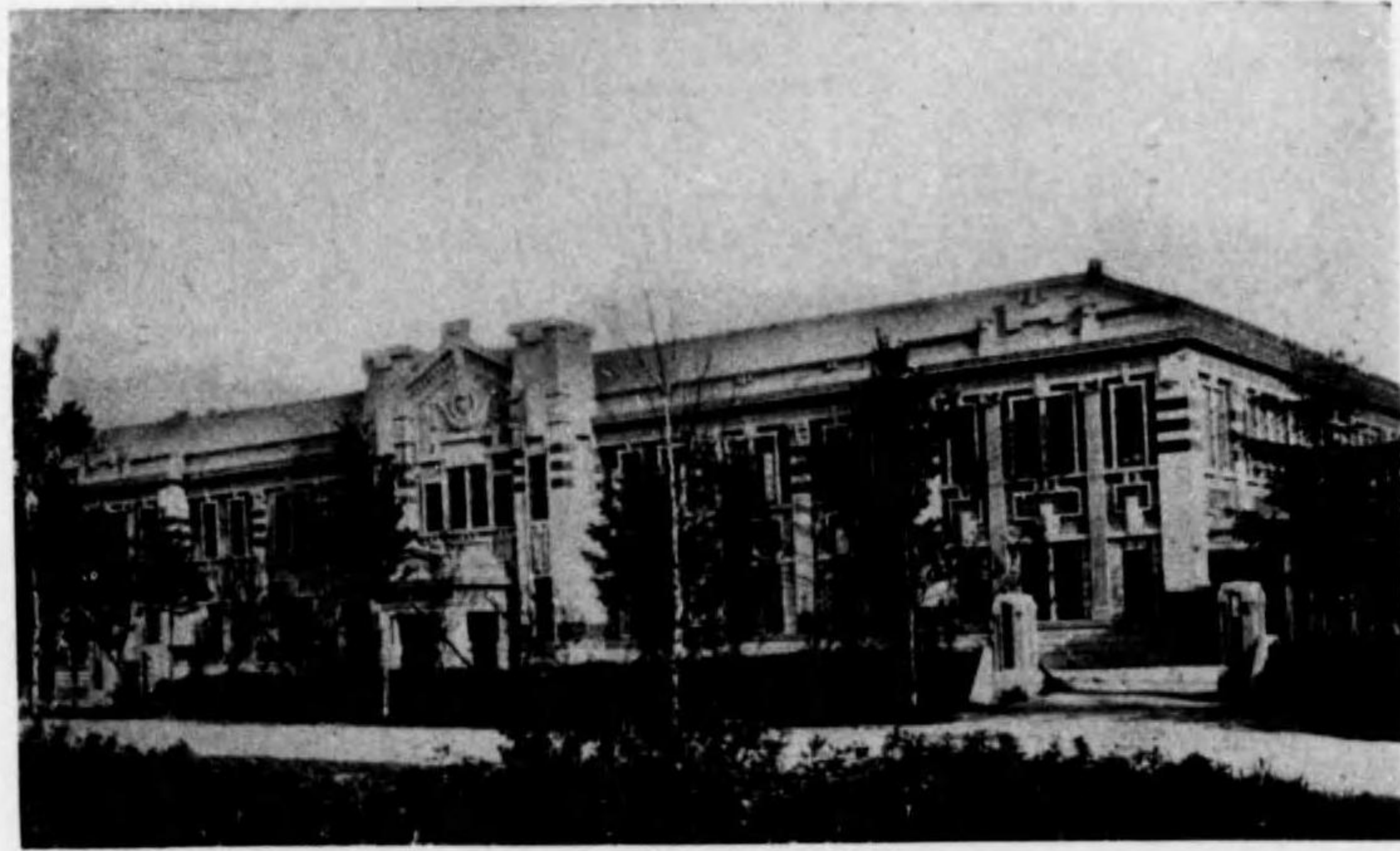




豐原憲兵分隊



樺太廳博物館



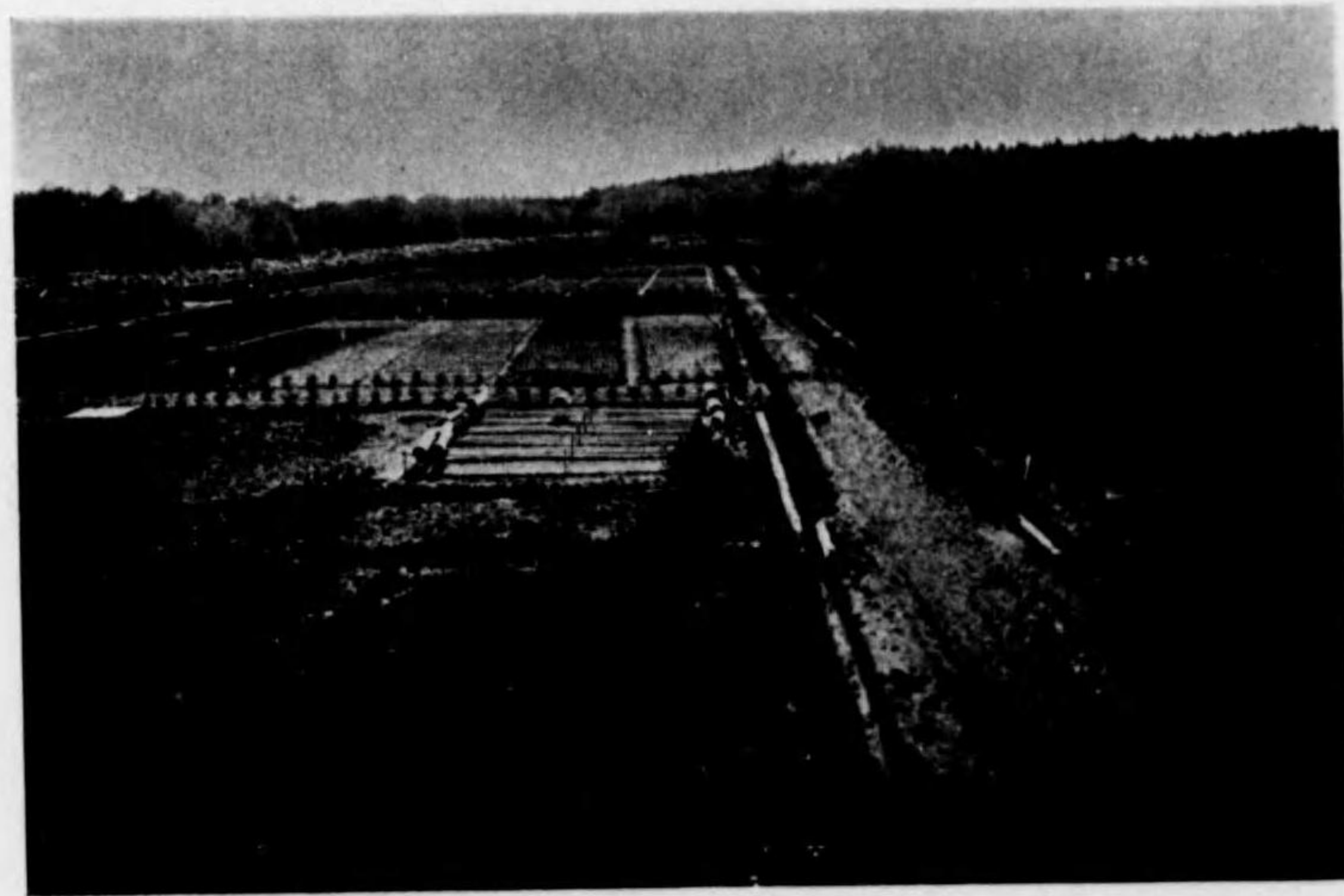
樺太廳豐原中學校



樺太廳高原高等女學校



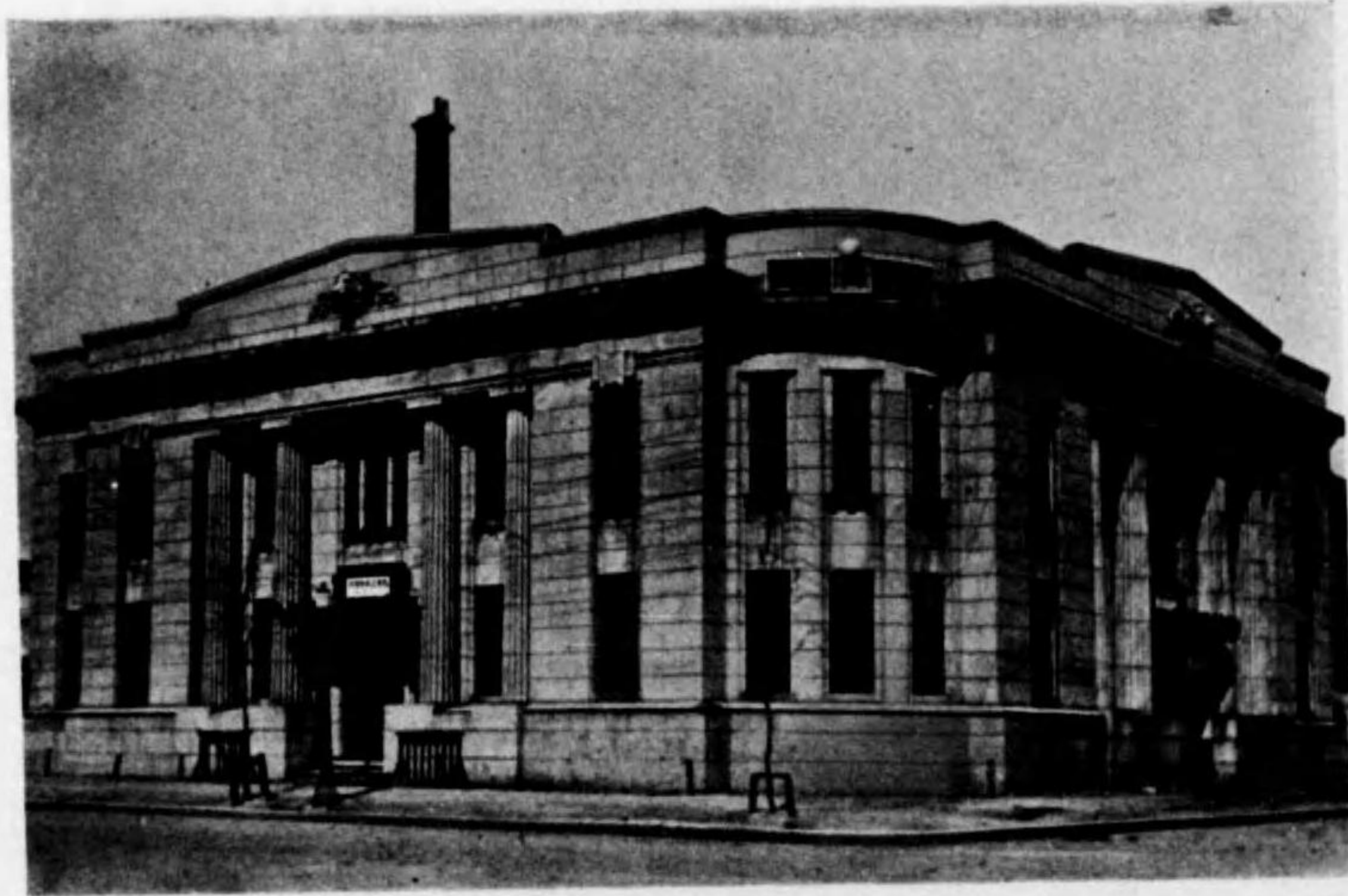
校學殖拓廳太樺



場農驗試校同



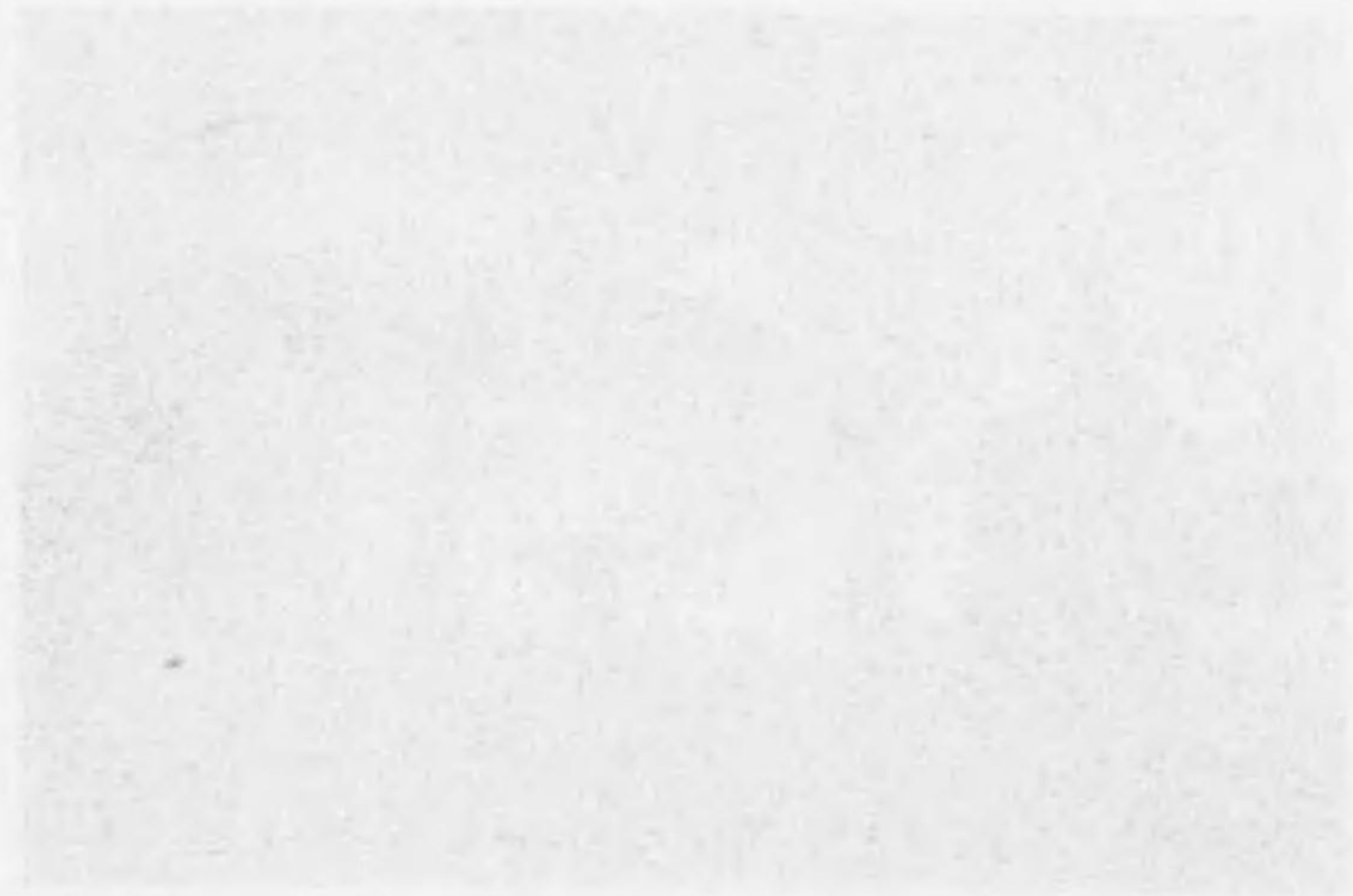




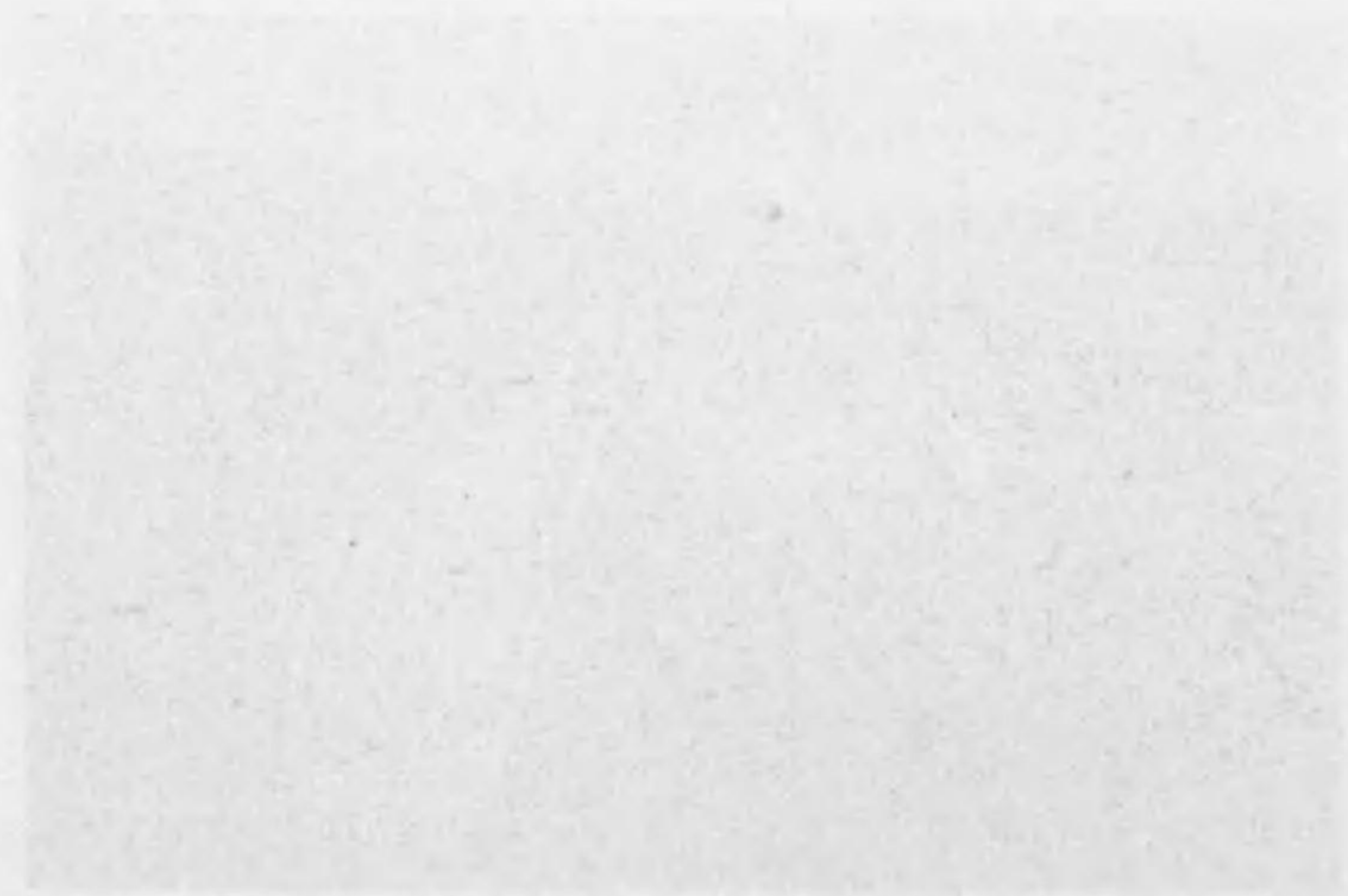
店支原豐行銀殖拓道海北



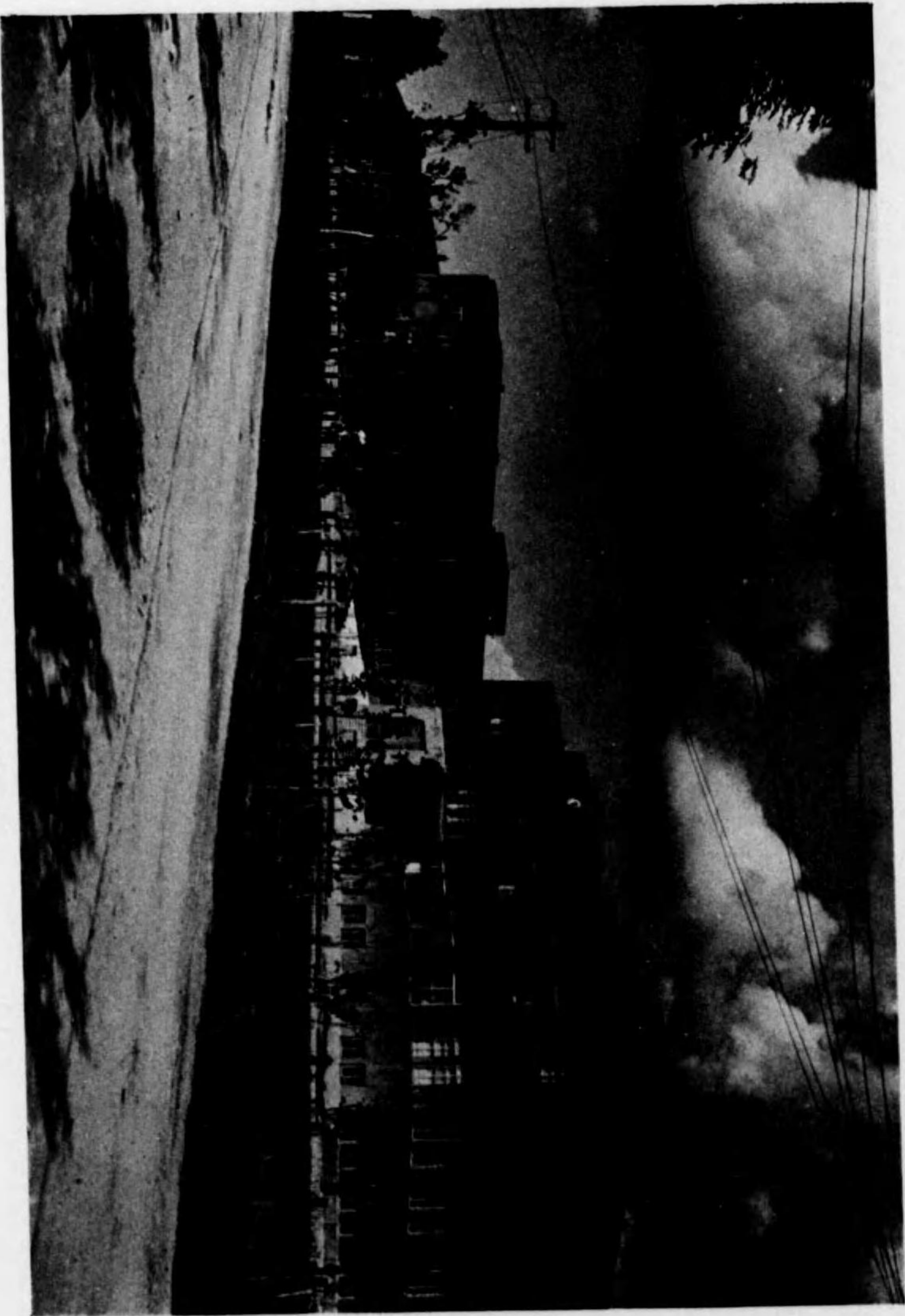
所議會工商原豐



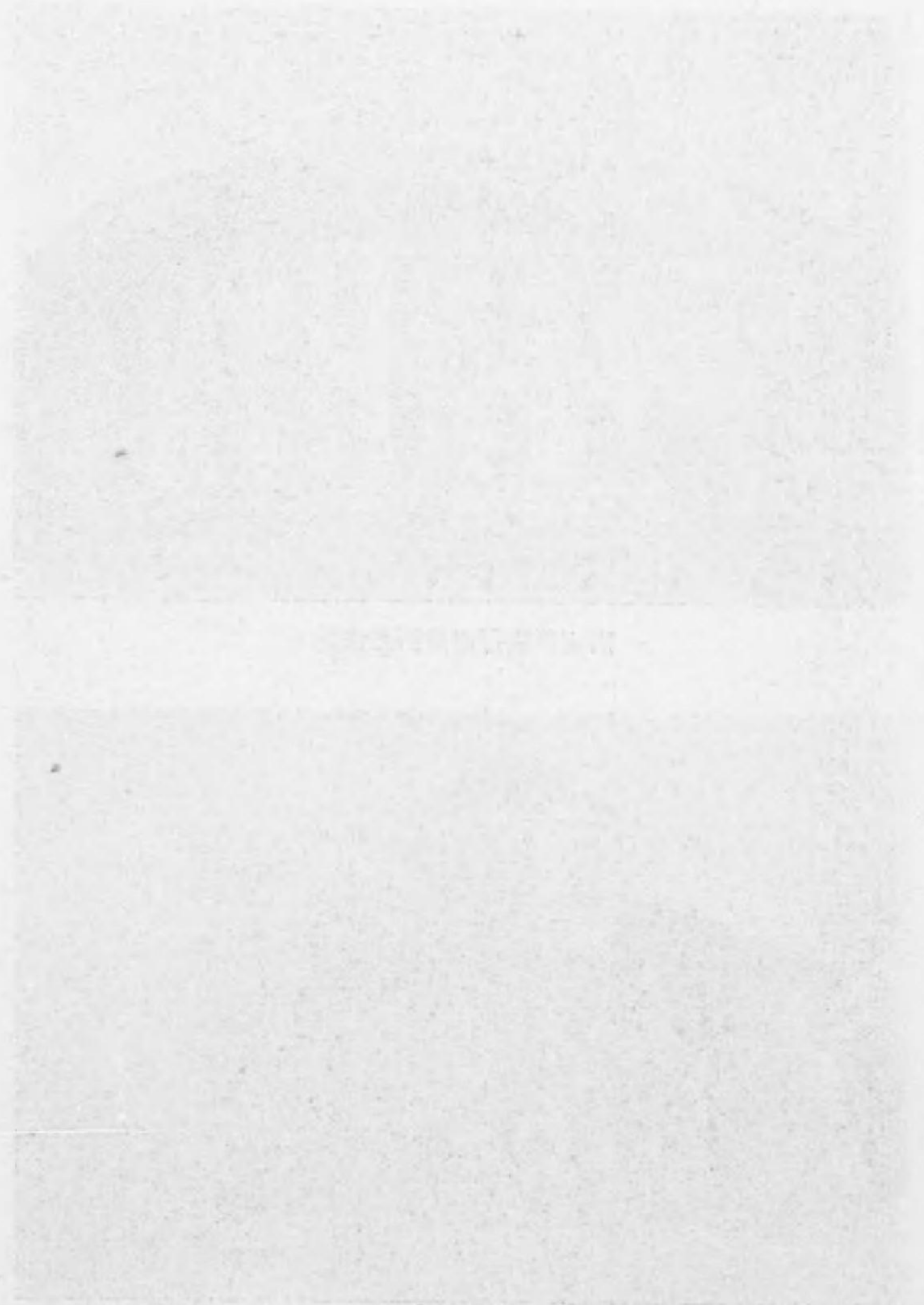
店支原豐行銀殖拓道海北

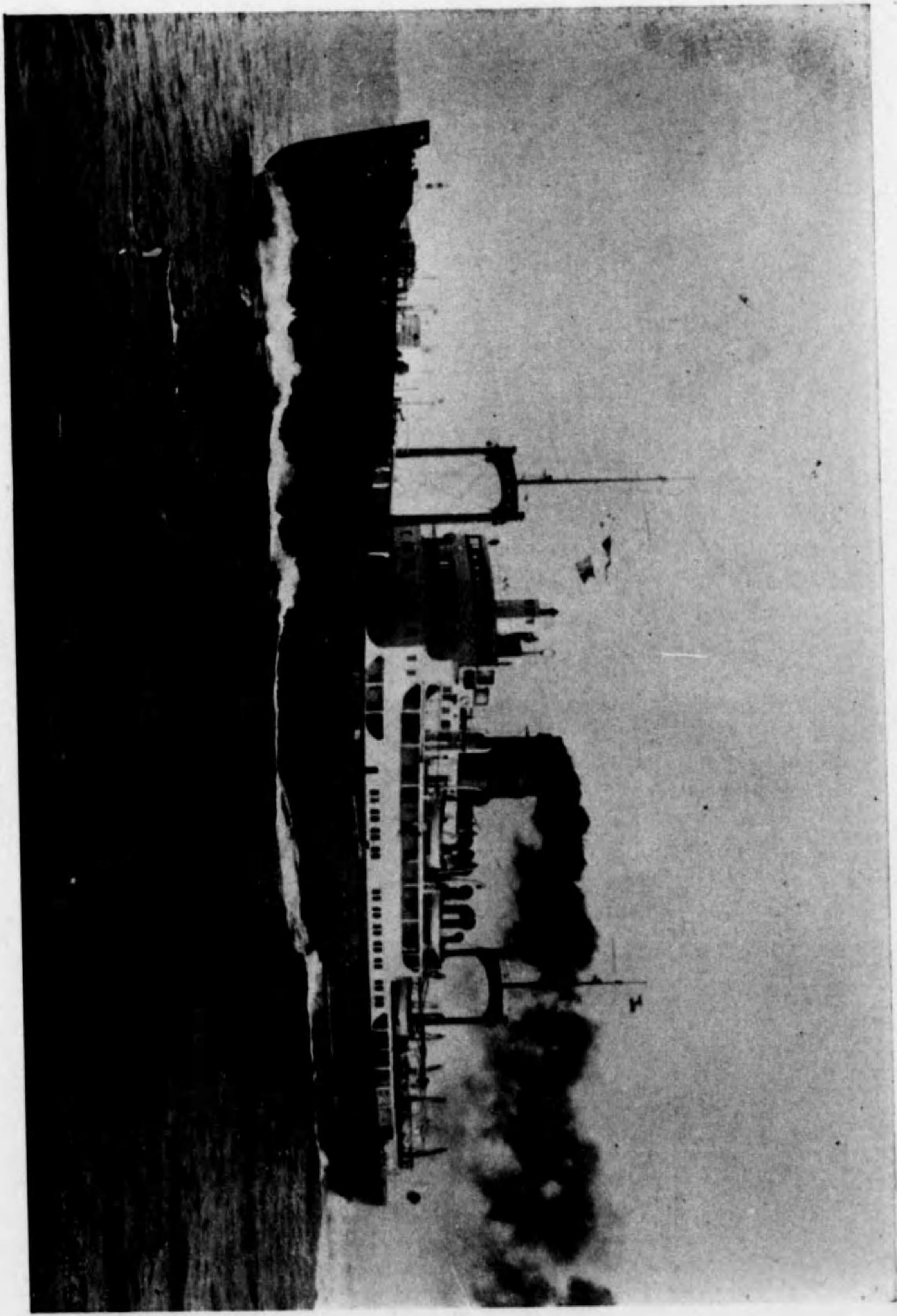


所議會工商原豐

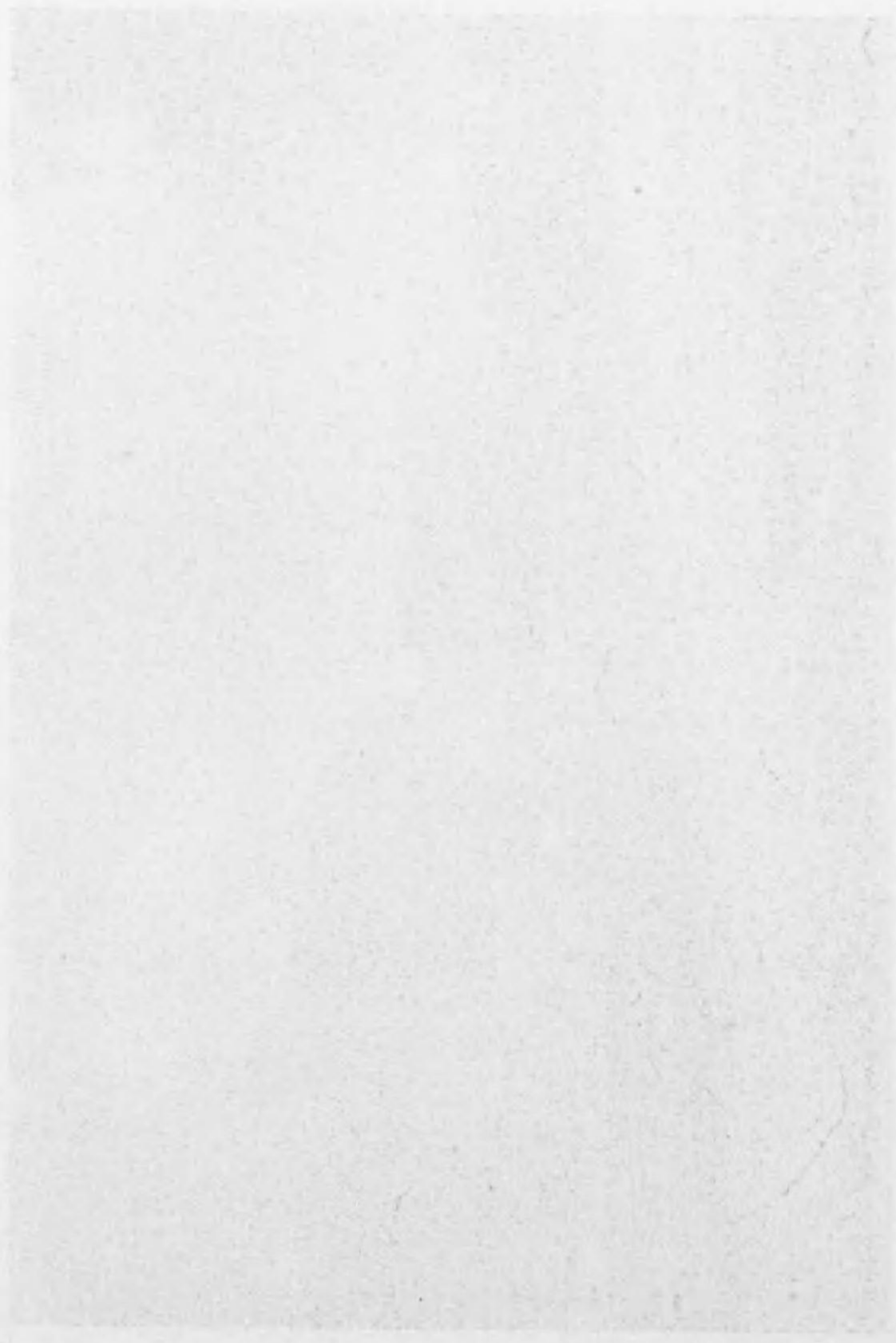


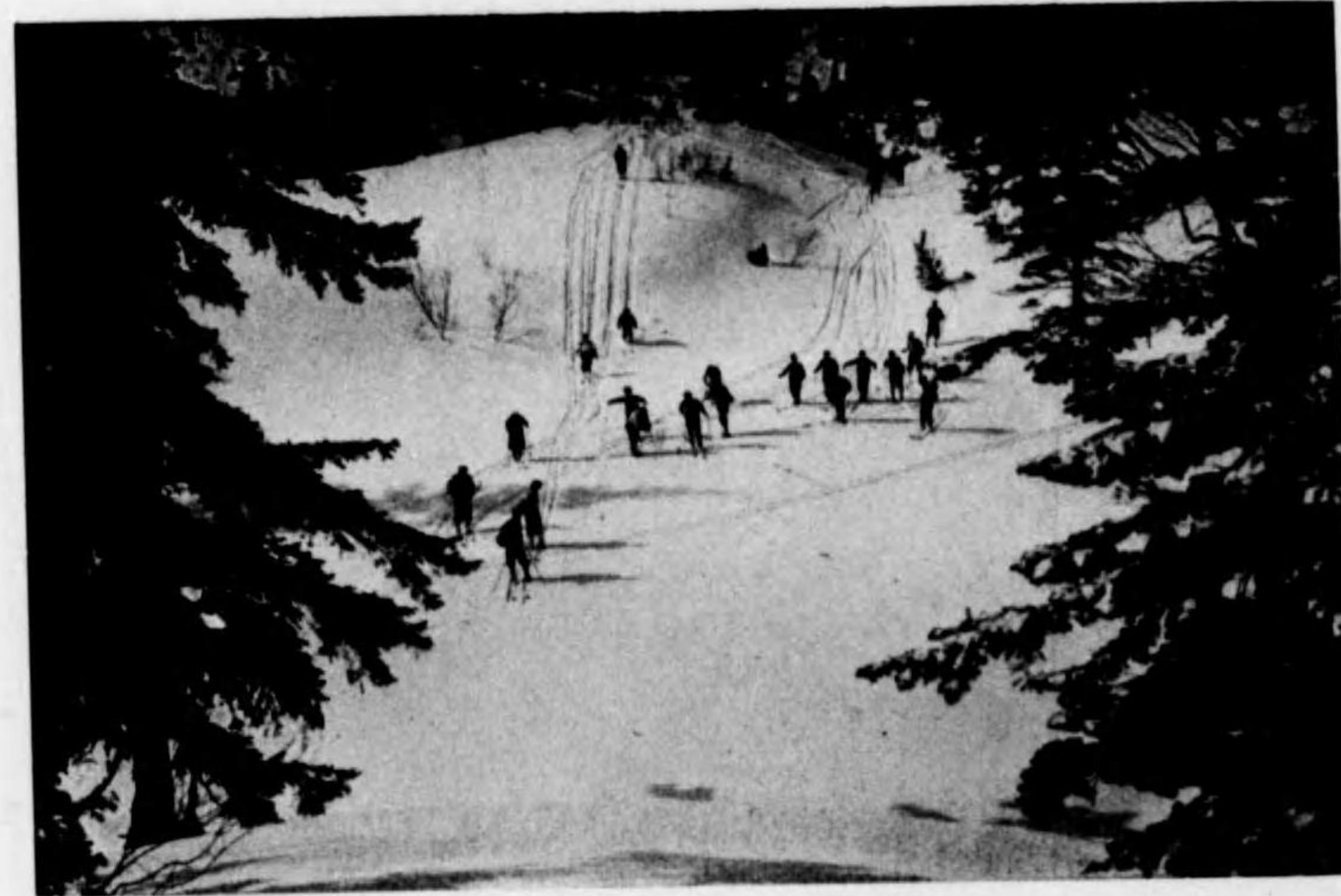
院醫原豐廳太樺





丸谷宗船絡連泊稚 (頭七五三 船米碎)

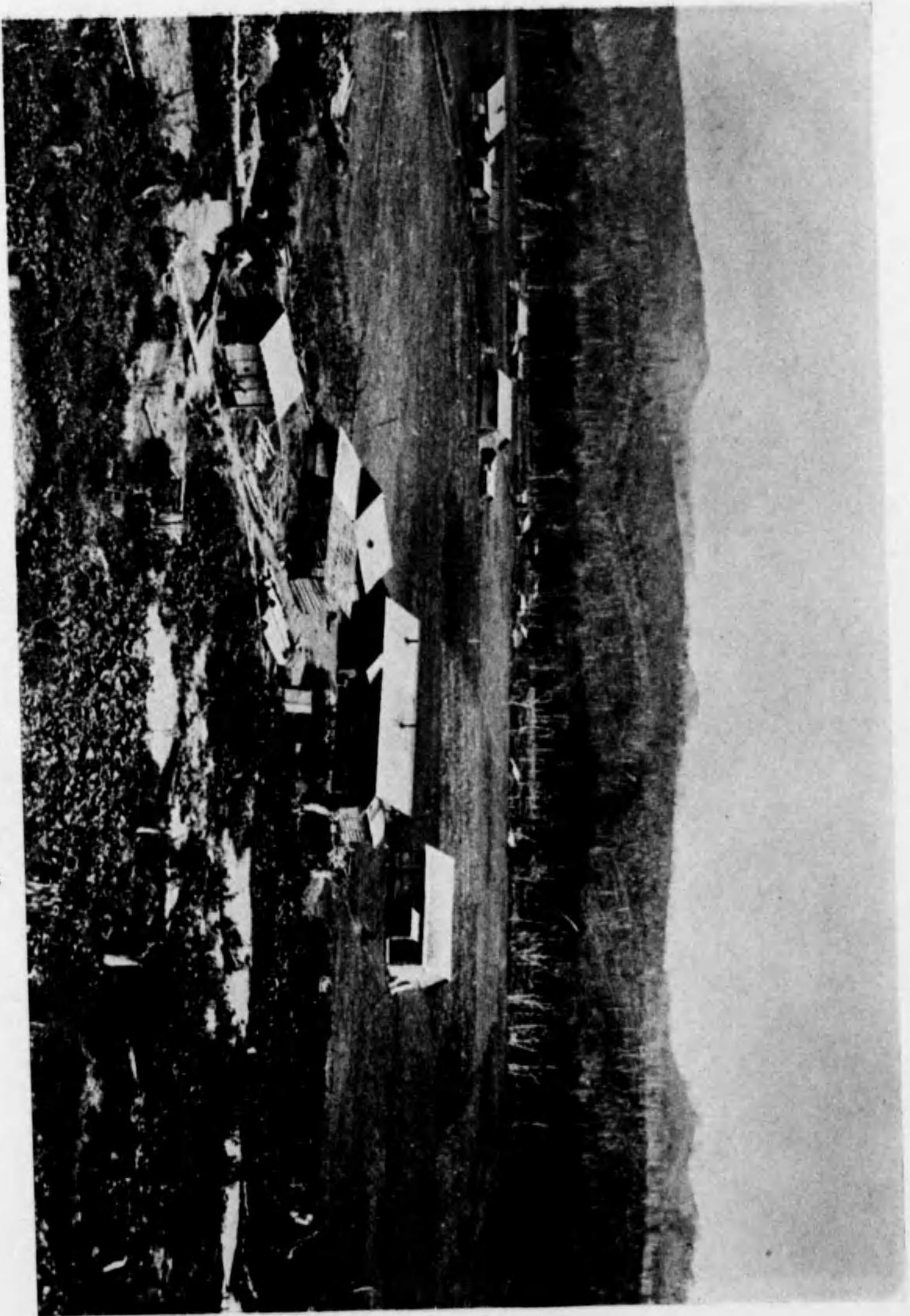




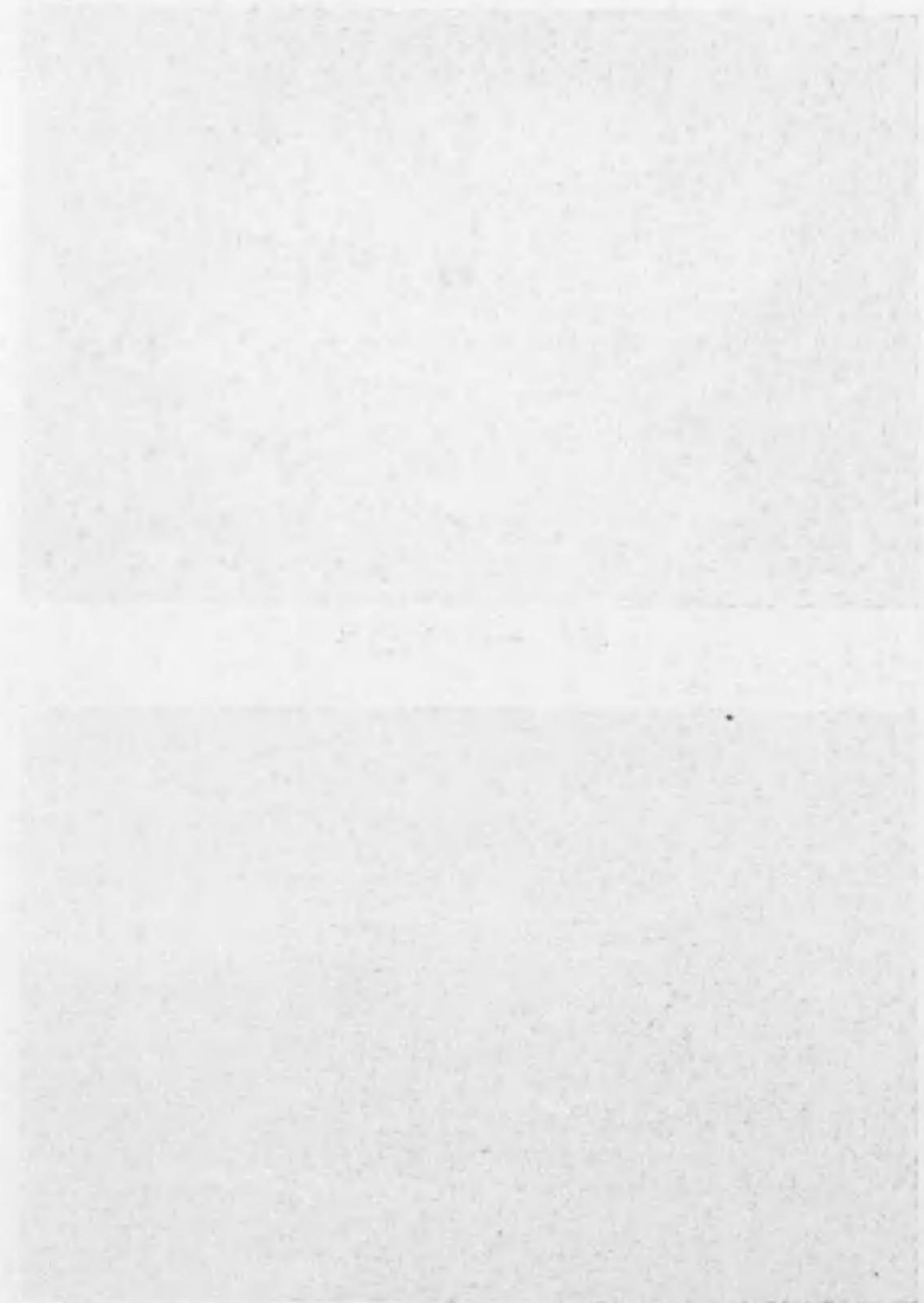
ス キ ー 場



山 頂 を 行 く

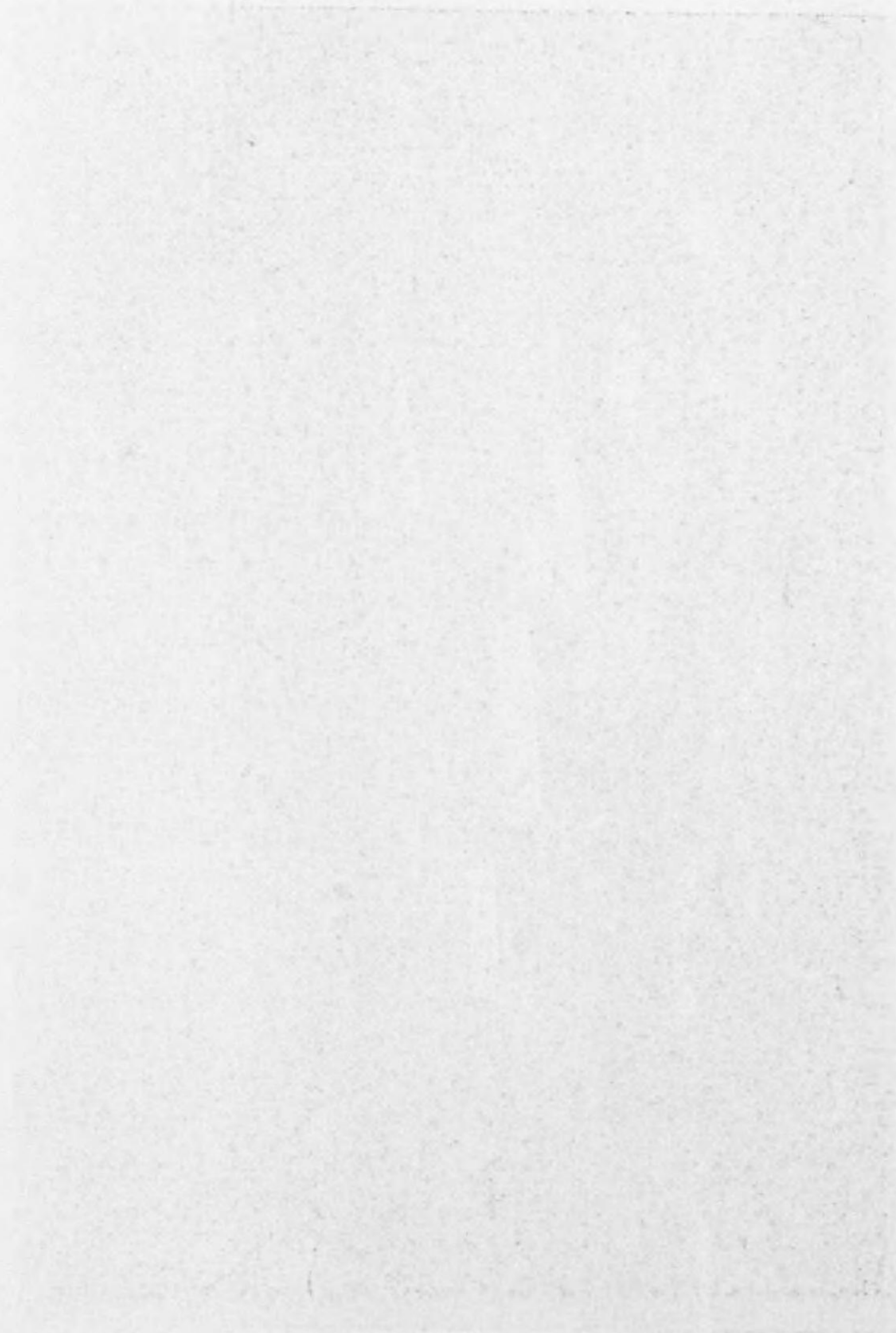


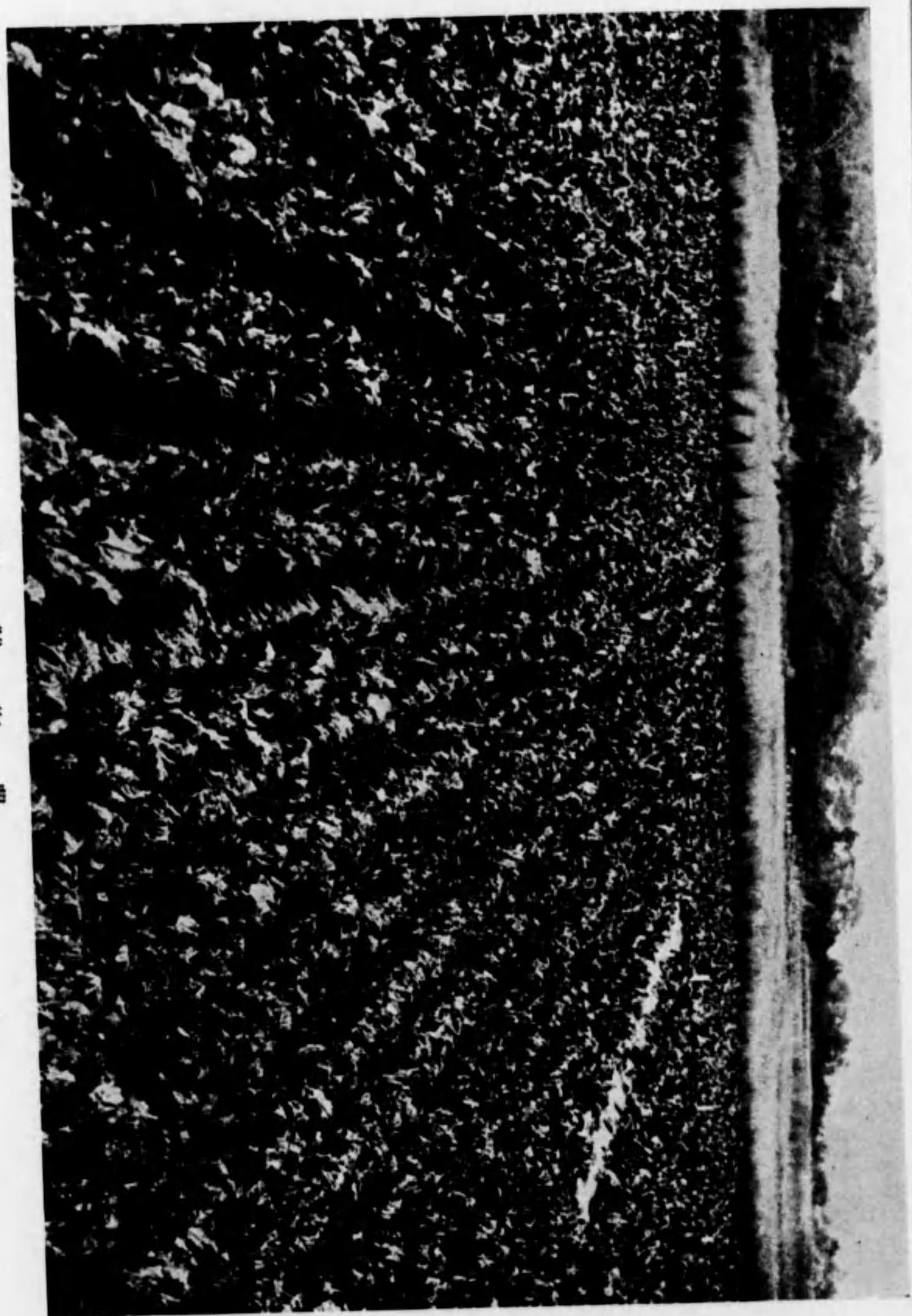
地 民 殖 (最 須 處)





耕 作 狀 況



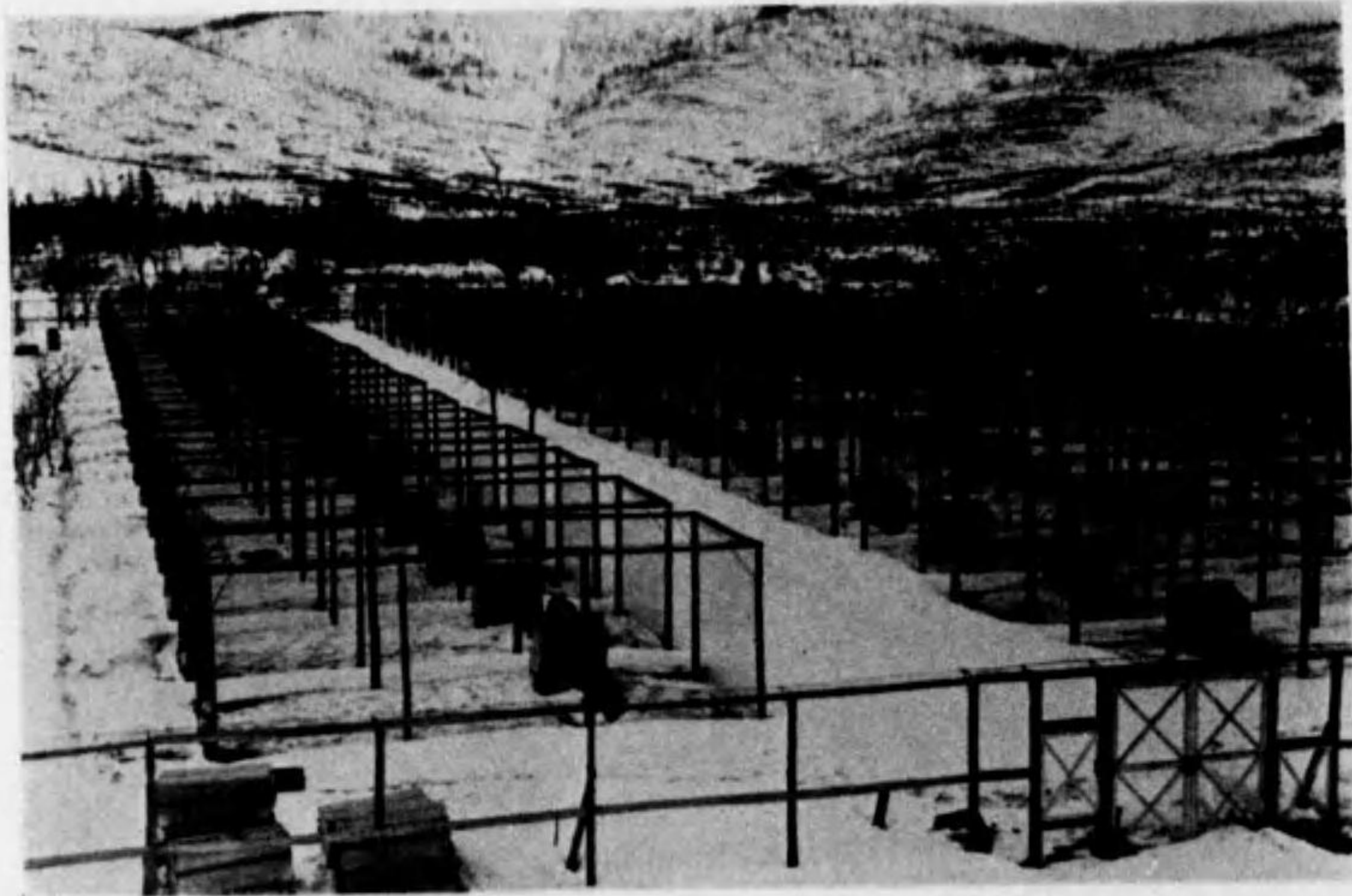


農作状況 (E-101 葉集)

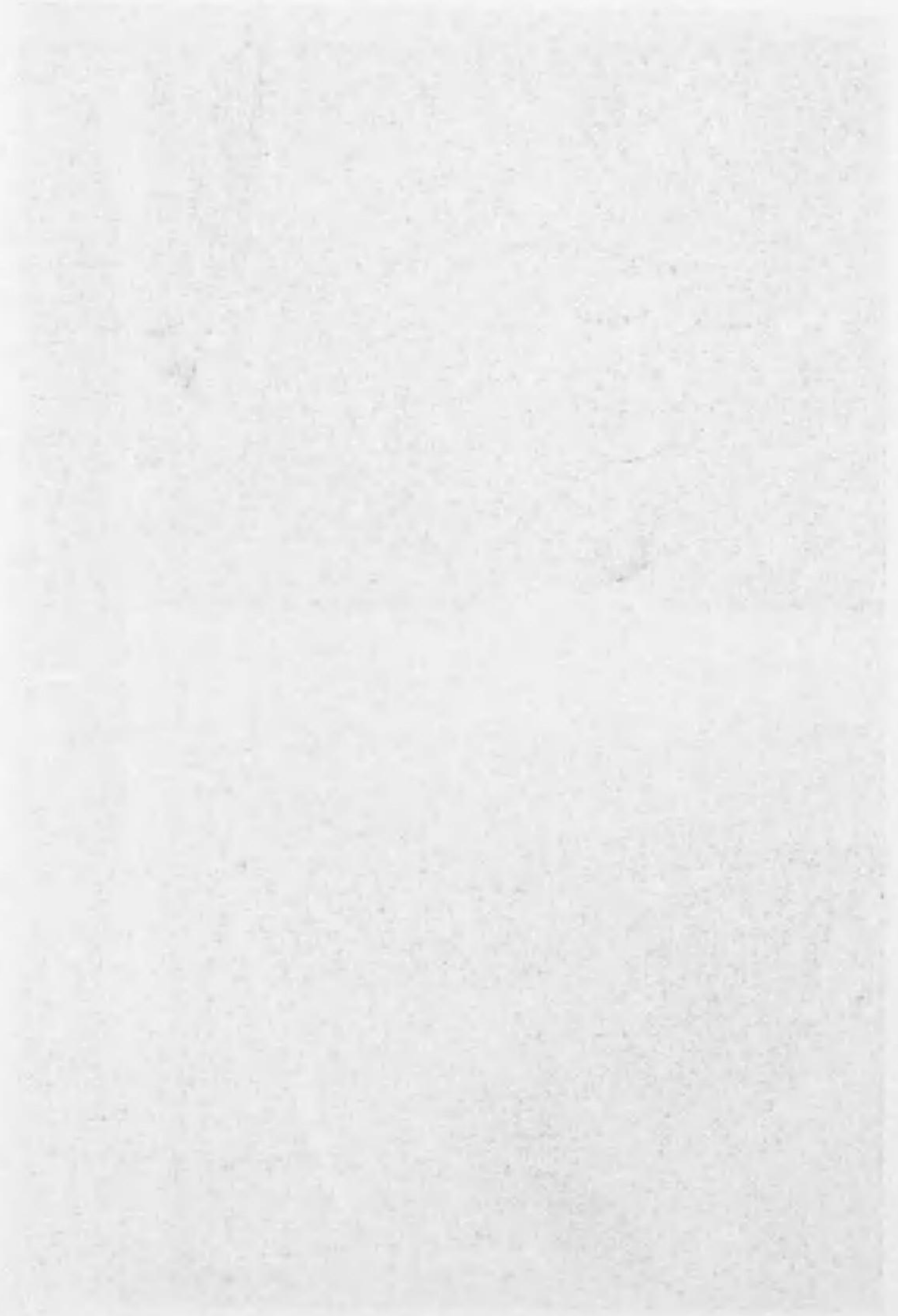




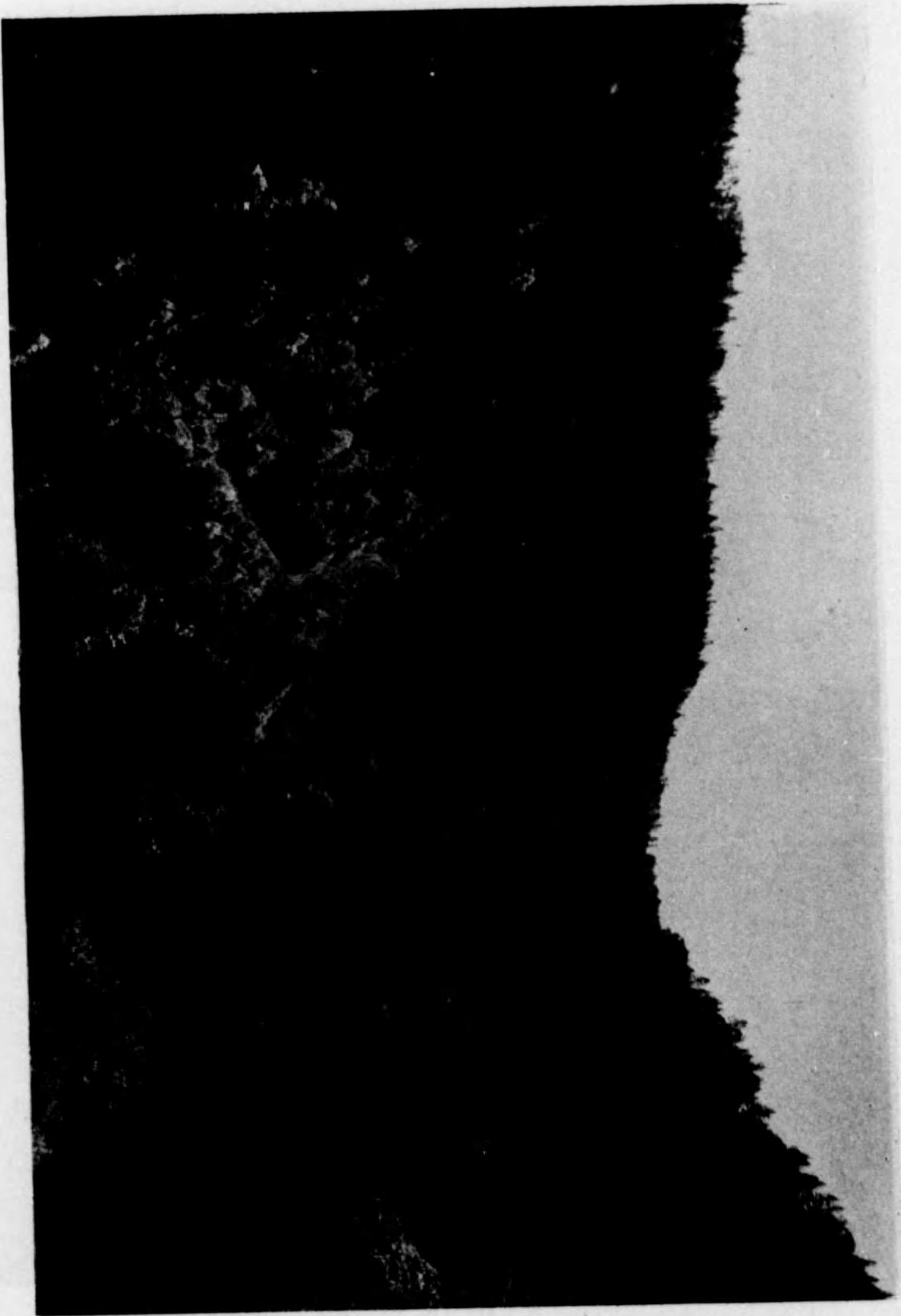
牧 放



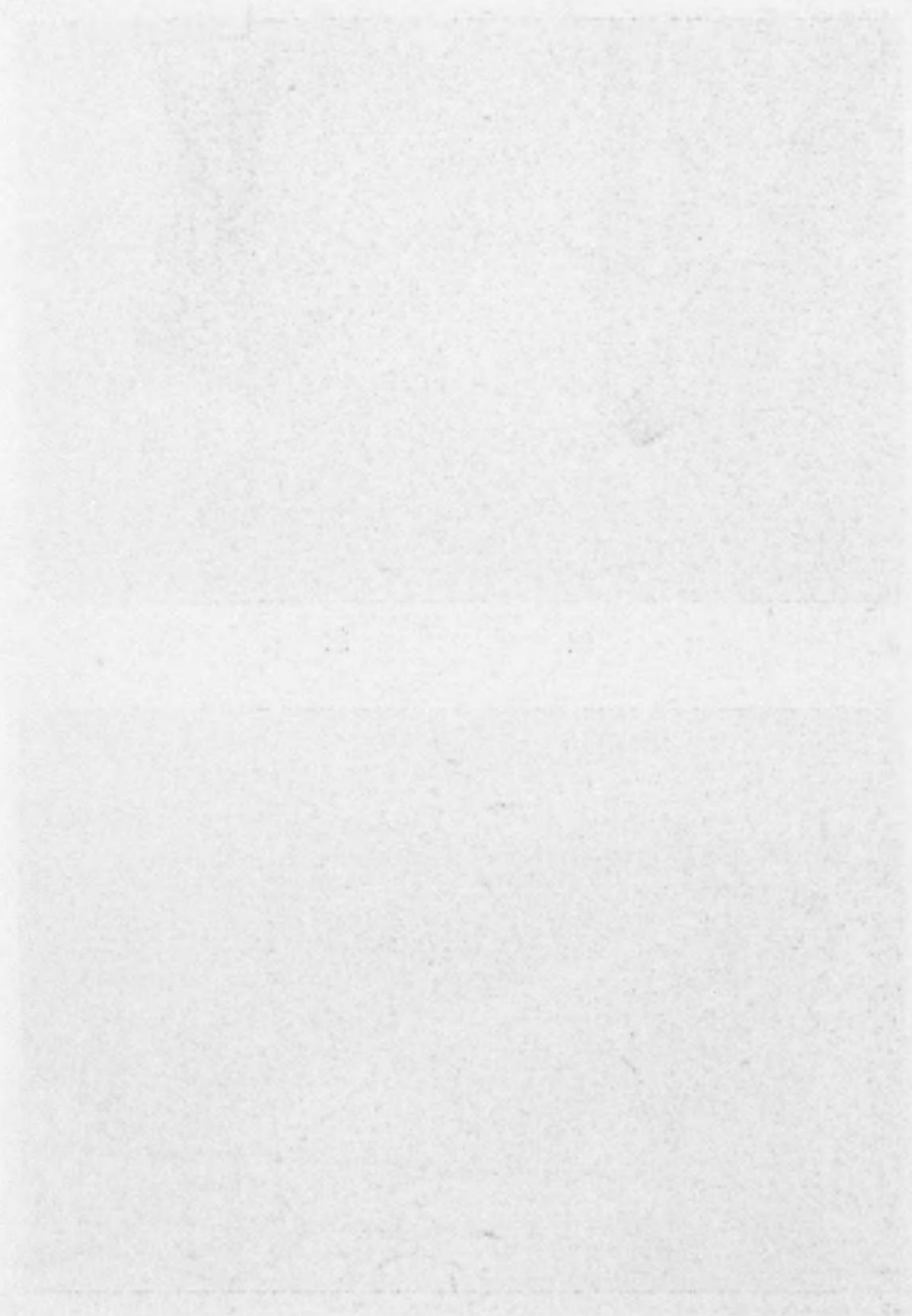
場 狐 養





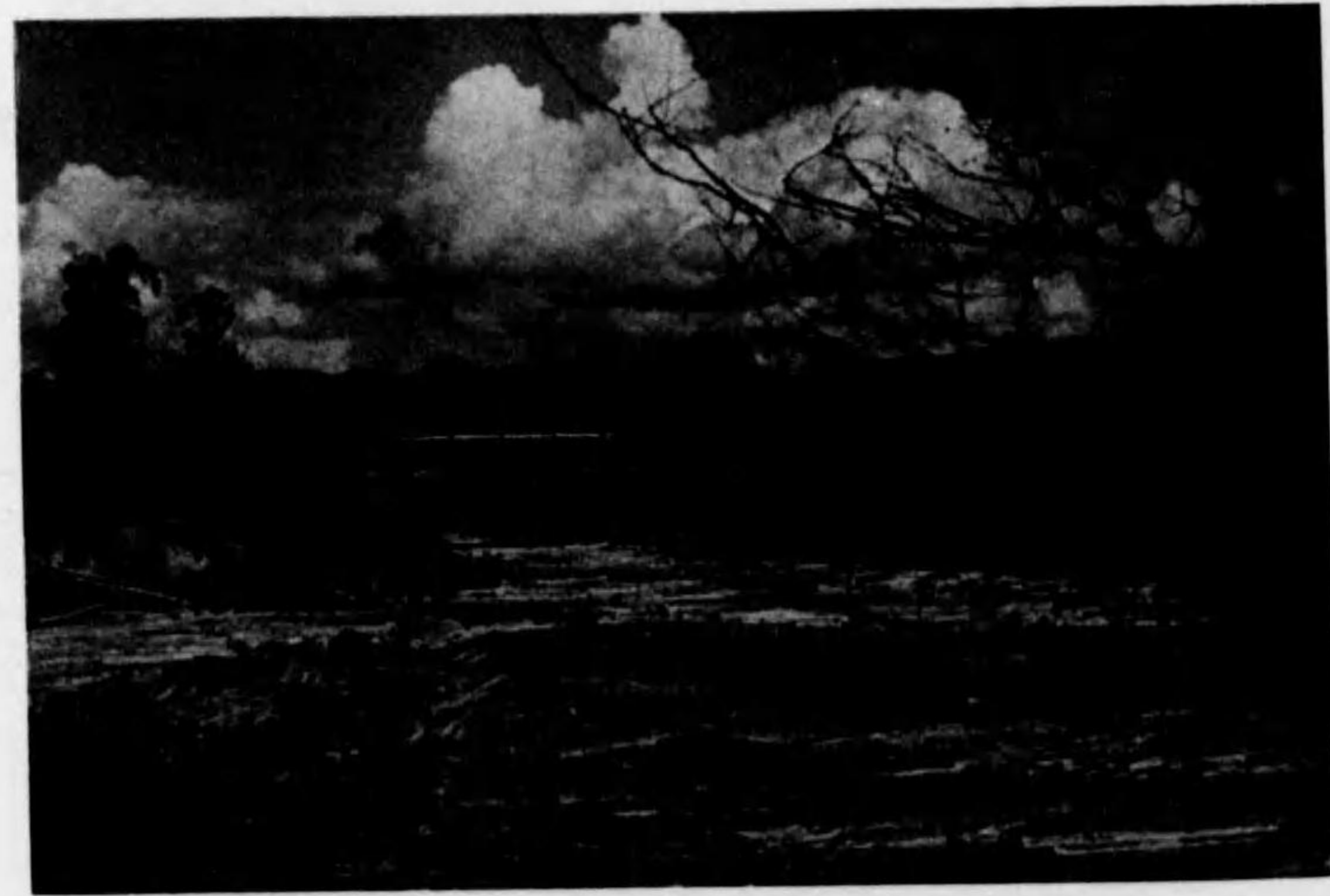


林 相 (明瓦壘)

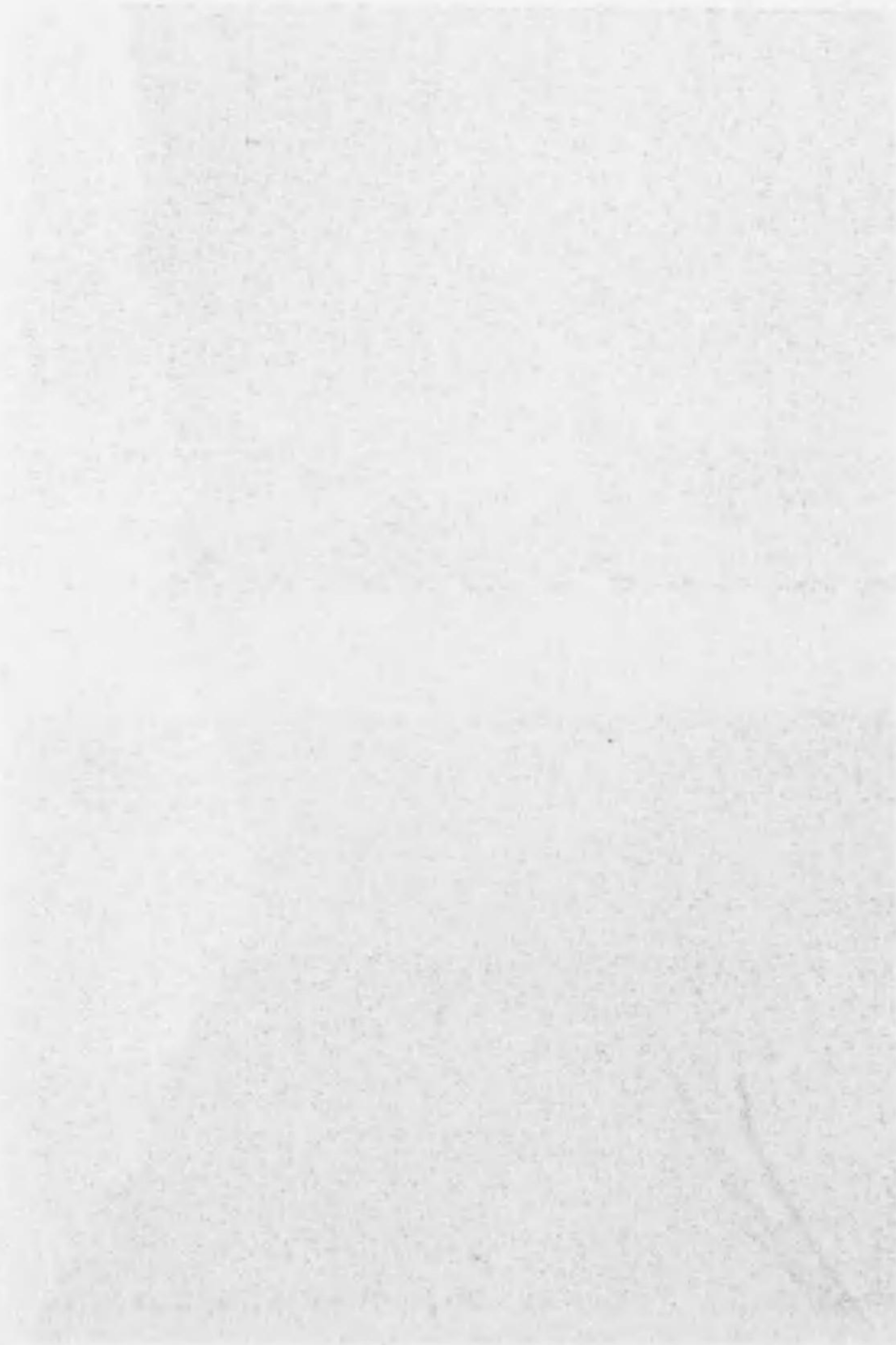




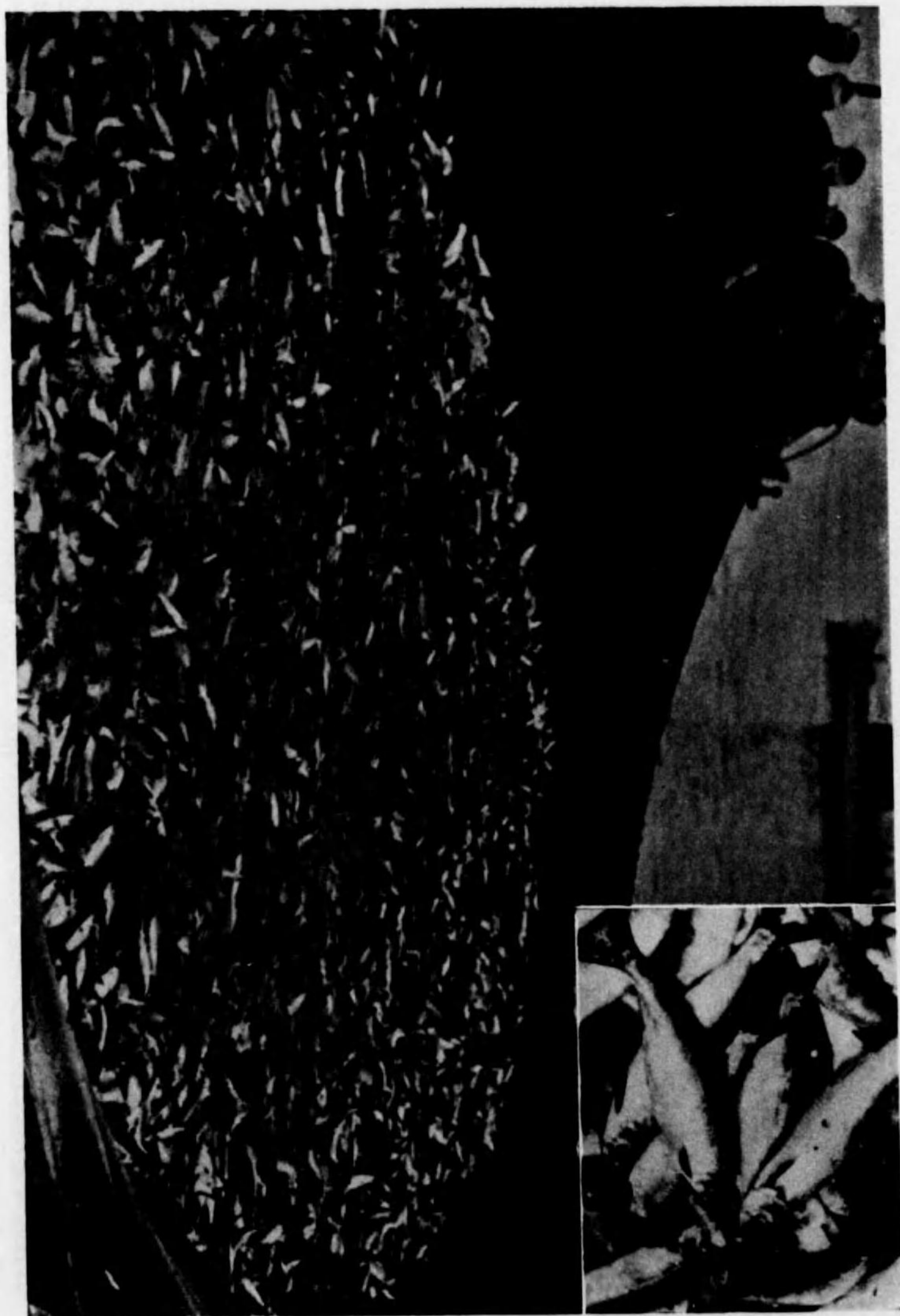
木 伐

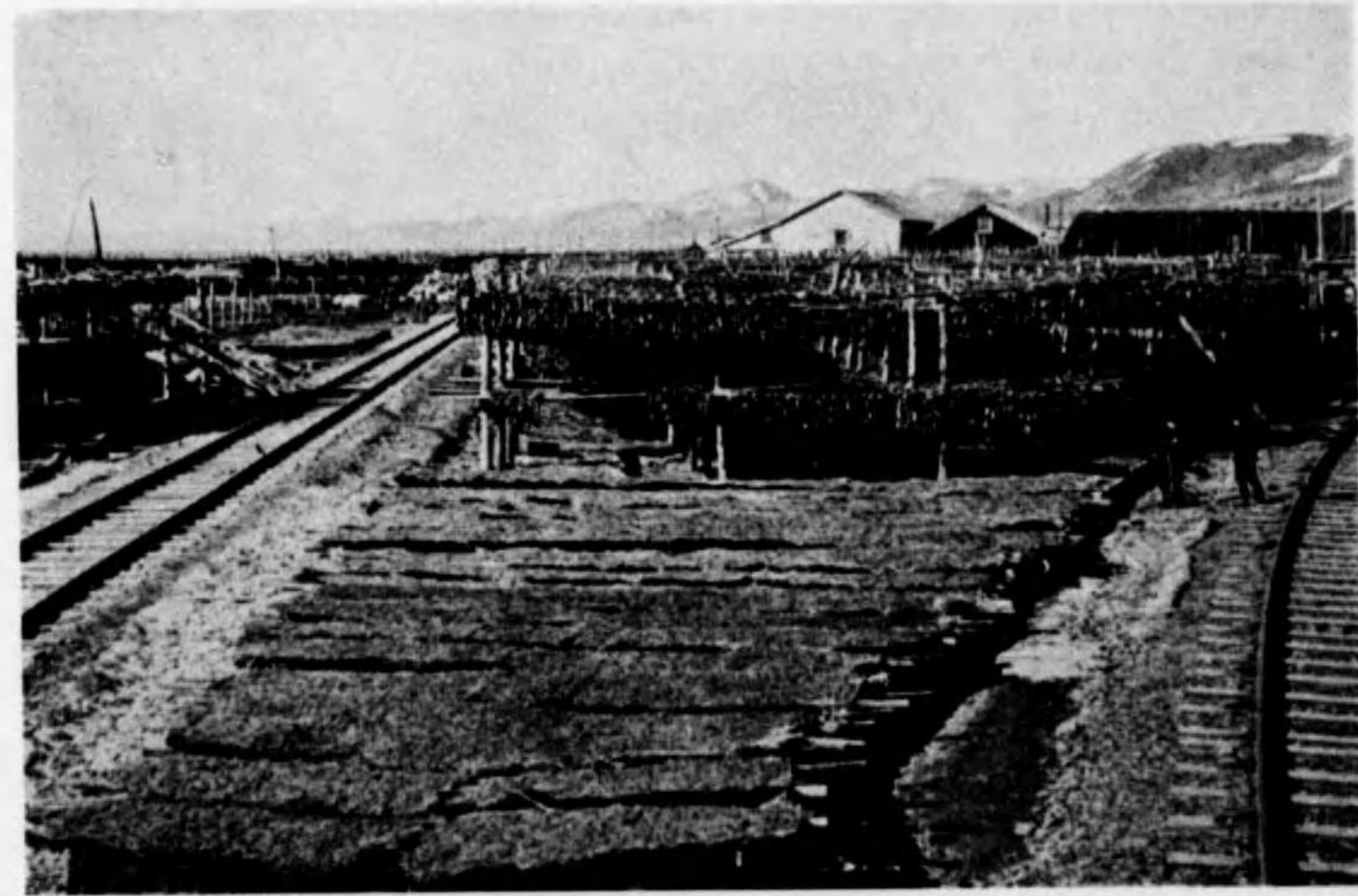


送流の材木



漁 鯨

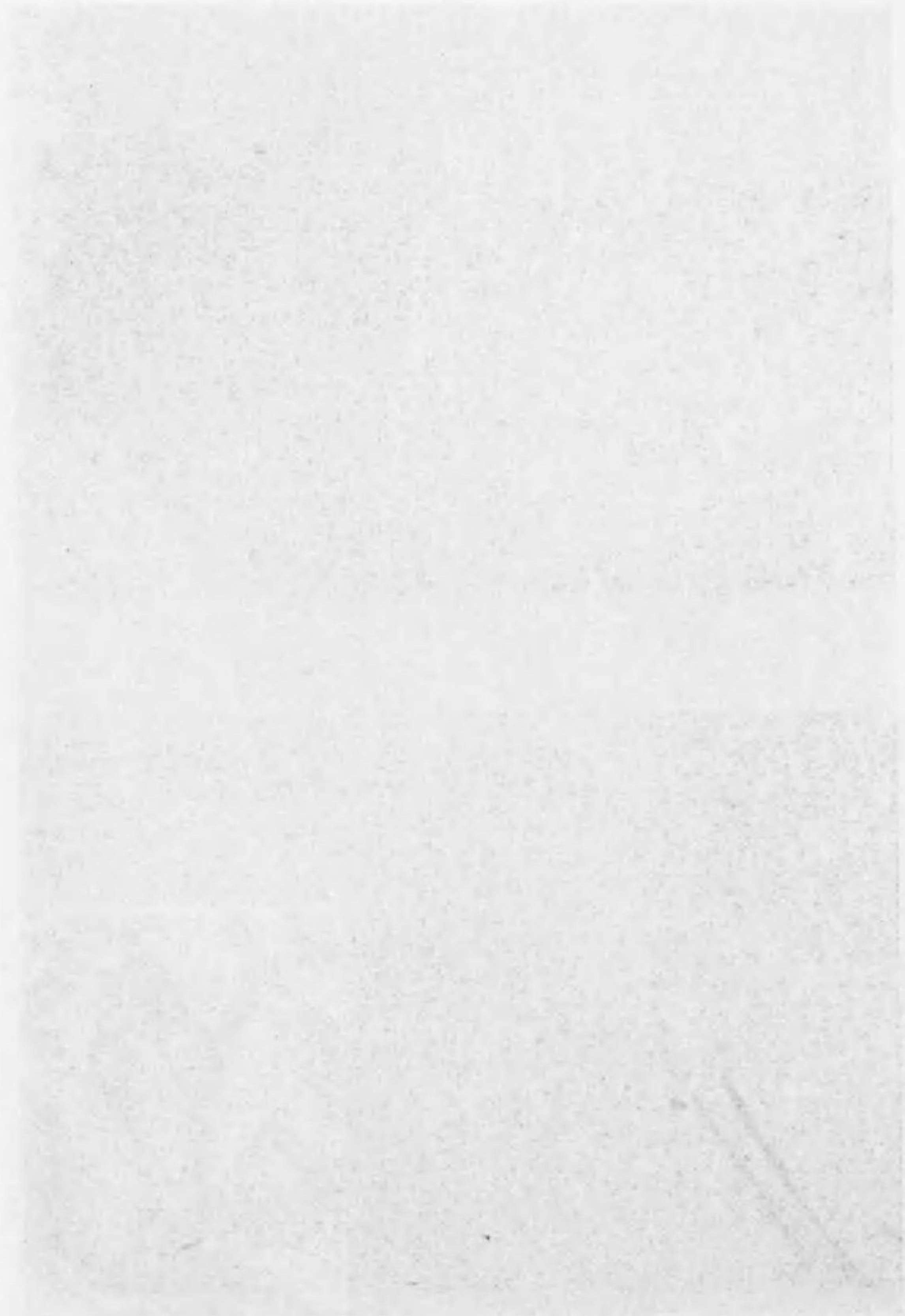




(乾鱈ハ前手) 場 乾 鱈

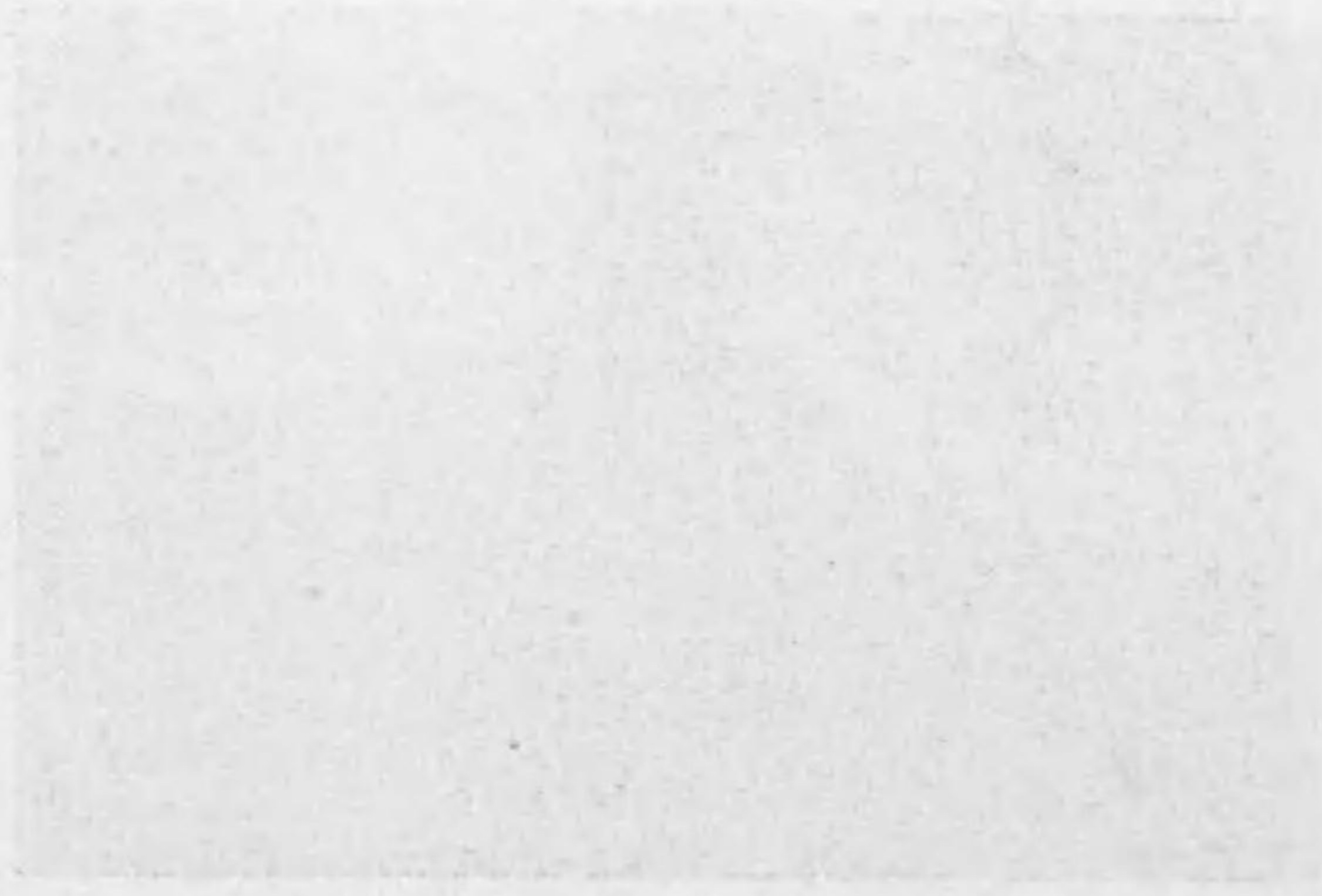


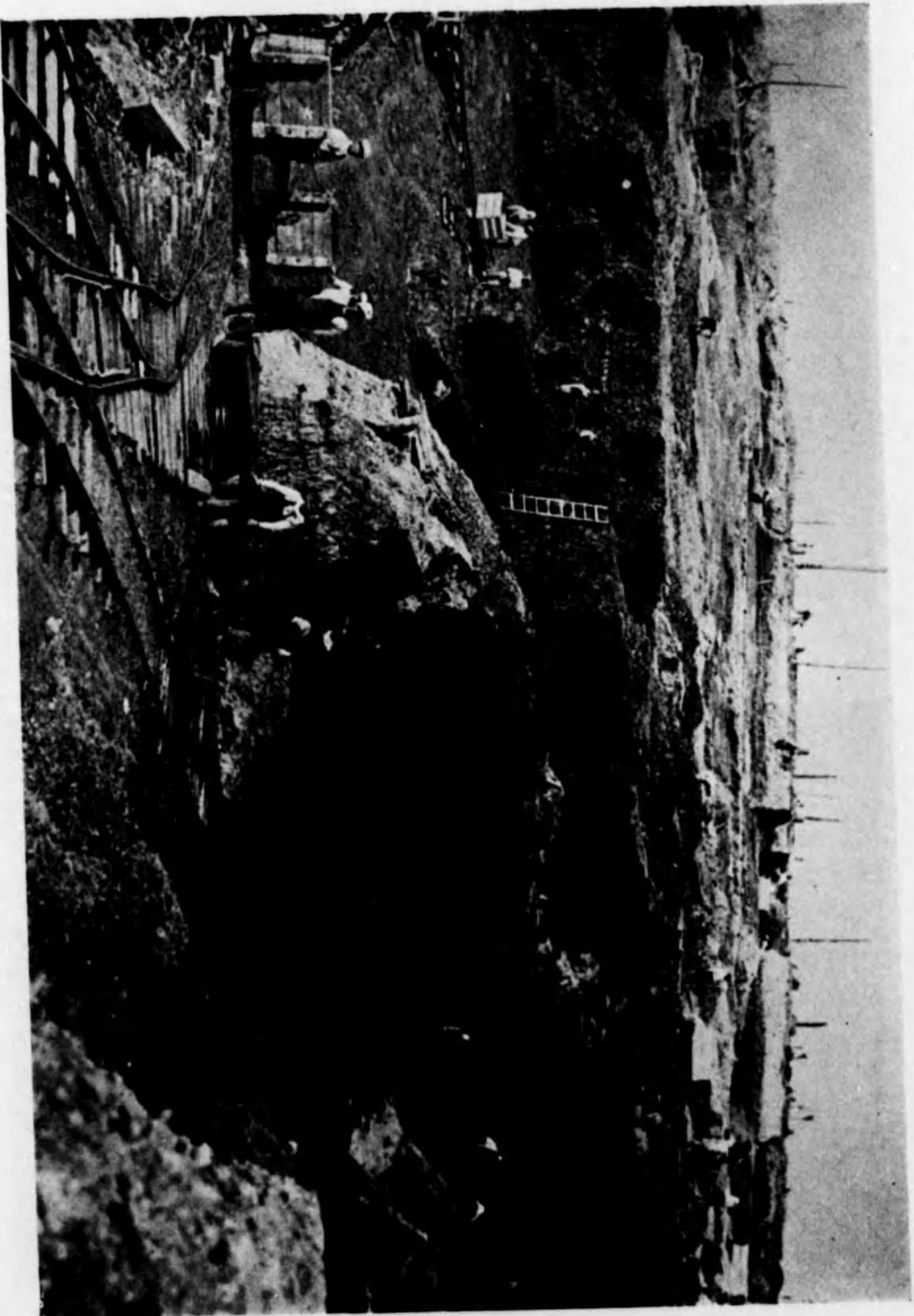
場 乾 鱈



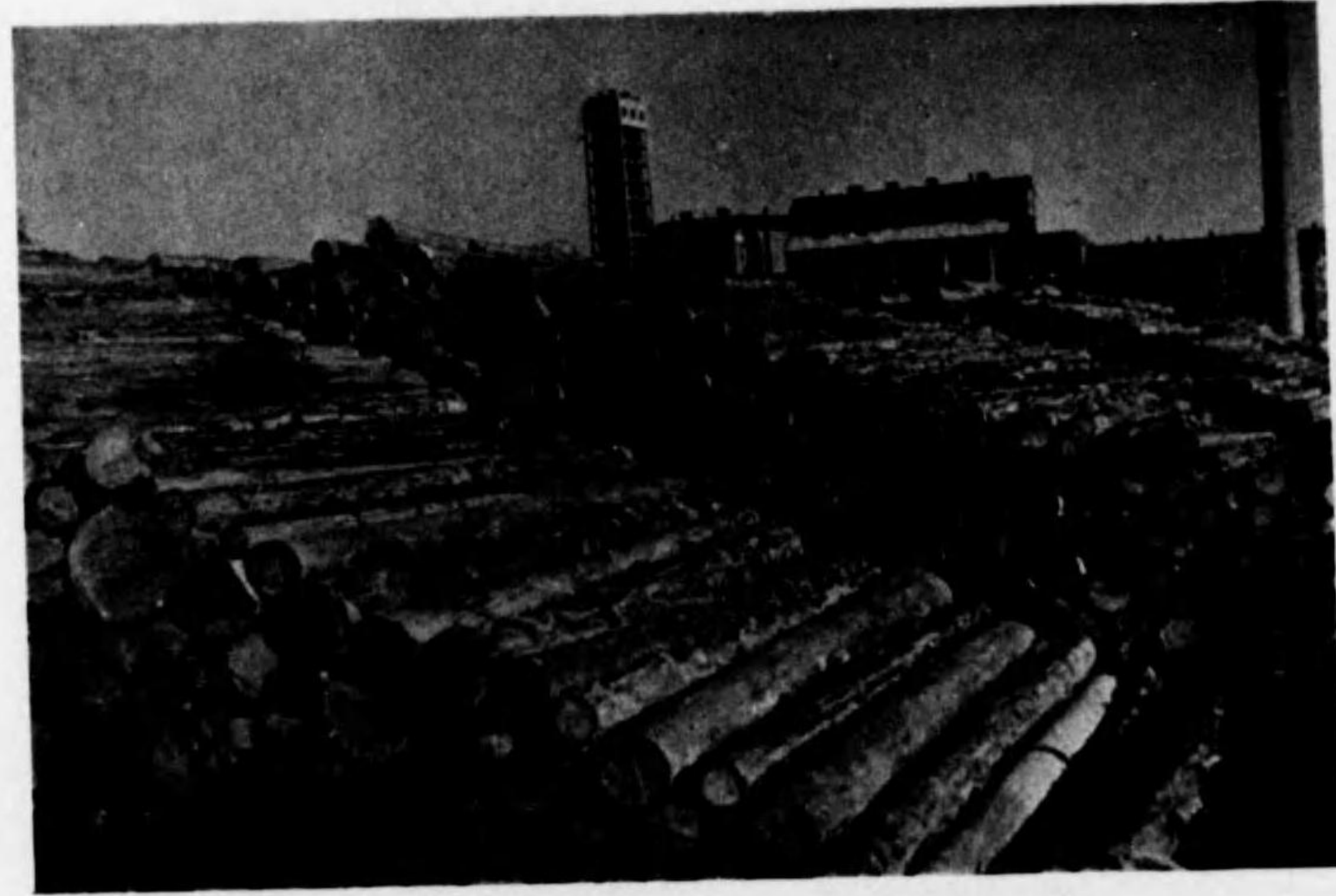


(鳥野海) 鳥ンベツロと歌野盟

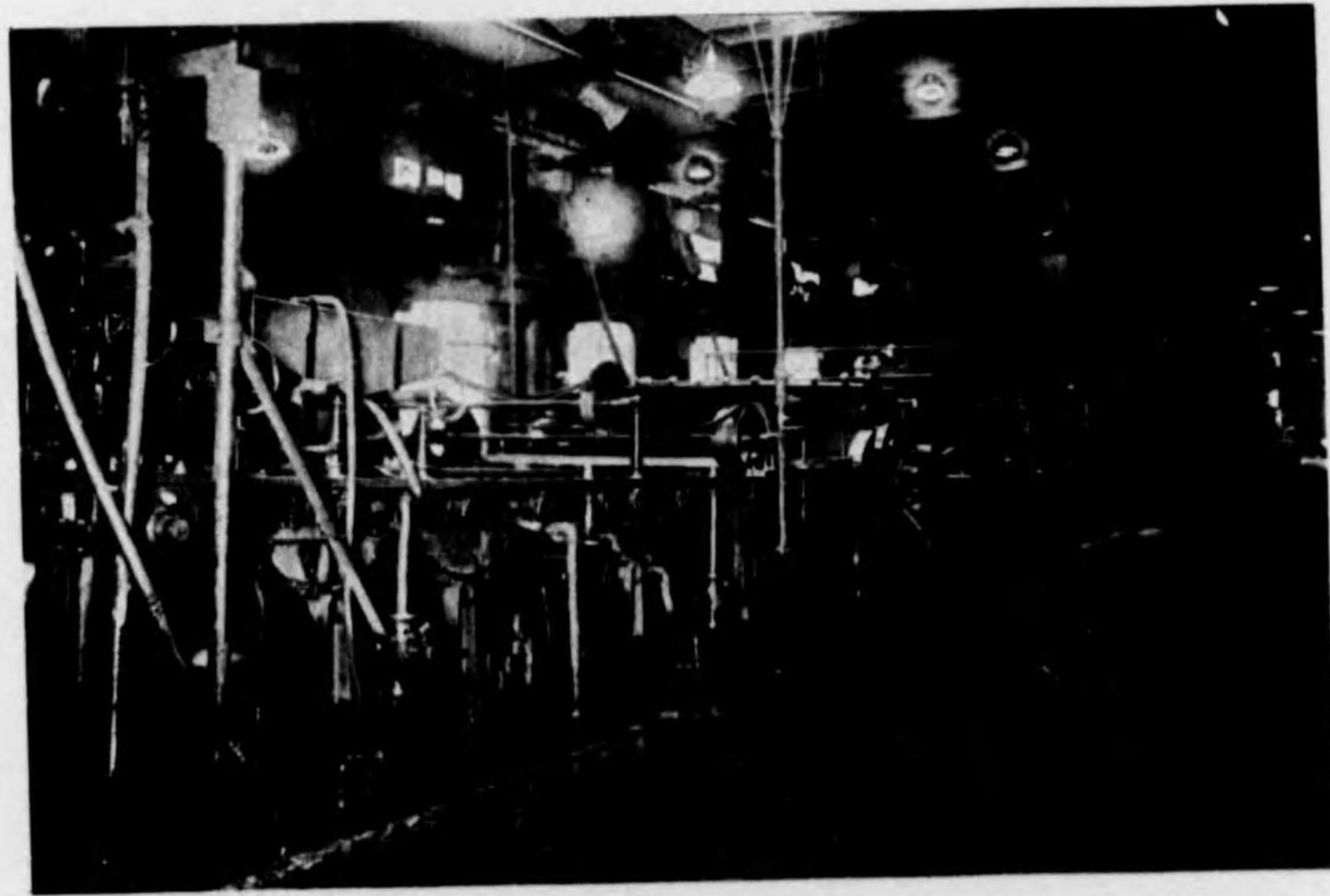




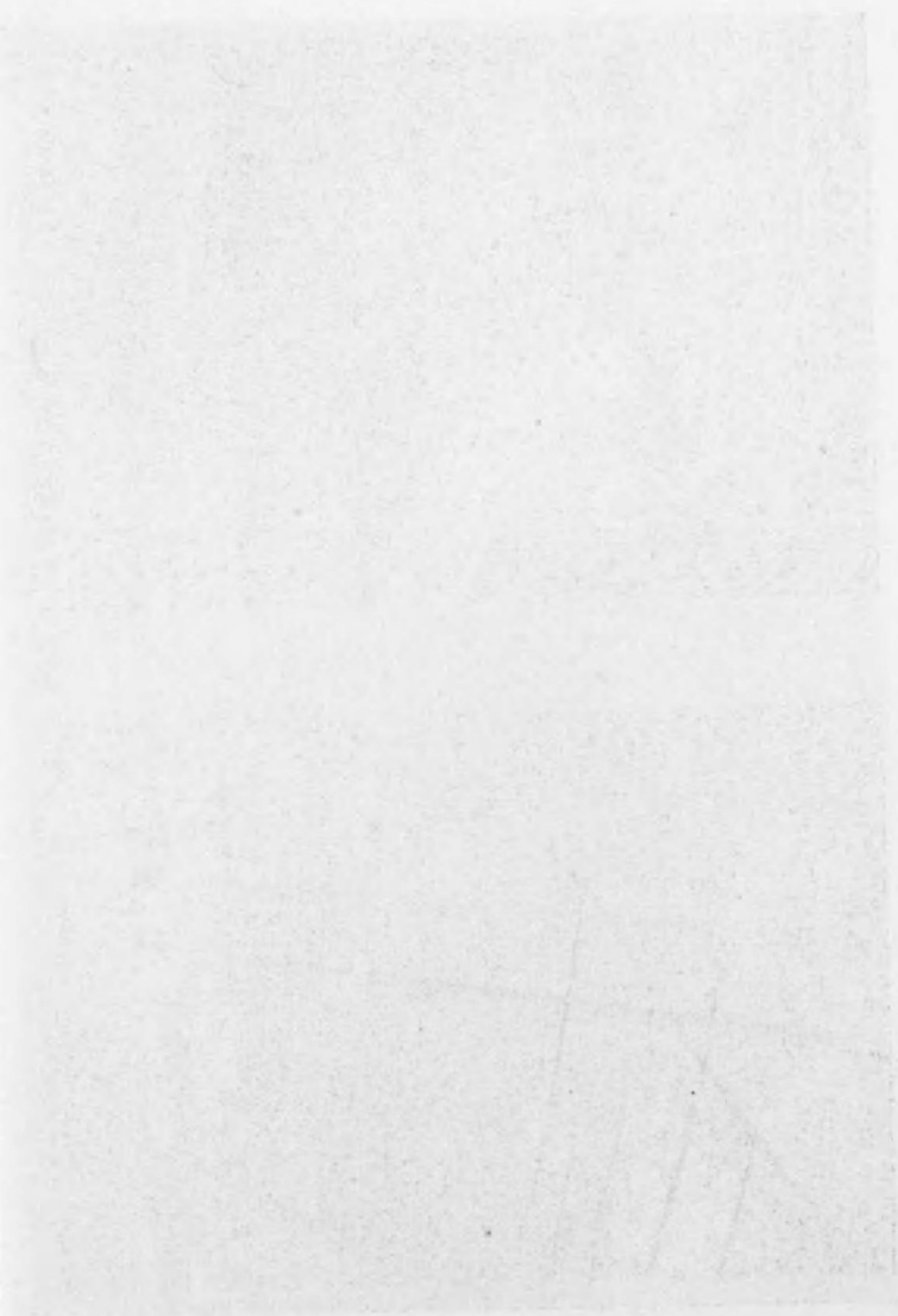
大平銅鑛天掘



材 用 プ ル バ



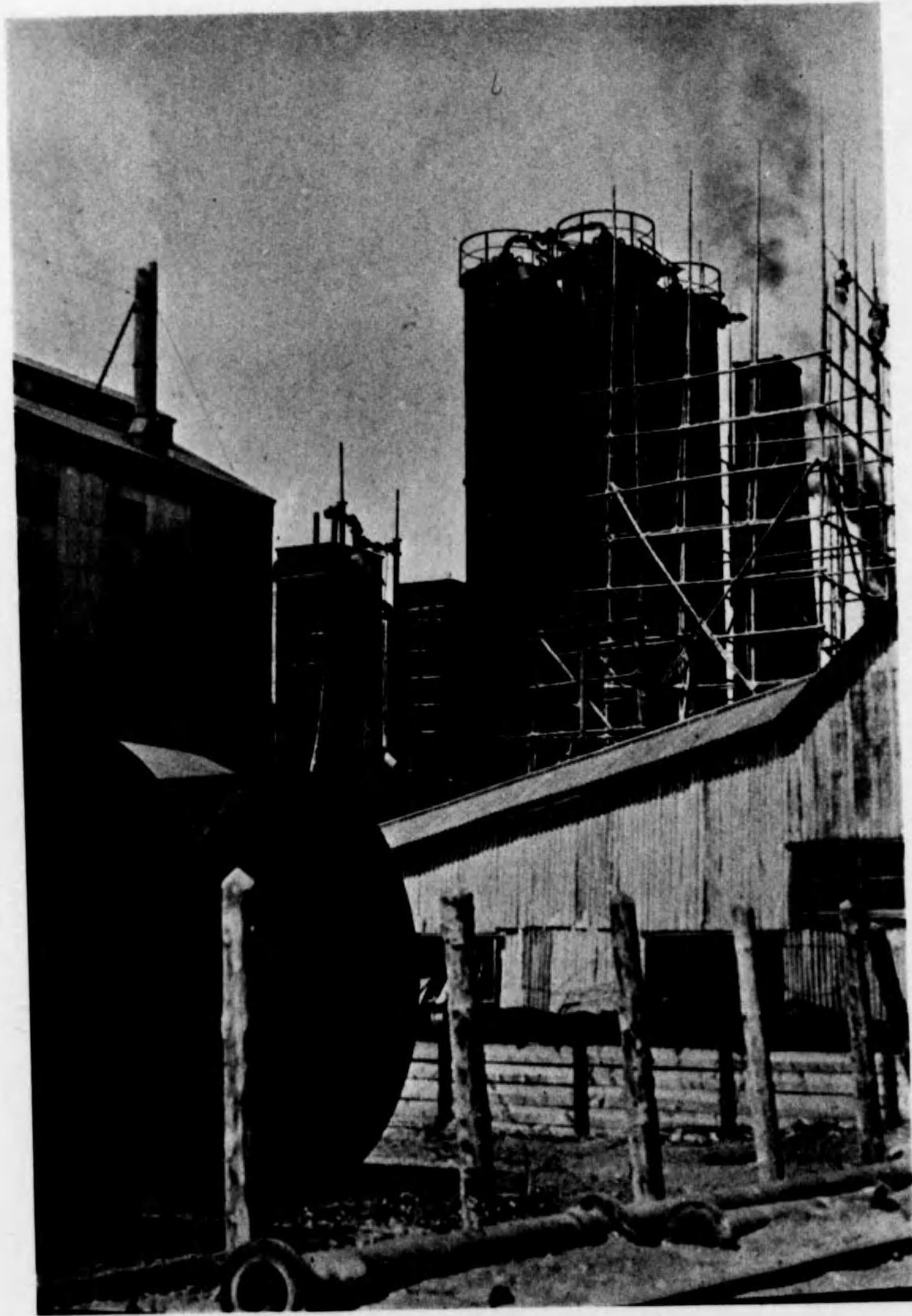
機 紙 抄 内 場 工 プ ル バ



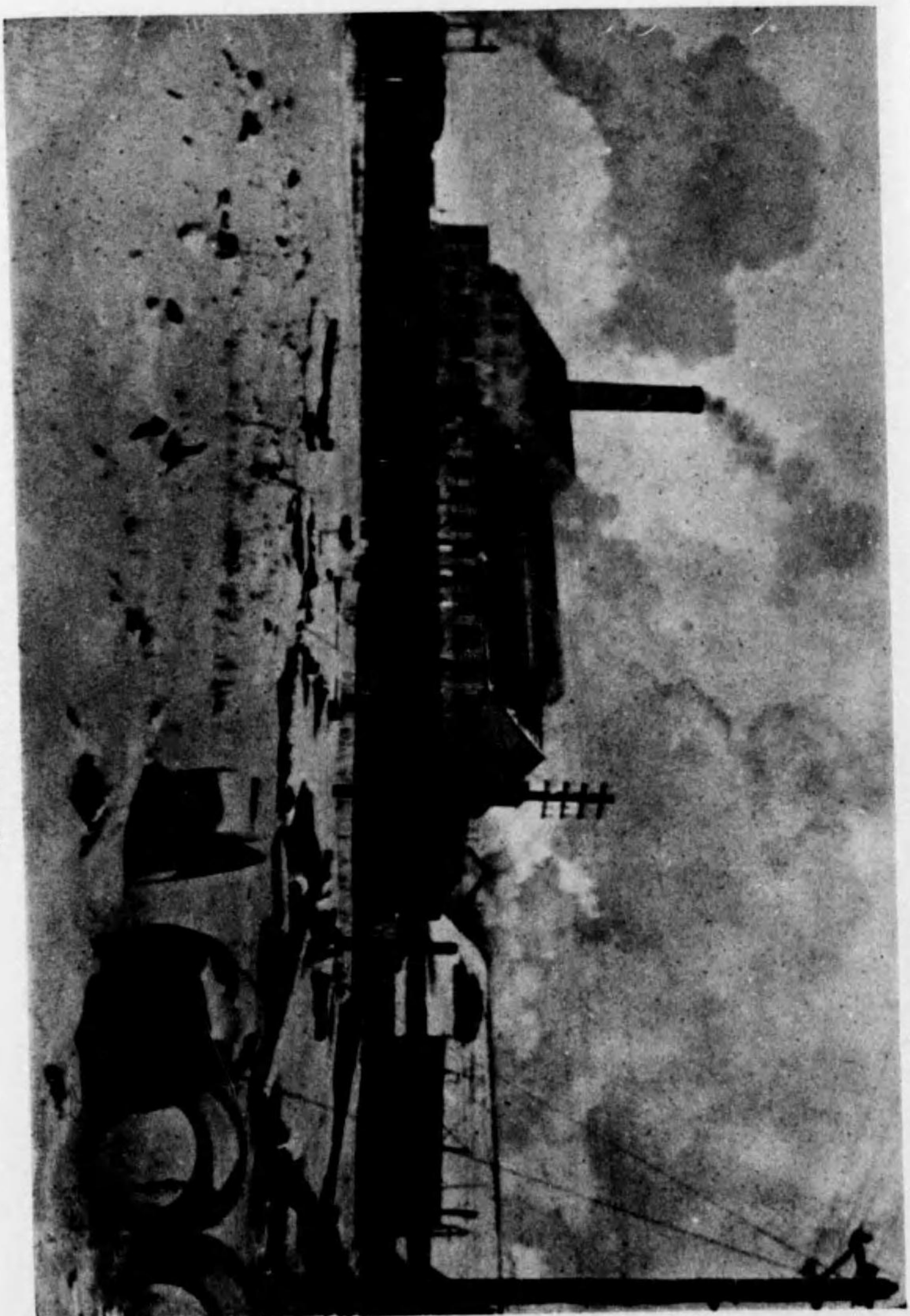


日本網ノ株式會社工場





塔ソリソガ場工溜乾温低視内



樺太製糖株式會社豐原工場

# 樺太要覽

## 第一章 總論

### 第一節 領有の沿革

#### 松前氏及幕府の樺太探險

樺太古代の状態に關しては文献の徵すべきものなしと雖も自然の地理的關係と近世に於ける史實とに依りて之を稽ふるに、樺太の先住者は北海道より移住して南部に居を構へしアイヌ族と、山丹地方より渡り北部に蕃殖せるニクブン、オロツコ等の祖先なることは想像するに難からず。然れども彼等は單に移住したりと云ふに止まり、唯水草を逐ふて遊牧を事としたるに過ぎず。其の統治權の歸屬に關しては史上明確を缺くと雖も之を邦領として認むるに至りたるは文祿二年豊臣秀吉の松前慶廣に對する蝦夷地統轄の公許及寛永以後に於ける松前氏の樺太探險に始まる。

松前氏は寛永以後屢次家臣を派遣し樺太を視察探險せしめたるが、土人の漁業に従事する者尠から

ざるのみならず奥羽地方より渡來し漁撈を業とする者漸を逐ひ増加せるを以て、寛政二年にはシラヌシ(白土)、クシユンコタン(大泊桶溪)等に勤番所を設け、藩吏を派して之が保護取締に任せしめたり。然れども當時に於ては國防警備に關して未だ何等の施設なく、勤番の藩吏と雖も僅かに漁期中のみ在勤するに過ぎざりき。然るに北阪に於ける露國との交渉倍々頻繁を加へ事態漸く多事ならんとするを以て幕府に於ては天明五年以降松本秀持其の他を相踵ぎ特派して蝦夷各地を調査探險せしめ、其の進言獻策に依り之が經營の實を擧げ斯くて管轄統治の端を啓けり。

### 露國の東侵と南樺太の恢復

露國の東方經略は素と其の祖宗の遺謨歴代の國是に基くものにして、其の西比利亞より貝加爾以東に進出し、更に清國と尼布楚條約を結びスタノボイ山脈以西の地を得たるは實に西曆一六八九年(元祿二年)なり。越えて一八四七年(弘化四年)海軍中將ムラヴィヨフを東部西比利亞總督に任じて今の黑龍州及沿海州を略し一八五八年(安政五年)愛琿條約を締結して黑龍江以北を併せ、一八六〇年(萬延元年)北京條約を斡旋したるの故を以て烏蘇里江以東の地を獲たり。

斯くて東方活躍の基礎定まるや更にベーリング海峡を涉り北米大陸のアラスカ地方に其の驥足を伸すと共に、一方千島に南下して我が北門を窺ふに至れり。北方の危態斯くの如く急なるに而かも松前藩の北方經營は唯名あるのみにして其の實之に伴はず。勘察加を根據とせるコサツクは千島列島竝に

樺太との間を往來して其の動靜を窺ひ、黑龍江口を地盤とせる露人は北部樺太より侵入し漸次南下せり。

露國は斯くして其の勢力の伸張に努むると共に、一方一七九二年(寛政四年)ラツクスマンをして我が漂流民を伴はしめて我が國に派し交易を請ふも成らず、一八〇四年(文化元年)レザノフ再び修交を求め來りしが是亦幕府の拒む所となれり。然るに露國は一八五三年(嘉永六年)三度水師提督プウチャチンを派して一は和親通商を求め、一は樺太に於ける日露國境劃定の事を議せしむ。我が交渉委員は大目付筒井肥後守政憲及勘定奉行川路左衛門尉聖謨にして、プウチャチンは千島の擇捉以北及亞庭灣沿岸の一部を除くの外樺太の全土を露領なりと云ひ、我が委員は北緯五十度線境界を主張して譲らず爲に交渉遅々として抄らず荏苒三年に亘り、遂に所謂下田條約に依り千島の擇捉以南を邦領とし得撫以北を露領と認めたるが、樺太の境界に就ては決定するに至らず唯從來の儘として終結せり。亞で一八五九年(安政六年)東部西比利亞總督ムラヴィヨフは愛琿條約の例を試みんとして渡來し、極めて強硬なる態度を以て樺太全島を露領なりと主張せるが、我が委員遠藤但馬守及酒井右京亮等之を峻拒したる爲遂に其の目的を達する能はずして空しく歸れり。

越えて一八六一年(文久元年)我國は修交のため國使として外國奉行竹内下野守、松平石見守、京極能登守等を歐洲各國に派遣し、露國に對しては特に樺太の境界劃定を提議せしめたり。此の交渉に際し露國は初め樺太露領を唱へ後北緯四十八度線を主張し、我が委員は北緯五十度線を固持して相譲ら

ず、依て翌年を期して兩國の使節を樺太に會せしめ、實地に山河の形勢を視察し之に従つて協定せんことを約せしも、當時幕末の紛擾其の極に達し外事を顧みるの暇なく、遂に之が履行を見ること能はずして止みたり。

幕府は一八六六年(慶應二年)再び小出大和守及石川駿河守を露都に派し、曩に提議せる北緯五十度線劃定の實行を迫らしめたるも議合はず、従前の通り漫然日露兩國の所屬として之が假條約を締結し、一八七二年(明治五年)露國代理公使ビオツォフ來りて樺太に關し協定を試みる所ありしも議熟せざりき。

外務卿副島種臣は樺太の買収を提唱し力説大いに努めたりしが、偶々開拓使次官黒田清隆の樺太抛棄の建白政府の容るゝ所となり、一八七四年(明治七年)駐露公使榎本武揚は政府の命を受け之が交渉に任じ、一八七五年(明治八年)遂に千島樺太交換條約を締結するに至れり。

露國の東方經略は既述の如くなるも、其の勢力は日清戰役の後更に滿洲を南下し朝鮮を脅かせる結果日露兩國は遂に干戈相見ゆるに至り、一九〇五年(明治三十八年)十月ポーツマス條約に依り樺太南半は永遠に我が領有に歸したることは尙世人の耳目に新たなる所なり。

## 第二節 經營施設

### 千島樺太交換以前

#### 一幕府時代

樺太の經營は當初松前藩之に當りクシユンコタン(大泊楠溪)、シラヌシ(白圭)等に勤番所を設け、夏期間のみ藩吏を派して保護取締に任じたが、露國の東侵により北邊の情勢漸く多事ならんとし、松平定信等は北境の保全開拓の閉却すべからざるを高唱せり。依て幕府は天明五年勘定奉行松平秀持等を派遣し蝦夷各地を視察せしめたりと雖も何等積極的施設を見ず、一方露國は倍々暴威を逞ふし北方の形勢愈々急なるを以て書院番頭松平信濃守忠明は屢次北邊の事態の忽にすべからざるを上書し當路を激勵せるが、寛政九年に至り先づ之を實地に監察せしめ其の復命を得て施設することに幕議決し、翌寛政十年目付渡邊胤、使番大河内政壽、勘定吟味役三橋成方を監察役として簡派し、其の復命を待ち同年末松平忠明を抜擢して蝦夷地行政を統督せしめ之に勘定奉行石川忠房、目付羽太庄左衛門正養大河内政壽及三橋成方等を配する外幕府に蝦夷地掛を置き老中戸田采女正氏教、若年寄立花出雲守種周等之を監し、東蝦夷地を七箇年を限り上地せしめて幕府直接之が經營に當れり。

寛政十一年蝦夷地統治の大本を確立し、戸田氏教の蝦夷地掛を解きて老中連帶之に任ずること、なり蝦夷地經營漸く其の緒に就きたるを以て享和二年蝦夷地を永久上地せしめ、箱館に蝦夷地奉行を置き新に納戸頭戸川筑前守安倫、羽太安藝守正養を奉行に任じ松平忠明以下の職を解き、後蝦夷地奉行を箱館奉行と改め蝦夷地統轄の陣容漸く整ひたりと雖も尙大勢は之を以て止むべくもあらず、文化四年遂に西蝦夷地及北蝦夷地(樺太)をも上地せしめ茲に蝦夷地全部を幕府の直轄となし、翌文化五年松

田傳十郎及間宮林藏に命じ樺太を調査檢分せしむると共に奥羽の大藩をして之が守備に任せしむ。即ち文化五年には會津藩之に當り翌文化六年より津輕藩之に代る。

然るに之より先歐洲に於ける國際紛争のため極東の事態稍小康を保ちたるを以て、文政四年幕府は其の施設する所を守り邊要の警備を嚴にすべきことを命じて、松前氏を蝦夷地に封じ再度其の所領に復せしめたり。

茲に於て松前藩は樺太に毎年藩吏を派して土人の戸口を調査し、海岸を測量して里程を明かにし、漁業を獎勵する等銳意經營に努めたり。然れども内外の形勢は斯る消極的施設の永續を許さず、偶々神奈川條約の結果其の必要を迫られ、安政元年幕府は箱館及其の附近の地を收めて箱館奉行を置き、勘定吟味役竹内清太郎保徳及堀織部正利熙を奉行に任じたるが、滔々たる中外の大勢は幕府を刺戟し遂に翌安政二年松前氏に命じ再び蝦夷地一帯を上納せしめ之を幕府直轄とせり。

樺太は箱館奉行の管轄に屬しクシユンコタン(大泊楠溪)に調役を、シラヌシ(白土)、西トシナイ(眞岡)其の他の要地に調役下役、同心等を配置し、萬延元年以後は組頭駐在して行政を擔當し、警備は始め秋田藩之に任じたりしが後仙臺、會津、庄内及秋田の四藩をして二藩宛隔年交代之に當らしめたり。歴代の奉行は屢次渡航し島内の實狀を視察して土人を撫育指導し、道路を修築し航路を開きて交通運輸に便し、漁業を獎勵する等經營大いに努めたるも、時恰も幕末に際し内憂外患頻發して幕府の威信殆ど地に委し治績の見るべきものなかりき。

## 二 開拓使時代

明治元年四月箱館に裁判所を置き侍從清水谷公考を總督に任じ箱館奉行に代らしめたるが、閏四月之を廢し箱館府となし清水谷公考を府知事に任じ、翌明治二年六月清水谷公考を罷め鍋島直正に蝦夷開拓督務を命じ、亞で七月箱館に開拓使を置いて鍋島直正を長官に任じ蝦夷地一般の行政を統督せしむ。

樺太には明治元年八月權判事岡本監輔命を奉じて楠溪に駐し、此の地に公議所を置き地方に出張所を設け樺太の行政事務を統轄す。

明治三年二月開拓使を北海道開拓使(明治二年八月蝦夷を北海道と改稱す)樺太開拓使に分離獨立せしめ、五月兵部大丞

黒田清隆北海道開拓使次官に任じ兼て樺太開拓使の事務を擔當す。是より先岡本監輔は諸般の施設を改善し銳意土人の撫育産業の開發に努め、治績稍見るべきものありたるが偶々樺太南部に根據を築くべく機會を窺へる露國は我が維新の紛擾を聞知し機乘すべしと爲し、明治二年六月露兵は突如ハツゴドマリ(大泊榮町)に強行上陸し、我が勸告を肯ぜず暴逆を振舞ひ毫も憚る所なかりしを以て岡本監輔は倉惶上京し北方の急を政府に報じ保境の緊要を力説大いに努めたり。

然るに開拓使に新任せる黒田清隆は先づ北海道の開拓を遂行し、而して後樺太に及ぶべしとなし樺太の積極的施設を肯ぜず、岡本監輔等議合はざるを以て明治三年閏十月遂に其の職を辭し、權判官長

谷部長連、岡本監輔の後を襲ひ、監事堀基之を扶く。

明治四年八月樺太開拓使を北海道開拓使に合併して開拓使と稱し、明治五年八月クシユンコタン（大泊楠溪）の公議所を廢して樺太支廳を置き出張所を増設し、明治六年八月には黒田次官開拓使長官に任じたるが施設の見るべきもなく、我が勢力は愈々萎微し露國の勢力を倍々増長せしめたるのみならず黒田開拓使長官の樺太拋棄建議となり、外務卿副島種臣の樺太買收論も政府の容るゝ所とならず、明治八年五月樺太は遂に千島列島と交換せらるゝに至れり。

## 軍政時代

### 一 軍政署時代

明治三十八年七月我が獨立第十三師團の樺太を占領するや、軍事上の必要及占領地の安寧秩序を保持するため臨時的軍政を施行せり。即ち軍政署をコルサコフ（大泊）に設け軍政署に軍政長官及軍政委員を置き軍政長官は占領軍司令官之を兼ね軍政を統轄し、軍政委員は軍參謀其の他の職員を以て之に充て軍政事務を擔當す。占領地域は數個の假軍政區管に分ち假軍政區管に軍政區署を置き、軍政委員長及軍政委員を配置し軍政の執行に任ず。

軍政長官は立法、司法、行政の權を行ひ、軍政委員は軍人を以て之に充て、特異の組織を以て百般の事項を裁斷し占領地の安寧秩序保持に努めたり。

軍政區署は最初コルサコフ（大泊）に置き、占領地域の擴大するに従ひ逐次増設してウラジミロフカ（豊原）、ガルキノウラスコエ（落合）、マウカ（眞岡）の四箇所に及びたるが、其の期間は僅々一箇月餘に過ぎざりき。

### 二 民政署時代

民政署は樺太占領草創に於ける軍政署の後を承け、明治三十八年八月二十八日軍令第一號に依り樺太民政署をアレキサンドルフスク（同年九月コルサコフに移轉）に、支署をコルサコフに置き、軍令第二號を以てコルサコフ、ポロアントマリ（大泊）、ペルワヤバージ（一ノ澤）及其の附近に民政を布きたるに始まる。

民政署は明治三十八年勅令第五百十六號「占領地民政署ノ職員ニ關スル件」に依り編制せられ、民政長官、事務官其の他の職員を置く。

樺太軍司令官（後樺太守備隊司令官以下同じ）は軍令を發して各種の規則を制定し、民政署司法委員條例を定め民事刑事事件を審判せしむる外一般民政を統督し立法、司法及行政の權を行ひ、民政長官は軍司令官に屬し民政事務を統轄し、支署長は事務官を以て之に充て民政事務の執行に任じ、茲に組織的機關の樹立を見新版圖の秩序漸く其の緒に就きたり。

民政署統治は其の期間長からずと雖も百事草創の時に際し、其の施設頗る多端にして後に於ける樺太廳統治の基礎を爲せるものと云ふべし。今民政署、民政支署及支署出張所を示せば左の如し

民政署	民政署支署	支署出張所	設置年月日
樺太民政署	コルサコフ(大泊)支署	ルウタカ(留多加)出張所	明治三十八年八月二十八日
	ウラジミロフカ(豊原)支署	ボロアントマリ出張所	明治三十八年九月十四日
	マウカ(真岡)支署	ガルキノウラスコエ(落合)出張所	不詳
		ナイヨロ(内路)出張所	明治三十八年九月十四日
		クسنナイ(久春内)出張所	明治三十九年七月二十五日
			明治三十八年十月二十五日
			不詳

斯くて新領土の庶政其の緒に就き明治四十年三月勅令第三十三號を以て樺太廳官制公布せられ同年三月三十一日限り軍政を廢し、四月一日より樺太廳設置せらる。

### 第三節 地誌

#### 位置及面積

樺太はオホツク海と日本海との間に介在して南北に延び、西は間宮海峽を隔て、沿海州に對し、南

端西能登呂岬は北緯四十五度五十四分に位し峽間約四十三籽の宗谷海峽を隔て、北海道宗谷岬と相呼應す。北部は北緯五十度を以てソ聯邦薩哈噠州と境し延長四五・六籽、幅員二七・五籽乃至一五七籽其の面積三六、〇九〇・三方籽にして臺灣より稍大なり。

#### 地勢

本島は地貌及地質に因り之を東部山地帯、中央低地帯及西部山地帯の三地帯に區分するを得べし。西部山地帯 西部山地帯の脊梁を成せる山脈は所謂西樺太山脈にして、概ね南北に延び平頂を有し幾條の深谷を以て南北に連続す。本山脈は五十度以南に在りては四十九度半附近に於て屹然最高峰(敷香岳)を爲し海拔約千二百米餘に達す。四十八度以南に至るや漸次低下し、最狹部たる眞縫、久春内附近に於て最も低しと雖も南下して再び野田寒岳、留多加山等の高峰を爲せり。本山脈の東西兩側には丘陵性の臺地蜿蜒として起伏し、西海岸鶴城地方及東海岸登帆より眞縫に至る間に於ては是等丘陵性山地を貫きて迸出せる火山岩より成れる高峰南北に併立し直ちに海に臨めり。

東部山地帯 東部山地帯は多來加灣頭より榮濱に至る間海中に没し南北に二分せらる。北部は東北山脈と稱し五十度附近に於て幅廣く海拔六百六米に達する所あり。西南は多來加湖の北方に於て絶え、東南は船越に於て没し、再起して一連の山丘は北知床半島と爲り遠く南方に突出す。本地帯の南半は海拔千四十五米の鈴谷岳を有する鈴谷山脈其の脊梁と爲り、南は楠溪高原、東南は富内、池邊濱



等の諸湖を湛へたる遠淵低地を以て一度斷絶し、再び中知床半島を起し海拔約六百六米に達する山地となりて南走し中知床岬に至りて海中に没す。

中央低地帯 中央低地帯は東側に於ける東部山地帯の中絶するや、幌内川口附近より榮濱附近迄の間は海面下に没し南北二帯に分たる。北中央低地帯はツイミ、幌内兩河の流域にして其の長さ約二百八十軒、五十度以南邦領に屬する部分は長さ約百十二軒、幅約二十軒乃至三十二軒とす。其の大部分は所謂ツンドラと稱する一種の低湿地にして、厚層の泥炭上に厚き蘇苔類密生し、倭少なる落葉松點々疎生するのみにして、沼澤多き階段的平地なり。然れども幌内川及其の支流の兩岸にはドロ柳、椴松、蝦夷松及落葉松等叢生し、或は階段的平地の乾燥する部分に於ては往々白樺の純林を見る。斯くの如く幌内川の兩側に展開するツンドラは寂漠荒茫たる湿地なりと雖も其の地方に居住するオロツコ族及ニクブン族に對して馴鹿の好放牧地なり。南中央低地帯は榮濱附近より鈴谷川口附近に至る約八十八軒に亘れる平野にして、北中央低地帯に於けるが如き泥炭の厚層なく、土地豊饒にして農牧に適し、良好なる部分は既に之を開墾し幾多の農村處々に發達せり。

河川 河川の主なるものは概ね南流又は北流す。東海岸に注ぐものに幌内川、知取川、内淵川、亞庭灣に注ぐものには鈴谷川、留多加川、西海岸に注ぐものに北名好川、惠須取川、名寄川、泊居川、野田川、椎内川等あり。

湖沼 西部山地帯の東側には白鳥湖、西側には雄武洞沼、來知志湖、東部山地帯の西側には北部

に於て多來加湖、南部に於て富内湖、遠淵湖、和愛湖、池邊漬等あり。

地質

邦領樺太を構成する地質及岩石は左の如し

- (一) 水成岩
  - 一 古生界 〔神威古潭系 硅岩、絹雲母片岩、角閃岩、綠泥片岩、輝岩、紅簾片岩等〕
  - 〔秩父系 硅岩、砂岩、粘板岩、石灰岩、輝綠岩、燧岩、硬砂岩等〕
  - 二 中生界 白堊系 砂岩、頁岩、燧岩、凝灰岩、泥灰岩等
  - 第三系 砂岩、頁岩、燧岩、凝灰岩、泥灰岩、集塊岩等
  - 〔第四系 砂、礫、粘土、泥炭等〕
  - 三 近世界 〔深成岩 花崗岩、閃綠岩、斑輝岩、橄欖岩等〕
  - 〔逆出岩 玄武岩、安山岩、琉紋岩、石英粗面岩等〕
- (二) 火成岩

(一) 東部山地帯

東部山地帯を構成する岩石は主として神威古潭系及秩父系の岩石にして就中東北山脈は主として秩父系の岩石より成り、鈴谷山脈の北半は神威古潭系の岩石、其の南半は秩父系の岩石其の大部分を占め、處々に石灰岩を介在し、花崗岩、橄欖岩及閃綠岩等の逆出せるものあり。

(二) 西部山地帯

西部山地帯の脊梁を爲す中央山脈を構成するものは主として白堊系の岩石にして本島の中央部を略南北に縦貫し、之より西方は漸次高さを減じ廣大なる石炭層及石油層を胚胎する第三系より成れる臺地的地形となり、處々に火成岩の迸出ありて地形の單調を破れり。

(三) 中央低地帯

中央低地帯は主として第四系に依り構成せられ、北中央低地帯は幌内河畔の一部に迸出せる火成岩の外堅硬なる岩石なく厚層の泥炭、粘土、砂及礫等より成り、南中央低地帯は主として粘土、砂及礫等より成り泥炭層甚だ薄し。

總括 一種特別なる本島の地形は前記岩石の分布と密接なる關係あるを知るべし。即ち堅硬なる結晶片岩類、古生界及白堊系の岩石等長く南北に連亘し、永年の剝磨作用に耐へ高處を作れる結果地形は主として此等堅硬なる岩石の分布に左右せられ、南北に延亘せる地形を成せるものにして同時に主要河川も亦此等山脈及岩質に左右され殆ど全部南流或は北流す。

第四節 氣象

氣象觀測事業の沿革

邦領前樺太に於て繼續し稍秩序的に氣象觀測の行はれしは一八八一年(明治十四年)以降にして、一八九三年西能登呂岬に、一八九六年眞岡に、一八九八年内路、敷香、東白浦、落合、留多加等に觀測所を配置せり。

越えて明治三十八年南樺太邦領に歸するや、臨時觀測所官制の公布に依り同年十月コルサコフ(大泊)に第十臨時觀測所を設置したり。之本所の創始にして本島氣象觀測の一紀元を劃するに至れり。當初中央氣象臺の所屬なりしが、明治四十年四月樺太廳の開廳と共に同廳所屬となり、島内各地に支所及簡易觀測所を設置し觀測を繼承し今日に及べり。樺太觀測所及簡易觀測所の名稱及位置左の如し

名	稱	地	名	東	經	北	緯	創	立	年	月
樺太	廳觀測所	大泊	敷香	一四二・四六	四六・三九	明治三十八年十月					
同	敷香支所	敷香	眞岡	一四三・〇七	四九・一四	同	四十年九月				
同	眞岡支所	眞岡	落合	一四二・〇三	四七・〇三	同	四十年十一月				
同	落合支所	落合	本斗	一四二・四七	四七・二〇	同					
同	本斗支所	本斗	安別	一四一・五二	四六・四〇	大正九年一月					
同	安別支所	安別	海豹	一四二・〇九	五〇・〇〇	同	十一年十月				
同	海豹支所	海豹	西能登呂	一四四・三八	四八・三〇	明治三十九年六月					
同	西能登呂支所	西能登呂	西能登呂	一四四・三五	四八・三〇	明治三十九年六月					
同	簡易觀測所	西能登呂	西能登呂	一四二・〇五	四五・五四	同	四十二年六月				

白浦	富内	久春	名好	海馬	留加	雨龍	好仁	逢坂	泊居	元泊	知取	惠取	氣屯	豐榮	上喜	彌美	美保	小能	珍内	上敷	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

白浦	富内	久春	名好	海馬	留加	雨龍	好仁	逢坂	泊居	元泊	知取	惠取	氣屯	豐榮	上喜	彌美	美保	小能	珍内	上敷	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

一四二・三二	一四三・一〇	一四二・一二	一四二・〇七	一四一・一五	一四二・三一	一四二・一九	一四一・五〇	一四二・一三	一四二・〇五	一四二・三七	一四二・四七	一四二・〇二	一四二・四五	一四二・二〇	一四二・五二	一四三・二一	一四二・三二	一四二・〇七	一四二・〇六	一四二・五一
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

四七・五二	四六・五一	四八・〇〇	四九・二六	四六・一六	四六・四二	四六・二九	四六・二七	四七・〇三	四七・四六	四八・一六	四八・三八	四九・〇六	四九・四七	四六・四八	四六・四九	四六・二二	四七・二〇	四七・一八	四八・二四	四九・一八
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

九年八月

昭和六年一月  
大正十二年十二月  
四十四年十月

能登

〃

能登

〃

一四四・一一

四九・〇七同

概説

本島は日本海とオホーック海との間に介在し沿岸は寒暖二種の海流に洗はれ、内部は二條の山脈縦貫し、近く亞細大陸の影響を受くるものあり、氣象は地方に依りて種々の狀況を呈せり。然れども之を概観するに南西沿岸部は暖流に洗はるゝを以て比較的溫暖に、北東海岸は寒流の影響を受け寒冷にして中部は山脈に圍まるゝを以て大陸的氣候を呈し寒暑の差甚し。而して世界同緯度の地に比し氣溫の低きは近海に暖流渺なきを其の一因とするも主として亞細大陸の影響を受くることに因る。近海寒暖兩流の衝突する附近には濃霧を生じ、冬季氣溫低下するに至りて止む。冬季は山脈を境とし西海岸は概ね陰曇にして東海岸は霽明なり。

氣溫、風及日照時

氣溫 年平均氣溫は海馬島の五度三より敷香の氷點下零度一の間在りて、各地を通じ最寒なるは一月、最暖なるは八月なり。晩春より初秋に亘りては氣候溫和にして盛夏の候と雖も三十度を越ゆる事は稀なり。内部地方は海岸地方に比すれば寒暖の差著しく、西海岸は暖流の影響を受け、同緯度の東海岸に比し各季節を通じ高溫を示し、其の差は平均に於て一度内外なり。以上の如く冬季は寒冷な

りと雖も其の間大氣晴朗の日多く且つ紫外線に富み、乾濕適度なるを以て移住内地人の多くは豫想に反し健康地なりと推賞す。

風 最多風向は之を概括すれば四月乃至九月の六箇月は南偏風にして、他の六箇月は北偏風なり。然れども各地風癖を有し一定せず、豊原地方の如きは各月を通じ北風卓越し、落合地方は晩春より盛夏の候に亘り偏東北風多く、又亞庭灣沿岸、西海岸地方に於ては冬の季節風期は東に偏し、夏の季節風期は西に偏し、幌内川流域にては南風は暖候期に、北風は寒候期に卓越して整然たる區別を現はし十一月西に偏するに過ぎず。年平均風速度は眞岡の五米一と落合の三米二の間に在りて沿海地に強く、内陸及幌内川流域に弱し、内陸地方は春季に最も強きも一般には冬季に強大にして夏季最も弱く、高緯度地方の特性を示す。最大風は各地共寒候期に起るも三十米以上に達する事は極めて稀なり。

日照時 年總計は敷香の一八八六時間と本斗の一四九六時間の間にありて可照時數に對する百分率は敷香は四三%に上れども本斗は三四%に過ぎず。多照なるは春季にして北部は二〇〇時間以上南部は一九〇時間内外を示し、十二月最も寡照にして北東海岸敷香地方にては一二〇時間の多照を示すと雖も西海岸は五〇時間に達せず、蓋し冬季裏日本通有の陰曇なる天候に起因す。

濕度、降水及霜雪

濕度 平均濕度は夏季に高く春季に低し。各地を通じて月平均九十%に上ることあるも八十%に降ることなく、多來加灣沿海の如きは平均八十二%に上り、最乾なる月に於ても七十%を降らす本邦中殊に多濕の地とす。然れども春秋兩季に於ては最も能く乾燥し日平均三十%以下に降ること珍しとせず、沿海地に於ても往々二十%内外に降ることあり。

降水 降水量は一般に夏秋の候に多くして冬春の候に少く、月量多きも三百耗を越ゆること極めて稀にして少きは十耗に充たず。内部は沿海地に比し多きも尙年量九百耗を越ゆること稀にして本邦中最寡雨地の一として南滿洲に次ぎ北見沿岸と略相等し。最大日量は五十耗を越ゆること少からざるも、百耗を越ゆることは甚だ稀なり。

降水日數は南部に於て秋冬の候に多く夏季に少きも北東部は之に反す。而して西海岸南部に於ては略山陰地方に等しく一年の總日數は約二百日に達し、東海岸北部は關東地方と大差なく百五十日に過ぎず。

霜雪 結霜は九月下旬内部に始まり、十月初旬に至りて全島に普き、五月下旬に至りて終を告ぐ。然れども内部に於ては往々六月下旬に亘ることあり、昭和六年及同七年の如きは七月下旬に於て異常晩霜を見たり。

雪は北部は早く概ね十月中旬末に現はれ南部に於ては同月初旬鈴谷連山に冠雪することあるも平地の初雪は概ね十月下旬なり。終雪は各地とも五月中下旬の候にあるも、大正二年及昭和六年には南部

地方に六月中降雪を見たり。而して各地とも十一月下旬乃至十二月初旬には既に根雪となり、通常南西部は四月上旬、内部及北東部は同月下旬に於て融雪を見る。

海氷

海氷 本島は冬季殊に低温にして海水温も亦氷點以下に降り沿海は概ね結氷す。唯真岡以南四、五十哩間は著しき結氷なきも宗仁岬附近までは西能登呂岬を繞りたる氷塊の流着すること珍しからず、海水の凍結は主に河口附近に始まり、流出結合して寒威の増進するに従ひ遂に沿岸に膠着して流動せざるに至る。然れども卓越風の向背消長に因り著しき移動あり、殊に其の盛期に於ても一度暴風の襲來することあらんか忽ちにして潰裂流出し、風風げば再び聚着し春暖の候に至りて流出融解す。流水出沒の期間は概ね四月初旬に始まれども其の終期は著しく不同にして昭和六年の如きは六月中旬亞庭灣に流水襲來し、東海岸に於ては六月下旬に至るも流水出沒し航行に危険を感ずる等稀有の現象を呈したることあり。結氷期間を概括すれば左の如し

- 東海岸 敷香沿岸 十二月下旬乃至三月下旬
- 榮濱沿岸 十二月下旬乃至四月下旬
- 亞庭灣 大泊沿岸 一月中旬乃至三月中旬
- 西海岸 安別沿岸 一月上旬乃至三月中旬

真岡沿岸 一月下旬乃至二月下旬 氣象表

地 種 別 名	氣 壓 (海面)	氣 温 (度)	水 蒸 氣 張 力	濕 度 (%)	雲 量	風 速 度 (米)	降 水 量 (耗)	日 照 時 表	
								總 計	百分率
大 泊	七五八・九	三・〇	五・八	八〇	六・六	四・五	七三・七	一、八六三	四三%
本 斗	七五八・九	四・五	六・〇	七七	七・五	四・四	八二・一	一、四九六	三四%
真 岡	七五八・八	三・九	五・八	七七	七・三	五・一	七四九・二	一、五三九	三五%
落 合	七五八・九	一・九	五・五	八三	六・八	三・二	八六〇・四	一、七二六	三六%
敷 香	七五八・九	〇・一	五・〇	八三	六・二	三・三	七五三・八	一、八八六	四三%
安 別	七五八・九	(一) 一・三	五・二	八〇	六・八	三・四	七三六・四	一、六五一	三七%

第五節 地磁氣觀測

西曆一八八二年八月一日より同一八八三年九月一日に亘り英、米、獨、佛、露等十二箇國協同して地磁氣、極光、氣象等の觀測を行ふ爲北極地に十二隊、南極地に二隊の學術探險隊を送りたることありき。偶々一九三二年より一九三三年に亘る一箇年はこれより五十年目に當るを以て、これを記念す

るため各國協同して第二回極地探險を企つるは最も時機に適したるの故を以て國際氣象委員會の議に上り、一九三二年八月一日より一九三三年八月三十一日までを第二極年とし地磁氣、極光、地電流、電波、空中電氣の外海上、山頂、高層、地上の氣象の觀測をなす事を決議せり。依て我が國に於ても之に参加し、中央氣象臺及支臺並に附屬測候所に於ては地上に於ける觀測の他に測風、氣球の二點觀測をなし、富士山頂にては氣象の觀測を爲し、樺太豊原にては地磁氣、空中電氣、地電流の觀測を爲し、附屬柿岡地磁氣觀測所に於ても亦此舉に参加することとなりたり。

之がため昭和七年七月樺太豊原市に中央氣象臺臨時豊原地磁氣觀測所を設置せらる。其の位置は東經一四二度四五分、北緯四六度五八分なり。同年八月一日より地磁氣、地電流、空中電氣等の連續觀測を開始せり。特殊の國際協調を行ふべき期間は昭和八年八月三十一日を以て終了せるも尙當所に於ける觀測は當分の中其の儘繼續することとなりたり。今昭和十一年中の地磁氣三要素の平均値を示せば左の如し

偏角	西九度〇六分六
水平分力	二五、〇二九ガンマ
鉛直分力	四四、六二五ガンマ

### 第六節 人口

#### 戸口

靜態 昭和十一年末現在人口は總數三二一、七六五人にして、之を領有當初明治三十九年末人口内地人一〇、八〇六人、土人一、二九一人、外國人二六四人計一二、三六一人に比すれば三〇九、四〇四人の増加にして實に約二六倍に達す。

人口累年比較(十年毎)

年	戸數	男	女	計
明治四十年	五、二八	二、四五六	八、〇一一	三〇、四九九
大正五年	一四、六三四	三、七、三四〇	三九、〇四〇	六、元〇
大正十四年	三七、四〇三	一〇八、五一七	八〇、五一九	一八九、〇六六
昭和九年	六二、〇〇九	一七五、一九四	一七、九六六	三三、一三〇
昭和十一年	六二、七一九	一七四、六三五	一四七、一三〇	三二、六六五

昭和十一年末現在人口を支應別に示せば左の如し

支應別	面積	戸數	男	女	計	一方料ニ付
豊原	四、七五〇・五方軒	一三、七五七	三、四、三五三	三〇、九四三	六五、二九六	一三、七五
大泊	四、八四二・九	一一、三四六	三〇、三四九	二七、九三二	五八、二七〇	一一、〇三三

種別	戸數	男	女	口計
本斗	一、五六六・六	四、五三六	一、二、六八三	一、五、四一
眞岡	二、四九〇・一	九、〇六九	二、五、三二四	一、九、三三三
泊居	六、九〇三・八	一、二、一一一	二、七、〇三三	八、七六六
元泊	三、一三〇・九	五、三三九	一、一、五七〇	八、二九
敷計	二、四一六・五	七、六七一	一、五、四二八	三、一九
總計	三六、〇九〇・三	六二、七一九	一七、四、六三五	八、九二

昭和十一年末現在種族別戸口左の如し

種別	戸數	人口	
		男	女
内地	六〇、七四八	一、六九、二七〇	一、四三、〇六六
朝鮮地	一、四四六	四、三三一	二、三三三
計	六二、一九四	一、七三、五〇一	一、四六、〇三九
アヲ	三三三	七二六	七二九
オロイ	七二	一四四	一六三
ニク	二〇	四九	四九
キリ	四	一一	一三
サダ	一	二四	一五
ヤク	一	一	一
計	四一五	九二六	九六〇

種別	戸數	男	女	口計
波蘭	一	五八	二五	四六
中華	一	九七	三五	一三三
英吉利	四	八三	一七〇	一七三
舊露西亞	一	四	一	五
獨逸	一	三	一	四
チエツコスロバキヤ人	一	四	一	五
ペル	一	二八	一四	四二
計	一七〇	二八	一四	四二
總數	六二、七一九	一七、四、六三五	一、四、七、一三〇	三三、一、七六五

國勢調査

本島に於ける國勢調査は第一回大正九年、第二回昭和五年各十月一日現在に依りて行はれ、其の間大正十四年及昭和十年各十月一日簡易調査施行せられたり。各調査に於ける人口を對比すれば左の如し

年次	世帯數	男	女	計	増	増加割合
大正九年	二一、四六一	六二、三三七	四三、二五七	一〇五、八九九		
大正十四年	三九、一三五	一三三、三七九	八一、三七五	二〇三、七五四	九七、八五五	九二・四〇%

昭和五年	五七、六五八	一六八、五三三	一六、六六四	二九、一九六	九一、四三三	四、八九
昭和十年	六五、五四〇	一八六、三三五	一四五、七一八	三三、一九三	三六、七四七	一三、四五

即ち第二期(自大正十四年至昭和五年)に於ては増加割合減少し、一年平均増加率は第一期(自大正九年至大正十四年)一八・四八%に對し第二期は八・九八%を示せり。昭和十年國勢調査の結果に於ては増加割合著しく減少し第三期(自昭和五年至昭和十年)一年平均増加率は僅かに二・四九%に過ぎず。尙全期を通じ十五ヶ年間に於ける人口増加は二二六、〇四四人(二二三・四五%)にして一年平均増加率は一四・二三%なり。

主要市街地 (戸口は昭和十一年末現在)

一、豊原市	戸數 六、九二五戸 人口 三五、八四九人
-------	-------------------------

樺太廳の所在地にして本島第一の平原たる鈴谷平野の中央に位し、面積六四八方軒規模輪奐壯大にして市區整然たり。本年三月法律第一號を以て樺太市制公布せられ同年六月より本法施行せらるゝや本島最初の市に昇格し政治、文化、交通の中心地にして鐵道東海岸線は此の地を過ぎて東海岸榮濱に至り、東西兩海岸を連結すべき豊眞線の通ぜらるゝに及び島内交通の樞軸を占む。

露領時代ウラジミロフカと稱せし舊市街は市北端に位し今尙露人式家屋(丸太造)を存し當時を偲ぶ

ものあり。東郊の勝地旭ヶ丘は土地高濶眺望絶佳鈴谷平野を一眸に聚め官幣大社樺太神社、樺太招魂社を始め東洋一の稱ある樺太シャンツエ、華麗にして設備全き大ヒユツテ等あり。

各種の機關概ね此の地に置かれ樺太廳を初めとし豊榮支廳、豊原警察署、鐵道事務所、豊原林務署、廳立豊原醫院、豊原中學校、豊原高等女學校、豊原郵便局、私立藤川實踐女學校、豊原商業補習學校、樺太廳博物館、樺太廳圖書館、樺太地方裁判所、豊原區裁判所、豊原憲兵分隊、樺太刑務所、函館地方專賣局樺太出張所、臨時中央氣象臺地磁氣觀測所支所、縣社豊原神社、豊原市役所、樺太慈惠院、恩賜財團人事相談所、豊原商工會議所、北海道拓殖銀行豊原支店、王子製紙株式會社豊原工場、樺太電氣株式會社、樺太製藥株式會社、樺太製糖株式會社豊原工場、樺太日日新聞社其の他新聞社、銀行會社、工場等あり。道路四通八達、電信、電話、電燈及上下水道等文明の施設整へり。

二、落合町	戸數 二、七〇四戸 人口 一四、一三一人
-------	-------------------------

東海岸榮濱の稍南に位し東海岸線沿線の要地にして、樺太鐵道株式會社の經營に係る鐵道は此の地點より起り東海岸を長驅して敷香に至る。元ガルクノウラスコエと稱し十數戸の一寒村に過ぎざりしが大正六年製紙工場の設置により急激なる發展を爲し期年ならずして市街地を形成せり。加之附近に肥沃なる農耕適地と奥地に豊富なる炭田を擁するを以て、之が開發と相俟つて將來益々發展を見るべし。落合警察署、豊原區裁判所落合出張所、北海道拓殖銀行落合支店、落合郵便局、觀測所支所、落



合町役場、王子製紙株式會社落合工場、樺太鐵道株式會社其の他新聞社、會社、工場等あり。

三、大泊町 戶數 四、八二三戸  
人口 二四、六〇四人

亞庭灣の北澳東伏見灣の東岸に位する開港場にして内外の船舶輻輳す。樺太廳鐵道東海岸線の起點にして内地連絡及島内交通の要地を占め、交通頗る頻繁市況殷盛、本島物資の吞吐港にして貨客集散の中心を爲す。元コルサコフ(楠溪町)及ポロアントマリ(榮町)と稱し、露領時代にはコルサコフ郡廳、監獄等ありて南部樺太の首都たり。明治三十八年領有後暫時政治の中心を爲し各官公署の此の地に置かるゝもの多かりしを以て領有の初期に於て急速の發展をなせり。

市街は中央の丘陵を以て自然的に區劃され、北部楠溪町一帯は官署を中心として住宅地帯を成し、南高地を隔て榮町及本町一帯は商家櫛比して商業地帯を形成し、船見町は更に南に延びて漁業者及一般勞働者を中心とする住居地を成し、海岸地帯は船舶業、運送業及旅館等軒を列ぬ。大正九年築港事業を起し昭和二年度に於て完成を見、之と内部の開発と相俟つて倍々繁盛を加ふ。大泊支廳の外に大泊警察署、大泊林務署、廳立大泊醫院、大泊中學校、大泊高等女學校、大泊商業補習學校、樺太廳觀測所、大泊郵便局、大泊無線電信局、豊原區裁判所大泊出張所、函館稅關大泊支署、大泊町役場、大泊商工會議所、北海道拓殖銀行大泊支店、樺太銀行、王子製紙株式會社大泊工場、樺太共同漁業株式會社、東洋養狐場其の他新聞社、會社、工場等多數あり。

四、留多加町 戶數 一、六六五戸  
人口 八、九五九人

南樺鐵道株式會社の經營に係る鐵道の終點地にして留多加川口に位す。附近一帯は肥沃なる農耕適地にして大豊、豊榮の殖民地あり。近年農具の改善、土地改良、農産物の加工、副業の奨勵等に依り農家生活の向上を計り農産物の集散地となれり。大泊支廳留多加出張所、留多加警察署、留多加林務署、留多加町役場、豊原區裁判所留多加出張所、留多加郵便局、北海道拓殖銀行留多加支店、農業補習學校其の他會社、工場等あり。

五、本斗町 戶數 二、一九一戸  
人口 一一、〇三三人

西海岸南部本島唯一の不凍港にして内樺連絡船の要地を占め、樺太廳鐵道西海岸線及内幌鐵道の起點なり。大正五年築港事業を起し十箇年繼續事業として昭和元年度に於て竣工せり。尙昭和十年八月大豊遠節間道路完成と共に留多加本斗間を應營バス開通し旅客貨物を輸送するに至り交通極めて便となれり。領有當時は僅かに十數戸の一寒村に過ぎざりしが、近海魚族の饒多なると林産物、礦産物の豊富なるため急激に膨脹發展せり。

海岸は暖流を以て洗はれ海水凍結せず、氣候溫和風光亦佳にして、近海漁業盛に行はれ、附近に林産、礦産豊富なるも開拓未だ完からず。之が開發と相俟つて其の發展は今後に囑せらる。本斗支廳の

外本斗警察署、眞岡區裁判所本斗出張所、本斗林務署、本斗郵便局、本斗町役場、觀測所支所、北海道拓殖銀行本斗支店、公立本斗水産學校、本斗運輸株式會社其の他新聞社、會社等あり。

六、眞岡町

戸數 三、六六六戸  
人口 一九、〇七五人

元マウカと稱し西海岸の要地を占むる開港場にして本斗に發せる西海岸線は此の地を経て北方泊居に至り、豊原との間に眞眞街道を通ずるの外、昭和三年九月眞眞線開通に依り豊原を経て大泊及東海岸方面との鐵道連絡の便開け、益々商工業の活潑を來し西海岸に於ける交通經濟の中心となり會社工場等多し。大正十年築港事業を起し昭和二年度竣工せり。眞岡支廳、眞岡警察署、眞岡林務署、眞岡醫院、觀測所支所、眞岡郵便局、中央試験所宇遠泊農事試験支所、眞岡區裁判所、眞岡刑務支所、函館稅關眞岡支署、眞岡町役場、眞岡中學校、眞岡高等女學校、眞岡商工會議所、北海道拓殖銀行眞岡支店、樺太銀行眞岡支店、王子製紙株式會社眞岡工場其の他新聞社、會社、工場等あり。

七、野田町

戸數 一、五三四戸  
人口 八、三三三人

西海岸線の沿線に在りて夙に漁業を以て知られ附近一帯は肥沃なる農耕適地多く豊富なる魚田と相俟つて將來益々發展を見るべし。野田警察署、野田郵便局、野田町役場、野田町立病院、北海道拓殖銀行野田支店、王子製紙株式會社野田工場其の他新聞社、會社、工場等あり。

八、泊居町

戸數 二、二四八戸  
人口 一一、三七四人

西海岸の要地にして泊居支廳の所在地なり。領有當時は僅かに十數戸の一寒村なりしが近海漁業の發達と附近炭礦の採掘、製紙工場の設立等により漸次發展の途上にありしが、大正七年支廳の久春内より此の地に移轉してより急激なる發展をなせり。然るに大正十一年十一月火災に罹り其の主要部分を烏有に歸し一時慘憺たる状況にありしが、住民の發奮と當局の機宜の措置とに依り災前に倍したる市街を建設し面目を改むるに至れり。野田より此の地を経て久春内に至る野久鐵道は大正十四年工事に着手し、昭和五年には此地まで開通し、尙本年十二月より久春内に至る新線開通するを以て今後同地方の開發と共に益々發展を見るべし。泊居支廳、泊居警察署、泊居林務署、泊居郵便局、眞岡區裁判所泊居出張所、泊居町役場、泊居高等女學校、王子製紙株式會社泊居工場、北海道拓殖銀行泊居支店、樺太汽船株式會社、其の他新聞社、會社、工場等あり。

九、惠須取町

戸數 五、五九八戸  
人口 二六、七六一人

西海岸北部の要地にして、大正十四年製紙工場開設以來急激なる發展を遂げ、物資の集散地にして昭和三年一月村名惠須取村を惠須取町と改稱するに至れり。附近には豊富なる炭田、林木竝に豊饒なる沃野を有し、市況殷賑を極む。昭和四年五月火災に罹り其の大半を烏有に歸したるも住民の發奮と

當局の機宜を得たる措置とに依り舊に倍する市況を呈するに至れり。惠須取林務署、樺太廳中央試験所惠須取農事試験支所、惠須取警察署、眞岡區裁判所惠須取出張所、惠須取郵便局、惠須取無線電信局、惠須取町役場、惠須取商工補習學校、北海道拓殖銀行惠須取支店、王子製紙株式會社惠須取工場其の他新聞社、會社、工場等あり。

十、知取町 戸數 三、六四三戸  
人口 一八、一一八人

東海岸の要地にして大正十三年製紙工場の設置以來急激なる發展を遂げ、大正十五年村名東知取村を知取町と改稱するに至れり。昭和二年十一月落合、知取間の樺太鐵道開通するや沿線の商工業の發達著しく一層町勢の發展を見るに至れり。知取警察署、知取郵便局、北海道拓殖銀行知取支店、知取町役場、知取商工會議所、知取商工補習學校、王子製紙株式會社知取工場、登帆炭礦株式會社事務所其の他新聞社、會社、工場等あり。

十一、敷香町 戸數 五、〇五四戸  
人口 二六、五四〇人

東海岸北部の要地にして幌内川の河口に臨み、奥地木材の伐採事業隆昌と附近炭礦の操業等に依り市況殷盛を極め、昭和十一年八月樺太鐵道株式會社線の開通せるに因り町勢一層の發展を見るべし。附近にはアイヌ、ニクブン、オロツコ、キーリン、サンダー及ヤクト族等の土人住居し農業、漁業

及馴鹿の放牧等を營み、アイヌ族以外の子弟は土人教育所に入學して小學校程度の普通教育を受く。敷香支廳、敷香警察署、敷香林務署、觀測所支所、敷香郵便局、北海道拓殖銀行敷香支店、敷香町役場、敷香商業補習學校、公立敷香實科高等女學校其の他新聞社、會社等あり。尙日本人絹バルプ株式會社敷香工場は昭和十年四月完成し操業開始せるを以て町勢更に發展を見るべし。

## 第二章 行政

## 第一節 樺太廳

## 沿革

樺太廳は樺太民政署の後を承け明治四十年三月勅令第三十三號樺太廳官制の公布に依り同年四月一日其の設置を見、當初樺太廳長官は樺太守備隊司令官之を兼攝し内務大臣の指揮監督下に屬し、廳内を長官々房及第一部、第二部に分ち一般行政並拓殖行政の事務を管掌することとなり、長官々房に於ては官吏の身分進退、文書の往復及會計其の他の事務に當り、第二部に於ては拓殖、土木、鑛業、林業及牧畜に關する事務を掌り、第一部は之等を除く行政諸般の事務を管掌し、長官々房を秘書、文書及會計の三課に、第一部を警務、水産、交通、庶務及臨時建築の五課に、第二部を拓殖、土木、林務及鑛務の四課に分ち夫々所部の事務を分掌せしめたり。

斯くて新領土の庶政其の緒に著き年と共に人口の増加を見拓殖の進展に伴ひ行政の實情に即せしむる爲明治四十二年五月第一部より警察及衛生に關する事務を分離し第三部を設置せるを始めとし、數次に亘り官制の改正を見幾多行政機構の變革を経て今日に至り、其の所管も明治四十三年六月より内

閣總理大臣に移り、大正二年六月再び内務大臣に屬し、大正六年七月更に内閣總理大臣の指揮下に入り、昭和四年六月拓務省の新設に伴ひ其の指揮監督下に屬し今日に及べり。更に本島拓殖の著しき進展は漸次行政制度完備を要するに至り樺太廳と同時に設置せられたる支廳及醫院、郵便電信局の外鐵道事務所を始め警察署、觀測所、中央試驗所、林務署等所屬官衙の増設を見樺太廳に於ても樺太廳部内臨時職員設置制を設け産業、土木、交通其の他行政事務の整備を期し所屬官署と共に之等も亦幾多の變革を経て今日に至れり。

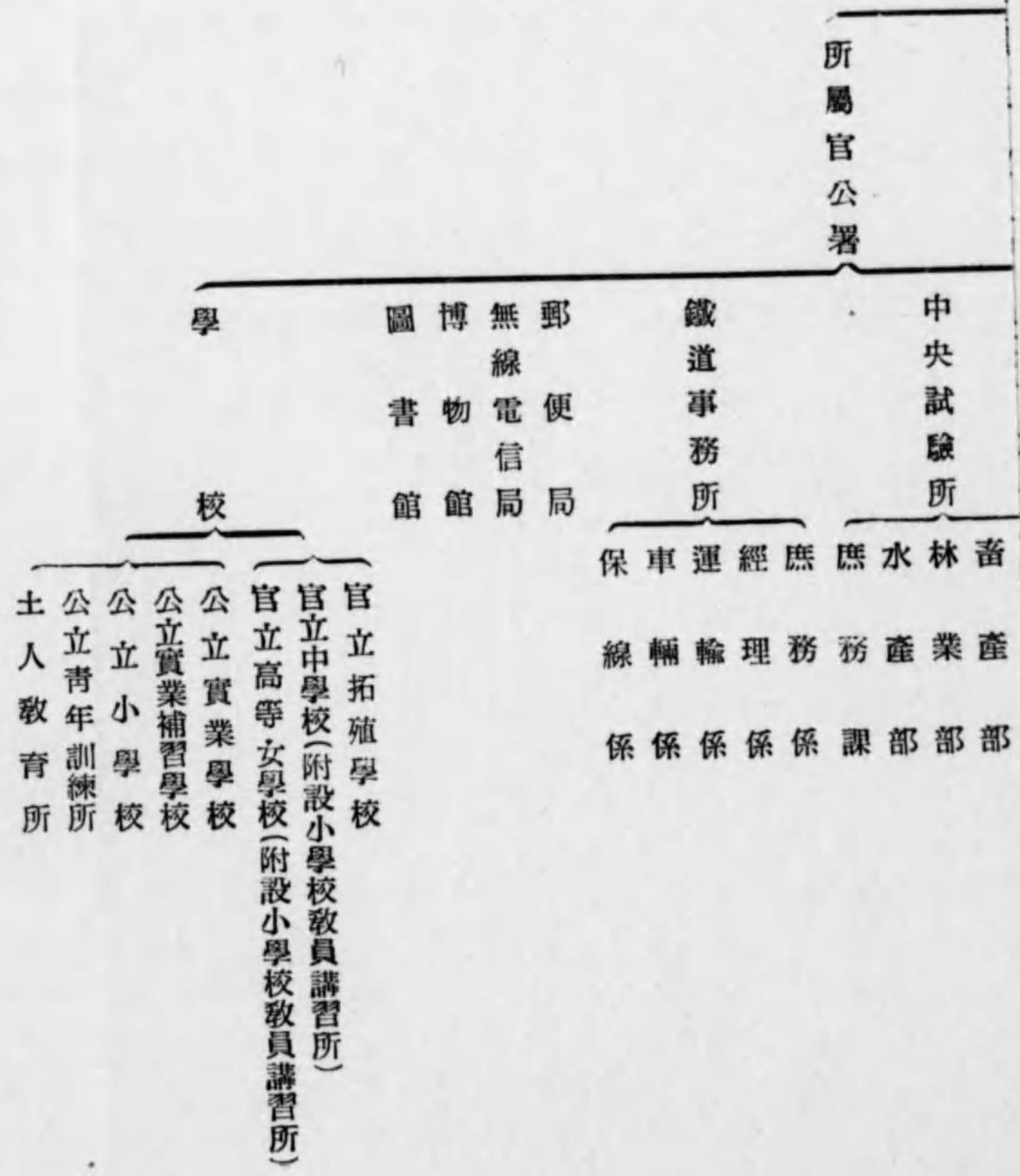
今樺太廳官制の主なる變革を擧げ之に伴ふ廳内機構變遷を示せば左の如し

- 一、明治四十二年六月 第一部より警察及衛生に關する事務を分離し第三部を設く。
- 一、大正二年十二月 長官は樺太守備隊司令官を以て充て得るの制を廢し第一部第二部及第三部を夫々内務部、拓殖部、警察部に改む。
- 一、大正三年十一月 拓殖部を廢し其の事務は内務部に移る。
- 一、大正七年六月 拓殖部を設置し支廳より警察及衛生に關する事務を分離し警察署及警察分署を置く。
- 一、大正十一年十月 支廳出張所を廢止し支廳を増設す。
- 一、大正十三年十二月 拓殖部を廢し其の事務を内務部に移し支廳出張所を置く。
- 一、昭和二年六月 農林部を新設し警察分署を廢し警察署を増設す。

一、昭和十一年十二月 交通部を新設し農林部を殖産部に改稱す。

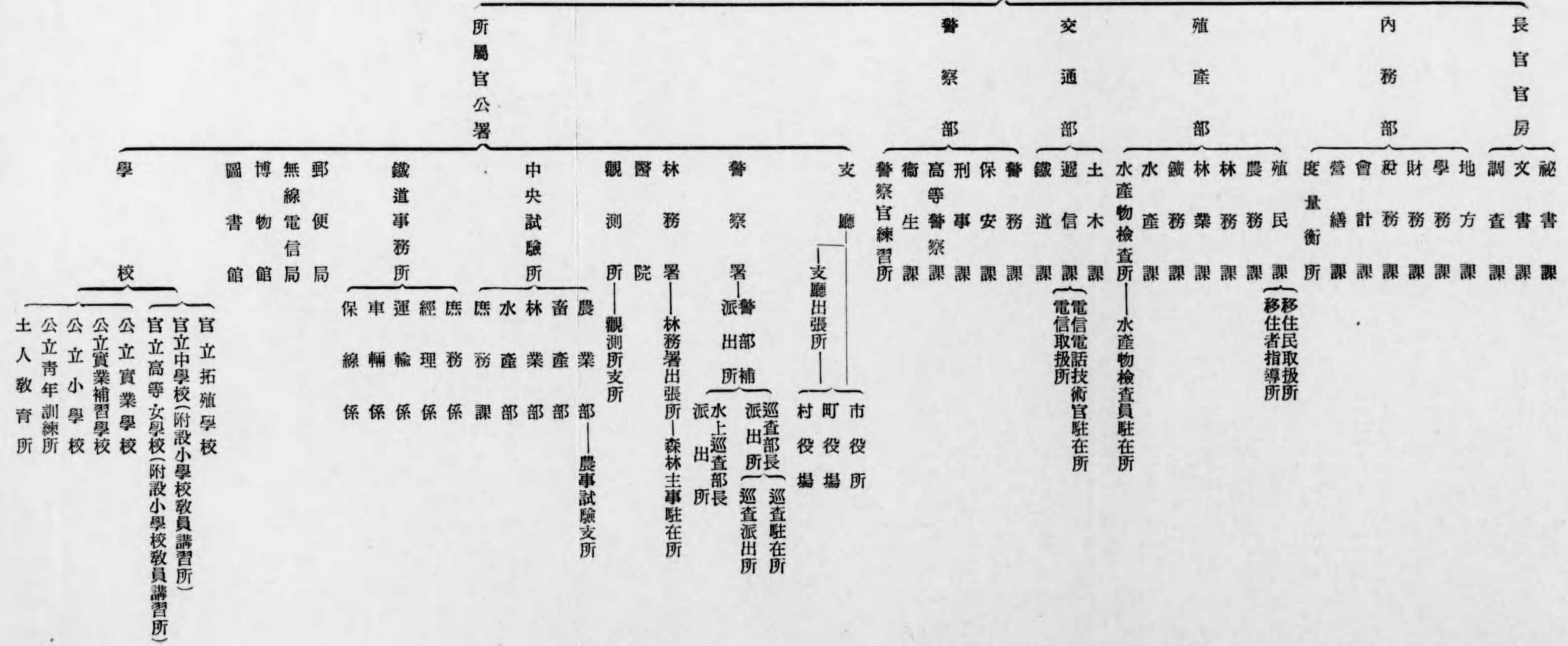
組織

現在樺太廳は前記官制に明かなる如く拓務省の所管に屬し長官は郵便、電信及電話、貨幣、銀行及關稅、度量衡及計量に關する事務に關し夫々遞信大臣、大藏大臣の監督を承ける外總て拓務大臣の指揮監督を承け法律命令を執行し部内の行政事務を管掌す。樺太廳に長官々房の外内務部、殖産部、交通部、警察部の四部を置き更に別表の通之を各課に分ち所部の事務を分掌せしめ更に長官管理の下に別表の如き所屬各官公署ありて所謂綜合行政の全能を發揮しつゝあり。



樺太廳及所屬官公署を表示すれば左の如し

樺太廳



樺太廳官制

第一條 樺太ニ樺太廳ヲ置ク

第二條 樺太廳ニ左ノ職員ヲ置ク

行政	通	技	警	視	屬	技	警	支	社	視	事	部	長
	譯	手	部	學		師	視	廳	會	學	務	官	官
	專	專	專	專	專	專	專	專	專	專	專	專	專
	任	任	任	任	任	任	任	任	任	任	任	任	任
	一	七	十	九	百	十	六	七	一	一	十	四	
	人	十九	五人	九	七十一	十	六	七	一	一	一	一	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	判	判	判	判	判	奏	奏	奏	奏	奏	奏	奏	勅
	任	任	任	任	任	任	任	任	任	任	任	任	任

警部補

專任 二十五人

判任

第三條 長官ハ拓務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ管理ス但シ郵便、電信及電話ニ關スル事務ニ付テハ遞信大臣、貨幣銀行及關稅ニ關スル事務ニ付テハ大藏大臣、度量衡及計量ニ關スル事務ニ付テハ商工大臣ノ監督ヲ承ケ

第四條 長官ハ其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ廳令ヲ發シ之ニ三月以下ノ懲役若ハ禁錮、拘留、百圓以下ノ罰金又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第五條 長官ハ非常急變ノ場合ニ臨ミ兵力ヲ要シ又ハ警護ノ爲兵備ヲ要スルトキハ師團長ニ移牒シテ出兵ヲ請フコトヲ得

第六條 長官ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ高等官ノ功過ハ拓務大臣ニ具狀シ判任官以下ノ進退ハ之ヲ行フ

第七條 長官ハ所部ノ高等官ノ懲戒ヲ拓務大臣ニ具狀シ判任官以下ノ懲戒ハ之ヲ行フ

第八條 長官ハ所轄官廳ノ命令又ハ處分ニシテ成規ニ違ヒ、公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命令又ハ處分ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

第九條 長官事故アルトキハ官等ノ順序ニ從ヒ部長其ノ職務ヲ代理ス

長官及部長共ニ事故アルトキハ拓務大臣ニ於テ他ノ高等官ノ一人ヲシテ長官ノ職務ヲ代理セシム  
長官ハ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第十條 長官ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ所轄官廳ニ委任スルコトヲ得  
第十一條 樺太廳ニ長官官房及左ノ四部ヲ置ク

- 內務部
- 殖産部
- 交通部
- 警察部

長官官房及各部ノ事務分掌ハ長官之ヲ定ム

第十二條 樺太廳管内須要ノ地ニ樺太廳支廳ヲ置ク其ノ名稱、位置及管轄區域ハ拓務大臣ノ認可ヲ經テ長官之ヲ定ム

第十三條 部長ハ長官ノ命ヲ承ケ所部ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第十四條 警察部長ハ事務ノ執行ニ關シ長官ノ命ヲ承ケ警視、警部、警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第十五條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ分掌ス

第十五條ノ二 視學官ハ上官ノ命ヲ承ケ學事ニ關スル視察及事務ヲ掌ル

第十五條ノ三 社會教育官ハ上官ノ命ヲ承ケ社會教育ニ關スル指揮監督及事務ヲ掌ル

第十六條 支廳長ハ長官ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス



第十七條 支廳長ハ法律命令ニ依リ又ハ長官ヨリ委任セラレタル事件ニ付支廳令ヲ發スルコトヲ得  
 第十八條 支廳長事故アルトキハ其ノ廳勤務ノ上席屬其ノ職務ヲ代理ス  
 第十九條 支廳長ハ其ノ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得  
 第十九條ノ二 警視ハ上官ノ命ヲ承ケ警察及衛生ニ關スル事務ヲ掌リ部下ノ警部、警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第二十條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第二十一條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第二十二條 視學ハ上官ノ指揮ヲ承ケ學事ニ關スル視察及事務ニ従事ス

第二十三條 警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生ノ事務ニ従事シ部下ノ警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第二十四條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第二十五條 通譯ハ上官ノ指揮ヲ承ケ通譯ニ従事ス

第二十六條 (削 除)

第二十七條 (削 除)

第二十八條 警部補ハ上官ノ指揮ヲ受ケ警察及衛生ノ事務ニ従事シ部下ノ巡查ヲ指揮監督ス

第二十九條 長官ハ支廳ノ事務ヲ分掌セシムル爲支廳出張所ヲ置クコトヲ得其ノ名稱、位置及管轄區域ハ長官之ヲ定ム

第三十條 支廳出張所長ハ屬ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第三十一條 樺太廳管内須要ノ地ニ警察署ヲ置ク其ノ名稱、位置及管轄區域ハ長官之ヲ定ム

第三十二條 警察署長ハ警視又ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ但シ地方ノ狀況ニ依リ警部補ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

警察署長ハ上官ノ指揮監督ヲ承ケ部内ノ警察及衛生ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第三十三條 樺太廳ニ巡查ヲ置ク判任官ノ待遇トス

巡查ニ關スル規定ハ別ニ定ムル所ニ依ル

## 第二節 地方行政

### 支廳及支廳出張所

支廳及支廳出張所は明治四十年四月一日樺太廳と同時に設置せられ、當初は主として警察事務を取扱ひたるも大正七年警察署及警察分署の設置を見るや純然たる地方行政機關となれり。設立當時の支廳及支廳出張所は

支 廳	支 廳 出 張 所	位 置
コルサコフ支廳	ルウタカ出張所	コルサコフ
ウラジミロフカ支廳	ガルキノウラスコエ出張所 シスカ出張所	ウラジミロフカ ガルキノウラスコエ
マウカ支廳	海馬島出張所 クسنナイ出張所 ナヤシ出張所	マウカ 海馬島 クسنナイ ナヤシ

の三支廳六出張所なりしが、其の後拓殖の進展に伴ひ地方事務は漸次繁激を加ふるに至り廢置分合等幾多の變遷を辿り現在次の七支廳二支廳出張所となれり。

支 廳	支 廳 出 張 所	設 置 年 月	摘 要
豐榮支廳		明治四十年四月	
大泊支廳	留多加出張所	明治四十年四月 大正十三年十二月	大正十一年十月留多加支廳設置せられたるが大正十三年十二月之を廢し出張所とせり

本斗支廳	大正十一年十月	始め名好に在りて名好支廳と云ひしを大正二年六月久春内に移し久春内支廳に改め更に大正七年六月泊居支廳と改稱せり 大正十一年十月鵜城支廳設置せられたるが大正十三年二月之を廢し出張所とせり
眞岡支廳	明治四十年四月	
泊居支廳	明治四十一年十二月	
元泊支廳	大正十三年十二月	
敷香支廳	大正十一年十月	
	明治四十一年十二月	
	鵜城出張所	

支廳長は長官の指揮監督を承け法律命令を部内に執行して行政事務を掌理し、出張所長は支廳の事務を分掌するものにして、現在支廳は庶務、財務及殖産の三係に分ち各係長を置き夫々事務を分掌す。出張所は別に係を設けず各主任をして事務を掌理せしめつゝあるも、支廳長委任事項及出張所長取扱事項は益々複雑多岐に亘りつゝあるを以て地方行政事務の處理は實情に即應する如く屢々改正せられ支廳及支廳出張所は地方中間機關として遺憾なく職能發揮に努めつゝあり。

### 第三節 自治制度

#### 沿革

明治三十八年本島領有後移住者は漸次各地に集團し部落を形成するに至るや、部落民會或は町民會

等の團體を組織し、總代或は評議員等を選出し部落に於ける公共事務を處理せしめたり。其の費用は總て住民の釀出に係り單なる申合せ團體に過ぎざりしも、本島に於ける地方自治の萌芽は既に此の時に發せりと謂ふべし。

次いで明治四十二年に至り廳令を以て部落に部落總代を置く制度を布きたるが、部落總代は部落住民中より樺太廳支廳長之を選任し、且つ其の取扱事項は専ら官廳事務の補助なりしも、實質的には部落の執行機關として公共的施設に當らしめ以て自治的訓練に資したり。

越えて大正四年六月本島の郡町村編成に關する勅令の公布ありて全管内を十七郡、四町、五十八村に區劃せるが單なる地理的區劃に止まり、各地に部落總代を置き地方事務を取扱はしめたるは従前の如くなりしも、地方制度實施と共に設置せる町村の區域は此の區劃に據れり。爾來人口年を逐ふて増加し自治心の向上著しきものありしを以て遂に其の要望を容れ、大正十年四月法律第四十七號を以て本島の地方制度に關する件公布せられ自治の基礎始めて確立するに至れり。同法律は大正十一年勅令第七號に依り同年四月より施行せらるゝと共に同年勅令第八號を以て樺太町村制の公布ありたり。此處に於て從來の部落總代は廢止せられ當初先づ五町十九箇村に之が施行を見、續いて大正十二年四月より全管内に施行せられたり。之を現行制度に比し制度的劃一的なると町村長は官の任命にして、其の諮問機關たる町村評議會は官選の評議員に依り組織せられ、執行機關たる町村長及其の補助者たる助役、收入役を官選としたる等は主なる差異なるも實際の用途に於ては住民の政治的自覺と多年郷土

に於ける自治的經驗とに依り良好なる成績を示せるを以て更に完全なる町村自治を圖り、昭和四年三月法律第二號を以て樺太町村制、同年六月勅令第九十五號を以て同施行令の公布を見同年七月より實施せられ本島に於ける町村自治の制度茲に漸く整備するに至れり。爾來地方自治の發達著しきものあるに及び昭和十二年三月法律第一號を以て樺太市制公布せられ、同年六月勅令第二百七十三號に依り本法は同年六月より施行され、更に同月勅令第二百七十四號を以て樺太市制施行令の公布施行に依り茲に樺太市制の制度整備され、七月より市自治の實現を見るに至れり。

## 市 町 村

### 一、概 説

本島に於ける地方團體として市及町村あり、町村は更に其の發達の現狀に鑑み一級、二級及附則第二項の舊制度を適用するものとの三種に區別す。市は其の自治組織相當大にして堅實なるものなるべく、一級町村は大體人口五千人に達し、住民土着心に富み且つ財政の基礎鞏固なる町村又は之に準ずべき村にして、之が制度も略内地町村に準ぜり。二級町村は爾餘の町村にして、大體人口千五百人に達し獨立經營に堪え得るものとし、附則第二項の町村は特殊の事情存するものにして仍當分の内從前の規定を適用す。

管下市町村名を列擧すれば左の如し

## 市 豊原市

一級町村 落合町、大泊町、留多加町、本斗町、眞岡町、野田町、泊居町、惠須取町、元泊村、知取町、敷香町。

二級町村 豊北村、榮濱村、白縫村、千歳村、深海村、長濱村、遠淵村、富内村、三郷村、能登呂村、内幌村、好仁村、廣地村、蘭泊村、清水村、小能登呂村、名寄村、久春内村、三濱村、鷗城村、帆寄村、泊岸村、内路村、名好村、知床村。

附則第二項ノ町村 川上村、海馬村、散江村。

而して市町村は法人とし官の監督を承け法令の範圍内に於て其の公共事務及法律勅令に依り市町村に屬する事務を處理す。市町村長は市町村を統轄し市町村を代表す。市は市會及市參事會、一、二級町村は町村會の議決機關を有し、附則第二項の町村は諮問機關として町村評議會あり。市は第一次に樺太廳長官、第二次に主務大臣之を監督し、町村は第一次に樺太廳支廳長、第二次に樺太廳長官、第三次に主務大臣之を監督す。市町村は其の事務を執行するに要する費用に充つる爲使用料、手数料、市町村税及夫役現品の賦課徴收及永久の利益となるべき事業、舊債償還又は天災事變の爲必要ある場合に限り借入金爲すことを得。

## 二、市 町村 會

市町村會は市町村會議員を以て組織す。市町村會議員は名譽職とし市町村公民中より之を選舉し其

の任期は四年なるも公民たる要件として市及一級町村に在りては二年以來、二級町村に在りては一年以來其の市町村の住民たるを要す。其の議員定数は市は三十人以上四十人以内、一級町村十二人以上三十人以内、二級町村八人以上二十四人以内なるも、市町村條例を以て特に増減することを得。而して市會には議長及副議長を置き議員中より之を選舉す。町村會は町村長を以て議長とするを原則とするも特別の事情ある一級町村に於ては町村條例を以て議員中より町村會の選舉に依る議長及其の代理者一人を置くことを得、現在大泊、眞岡、知取、惠須取、敷香の五町に置かる。

市町村會は法律勅令に依り其の權限に屬する事件の議決及選舉を行ひ其の他行政廳の諮問に答申し市町村の公益に關する事件に付關係行政廳に意見書を提出することを得。

市町村會の議決事項は市及一級町村に在りては概括例示主義に依るも二級町村に在りては制限列舉主義を採り其の議決事項は著しく局限せらるゝのみならず、其の輕易なるものに就いては書面決議の方法に依ることを得るの特例を認めらる。

市町村會に對する發案は市町村長の外、歳入出豫算を除きては議員三名以上より文書を以て之を爲すことを得。

尙附則第二項の村には町村評議會を置き支廳長の任命に係る町村評議員を以て組織せらる。

## 三、市 參事 會

市參事會は議長及名譽職參事會員を以て組織す。名譽職參事會員は市會に於て議員中より之を選舉

し其の定数は六人とす。市參事會は市長を以て議長とし法令に依り其の權限に屬する事件を處理す。

#### 四、市町村吏員

市町村には執行機關として市町村長を置く。市長は有給職を原則とし其の任期は四年とし市會に於て之を選擧す。特別の事情ある市に在りては市條例を以て名譽職とすることを得、又一級町村に在りては町村會之を選擧し其の任期は四年とし名譽職を原則とするも特別の事情ある町村に在りては町村條例を以て有給となすことを得。二級町村に在りては樺太廳長官の任命にして給料は國庫の負擔とす。

市町村長の補助機關として市及一級町村に助役を置く。市町村會之を選任又は選舉し任期は四年とす。市町村の出納其の他の會計事務を掌らしむる爲收入役を置き有給とす。市及一級町村に在りては其の選任、任期共助役に同じく、二級町村に在りては町村會の推薦に依り樺太廳支廳長之を任命す。

前記の外主事、技手及書記等必要なる有給吏員を置き市町村長之を任免す。又處務便宜の爲區長其の代理者、其の他臨時又は常設の委員を置くことを得せしむ。何れも名譽職にして區長及其の代理者は市町村公民中選舉權を有する者より、委員は市町村會議員又は市町村公民中選舉權を有する者より市町村長の推薦に依り市町村會之を定む。

#### 市町村の財政

市町村には未だ基本財産の見るべきものなく且使用料、手数料其の他の税外收入亦僅少にして市町村費の大部分は之を税收入に頼るの外なき状態にして又本島拓殖の進展に伴ひ諸般の公共的施設益々多きを加へ逐年經費の膨脹を來し財源の窮乏に苦しみつゝある現状なり。

而して市町村税として賦課し得べきものは直接國税の附加税及特別税にして、特別税の種類は命令を以て次の如く定めらる。

**戸別割** 市町村内に住所を有し又は三月以上の滞在者にして構戸若は獨立の生計者に對し其の所得額及資産の狀況を標準として之を賦課す。

**建物割** 法人及市町村住民に非ずして其の市町村に建物を所有する者に對し建物の構造、用途及敷地の地位に依り其の差を設け坪數を標準として之を賦課す。

**所得割** 本島に住所又は一年以上居所を有せざる者の本島に於ける資産又は營業を有する者に對し居住地の法令に依り賦課せられたる場合其の所得稅額中本島に於ける資産又は營業より生ずる所得に對する所得稅相當額を見積り法人に在りては其の十分の五、其の他に在りては十分の三以内を限度として賦課す。

**土地割** 市街宅地又は國より貸付、讓與若は賣拂を受けたる後五年を経ざる土地を除き土地臺帳又は土地貸付臺帳記名の土地の所有者又は貸付を受けたる者若は國有地を使用する者に對し賦課す。其の種類左の如し

部落宅地、工業用地、漁業用地、鑛業用地  
 營業稅 國稅營業收益稅の賦課を受けずして左の營業をなす者に對し純益を標準として之を賦課す。但し藝妓置屋業及貸座敷業は定額に依る。

物品販賣業、無盡業、金錢貸付業、物品貸付業、製造業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、寫眞業、席貸業、旅人宿業、料理店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、兩替業、湯屋業、理髮業、寄席業、遊戯場業、藝妓置屋業、貸座敷業。  
 雜種稅 左に掲ぐる營業、稼業又は行爲をなす者若は物件を所有する者に之を賦課す。  
 船、車、棧、電柱、金庫、畜犬、狩獵、不動産所得、藝妓、酌婦、興行、遊興、流木、漁業。  
 尙昭和十一年度に於ける町村稅賦課額を示せば次の如し

町村稅種別	賦課總額	一戸當負擔額
國稅營業收益稅附加稅	三三、五〇四	三・五六〇
國稅所得稅附加稅	一三、九一九	二・二一九
國稅市街宅地稅附加稅	二四、二八三	・三六七
國稅鑛業稅附加稅	九八、一六五	一・五六三
國稅砂鑛區稅附加稅	一七	—

特別稅 戶別割	八九〇、三九五	一四・一九七
特別稅 建物割	三三九、六〇二	五・四一五
特別稅 土地割	一四、七六一	・二三五
特別稅 所得割	三二八、六四四	五・〇八一
特別稅 營業稅	三七、七六四	・六〇三
特別稅 雜種稅	五八、三三三	九・三六〇
計	二、六六九、三六六	四三・六一

### 第三章 法制

本島は他の外地に比し内地の法令の施行せらるゝもの遙に多しと雖も、内地と別個の法域を爲し内地の法令は原則として樺太に施行せらるゝことなく、唯司法制度に關しては内地と其の法域を同じくし民法、刑法、裁判所構成法、民刑兩訴訟法の如き内地の法律は樺太にも施行せらる。内地の法律は其の規定事項の性質上當然内地と共に樺太にも施行せられたりと認むべきものゝ外は、特に勅令を以て其の全部又は一部を樺太に施行することを定むるに非ざれば樺太に施行せらるゝことなし(明治四十年法律第二十五號參照)。而して勅令を以て法律を本島に施行する場合に在りては、一定の事項に關し勅令を以て特別の規定を設けることを得(大正九年勅令第百二十四號參照)。尙本島に於てのみ施行せらるべき目的を以て制定せられたる法律施行せらる。現在本島に施行せらるゝ内地の法律は一九三件の多きに達せるが、其中全部施行せらるゝもの一七四件一部施行せらるゝもの十九件を算せり。

命令中勅令は其の規定事項の性質上當然本島に施行せらるゝことあるも、閣令及省令は一般には本島に其の効力を有せず。之に相當すべき事項は樺太廳令を以て之を定むることを得。即ち樺太廳長官は其の職權又は特別の委任に依り廳令を發し之に三月以下の懲役若は禁錮、拘留、百圓以下の罰金又は料金の罰則を附することを得。

●樺太ニ施行スヘキ法令ニ關スル件(明治四十年法律第二十五號)  
 法律ノ全部又ハ一部ヲ樺太ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ左ノ事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

- 一 土人ニ關スルコト
- 二 行政官廳又ハ公署ノ職權ニ關スルコト
- 三 法律上ノ期間ニ關スルコト
- 四 裁判所又ハ裁判長カ職權ヲ以テ選任シ又ハ選定スル辯護人、訴訟代理人又ハ訴訟承繼人ニ關スルコト

#### 附 則

本法ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○樺太に施行せらるゝ法律左の如し

- (一) 全部 施行
  - 一、郵便法
  - 一、郵便爲替法
  - 一、郵便貯金法
  - 一、鐵道船舶郵便法

#### 法制

- 一、電信法
- 一、法 例
- 一、裁判所構成法
- 一、裁判所構成法施行條例

- 一、執達吏規則
- 一、執達吏手数料規則
- 一、辯護士法
- 一、民法施行法
- 一、明治三十五年法律第五十號（年齡計算ニ關スル件）
- 一、明治三十七年法律第十七號（記名ノ國債ヲ目的トスル質權ノ設定ニ關スル件）
- 一、不動産登記法
- 一、利息制限法
- 一、明治三十二年法律第四十號（失火ノ責任ニ關スル件）
- 一、明治三十三年法律第十三號（軍人軍屬ノ遺言ノ確認ニ關スル件）
- 一、供託法
- 一、明治三十二年法律第五十號（外國人ノ署名捺印及無資力證明ニ關スル件）
- 一、商法
- 一、商法施行法
- 一、明治三十三年法律第十七號（商法中署名スヘキ場合ニ關スル件）
- 一、爆發物取締罰則
- 一、明治三十二年法律第三十四號（決闘罪ニ關スル件）
- 一、明治三十八年法律第六十六號（外國ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券證券偽造變造及模造ニ關スル件）
- 一、民事訴訟法
- 一、民事訴訟法施行條例
- 一、民事訴訟費用法
- 一、民事訴訟用印紙法

人留置方

- 一、人事訴訟手續法
- 一、商事非訟事件印紙法
- 一、非訟事件手續法
- 一、明治三十二年法律第五十三號（銀行ニ關スル法律ニ定メタル過料ニ關スル件）
- 一、競賣法
- 一、明治三十二年法律第六十七號（外國人ノ抵當權ニ關スル件）
- 一、違警罪即決例
- 一、逃亡犯罪人引渡條例
- 一、外國艦船乗組員ノ逮捕留置ニ關スル援助法
- 一、明治十四年太政官達第八十二號（司法官吏ヨリ巡查及兵員要求使用手續）
- 一、明治十四年第五十九號布告（治罪法中豫審判事拘引狀ヲ發シ拘引セシメタル被告
- 一、明治十四年司法省達甲第五號（司法警察事務上巡查ニ於テ警部代理方）
- 一、明治十四年司法省達甲第七號（治罪法第三百十五條裁判言渡ノ贍本ヲ求ムル者費用上納額）
- 一、外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法
- 一、會計法
- 一、行政執行法
- 一、治安警察法
- 一、出版法
- 一、質屋取締法
- 一、陸軍々人軍屬違警罪處分例
- 一、海軍々人軍屬違警罪處分例
- 一、戒嚴令
- 一、軍機保護法



- 一、軍用電信法
- 一、海上衝突豫防法
- 一、徵發令
- 一、陸地測量標條例
- 一、行旅病人及行旅死亡人取扱法
- 一、刑法
- 一、刑法施行法
- 一、監獄法
- 一、陸軍刑法
- 一、陸軍刑法施行法
- 一、海軍刑法
- 一、海軍刑法施行法
- 一、行政裁判法
- 一、關稅法
- 一、關稅定率法
- 一、噸稅法
- 一、印紙犯罪處罰法
- 一、煙草專賣法
- 一、新聞紙法
- 一、砂糖消費稅法
- 一、砂鑛法
- 一、公證人法
- 一、古物商取締法
- 一、遺失物法
- 一、水難救護法
- 一、明治三十三年法律第十五號（飲食物其ノ他ノ物品取締ニ關スル件）
- 一、織物消費稅法
- 一、漁業法
- 一、貨幣法
- 一、通貨及證券模造取締法
- 一、明治四十四年法律第五十八號（租稅外諸收

入金整理ニ關スル件

- 一、藥品營業竝藥品取締規則
- 一、工場抵當法
- 一、明治四十五年法律第二十一號（臘虎臘納獸獵獲禁止ニ關スル件）
- 一、間接國稅犯則者處分法
- 一、工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法
- 一、明治三十三年法律第五十二號（法人ニ於テ租稅ニ關シ事犯アリタル場合ニ關スル件）
- 一、明治三十四年法律第十號（酒精酒類其他酒精含有飲料輸出下戻金ニ關スル件）
- 一、保管金規則
- 一、明治三十九年法律第三十四號（國債ニ關スル件）
- 一、明治四十二年法律第八號（登錄國債ノ擔保充用ニ關スル件）
- 一、明治四十二年法律第九號（政府ニ對スル保證金其ノ他ノ擔保ニ供シタル國債ノ買入銷却ニ關スル件）
- 一、無線電信法
- 一、大正四年法律第十八號（法人ノ役員處罰ニ關スル件）
- 一、豫約出版法
- 一、國庫出納金端數計算法
- 一、海底電信線保護萬國聯合條約罰則
- 一、印紙稅法
- 一、大正五年法律第十號（證券ヲ以テスル歲入納付ニ關スル件）
- 一、精神病者監護法
- 一、軍事扶助法

- 一、紙幣類似證券取締法
- 一、軍需工業動員法
- 一、土地收用法
- 一、地方鐵道法
- 一、鐵道抵當法
- 一、刑事訴訟費用法
- 一、鑛業抵當法
- 一、貯蓄銀行法
- 一、擔保附社債信託法
- 一、關稅徵收法
- 一、種痘法
- 一、鑛業法
- 一、砂鑛區稅法
- 一、破產法
- 一、和議法
- 一、度量衡法
- 一、特許法
- 一、實用新案法
- 一、意匠法
- 一、商標法
- 一、辨理士法
- 一、刑事訴訟法
- 一、國籍法
- 一、戶籍法
- 一、寄留法
- 一、明治三十一年法律第二十一號（外國人ヲ養子又ハ入夫ト爲スノ件）
- 一、明治三十三年法律第九十四號（國籍喪失者ノ權利ニ關スル件）
- 一、兵役法
- 一、大正十三年法律第二十四號（贅澤品等ノ輸入稅ニ關スル件）

- 一、大正十三年法律第二號（海軍軍備制限ニ關スル條約ノ實施ニ關スル件）
- 一、治安維持法
- 一、大正十四年法律第五十一號（關東州ノ生産ニ係ル物品ノ輸入稅免除ニ關スル件）
- 一、大正十五年法律第六十號（暴力行爲等處罰ニ關スル件）
- 一、外國人土地法
- 一、商工會議所法
- 一、著作權法
- 一、明治四十一年法律第十七號（陸海軍召集諸費繰替支辨ニ關スル件）
- 一、陪審法
- 一、司法代書人法
- 一、民事訴訟法中改正法律施行法
- 一、資源調查法
- 一、昭和五年法律第九號（盜犯等ノ防止及處分ニ關スル件）
- 一、電信線電話線建設條例
- 一、抵當證券法（樺太豊原市ニ施行）
- 一、軌道法
- 一、明治四十二年法律第二十八號（軌道ノ抵當ニ關スル件）
- 一、骨牌稅法
- 一、明治四十四年法律第四十五號（砂糖消費稅織物消費稅等ノ徵收ニ關スル件）
- 一、刑事補償法
- 一、入營者職業保障法
- 一、昭和七年法律第四號（輸入稅ノ從量稅率ニ關スル件）
- 一、昭和七年法律第十六號（國債ノ價格計算ニ關スル件）

- 一、金錢債務臨時調停法
- 一、大正八年法律第四十一號（執達吏ノ手数料及立替金増額ニ關スル件）
- 一、外國爲替管理法
- 一、身元保證ニ關スル法律
- 一、手形法
- 一、小切手法
- 一、昭和九年法律第四十五號（貿易調節及通商擁護ニ關スル件）
- 一、軍用電氣通信法
- 一、公益質屋法
- 一、不正競争防止法
- 一、昭和八年法律第五十四號（法律事務ノ取締ニ關スル法律）
- 一、不穩文書臨時取締法
- 一、揮發油稅法
- 一、鐵ノ輸入稅免除ニ關スル件
- 一、昭和十二年法律第八十八號（軍需工業動員法ノ適用ニ關スル件）
- 一、昭和十二年法律第九十二號（輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件）
- 一、昭和十二年法律第九十四號（支那事變ノ爲從軍シタル軍人及軍屬ニ對スル租稅ノ減免、徵收猶豫等ニ關スル件）
- (二) 一部施行
  - 一、一、訴訟法（第一條第一號乃至第六號ヲ除ク）
  - 一、傳染病豫防法（第二十二條、第二十四條及第二十五條ヲ除ク）
  - 一、水路測量標條例（官有地ニ關スル規定ヲ除ク）
  - 一、産業組合法（第九條第二項、第七十九條、第一百六條及第一百七條ノ規定並産業組合中央

- 會ニ關スル規定ヲ除ク）
- 一、登錄稅法（第三條、第四條、第五條、第六條ノ二第一項第三號、第八條乃至第十三條及第十六條第一項第一號第二號ヲ除ク）
- 一、森林法（第七十六條乃至第九十四條及第一百二條）
- 一、少年法（保護處分ニ關スル規定ヲ除ク）
- 一、船舶法（第一條乃至第三條、第二十二條及第二十三條）
- 一、水產會法（帝國水產會及道府縣水產會ニ關スル規程ヲ除ク）
- 一、畜牛結核豫防法（第七條及第八條ヲ除ク）
- 一、無盡業法（第七條、第三十八條第二號及第四十二條ヲ除ク）
- 一、電氣測定法（第七條及第八條ヲ除ク）
- 一、米穀統制法（第七條乃至第九條及第十二條並附則第三項及第四項ノ規定施行）
- 一、藥劑師法（第十三條乃至第十五條及第十六條第四項ノ規定ヲ除ク）
- 一、石油業法（第八條ノ規定ヲ除ク）
- 一、輸出水產物取締法（第十四條ノ規定ヲ除ク）
- 一、臨時租稅增徵法（釐產稅及其ノ附加稅並砂糖消費稅ニ關スル規定）
- 一、國有財產法（第十三條及第二十四條ノ規定ヲ除ク）
- 一、思想犯保護觀察法（第十二條ノ規定ヲ除ク）
- (三) 當然適用
  - 一、共通法
  - 一、判事懲戒法

- 一、恩給法
  - 一、恩給扶助料ノ増額ニ關スル法律
  - 一、恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律
  - 一、國勢調査ニ關スル法律
  - 一、命令ノ條項違犯ニ關スル罰則ノ件
  - 一、司法事務共助法
  - 一、刑事交渉法
  - 一、預金部預金法
  - 一、公共團體ニ對スル工事補助費繰越使用ニ關スル法律
  - 一、所得税法ノ施行ニ關スル法律
  - 一、内地臺灣又ハ樺太ヨリ朝鮮ニ移出スル物品ノ内國稅免除ニ關スル法律
  - 一、租稅其ノ他ノ收入徵收處分囑託ニ關スル法律
- 一、陸軍軍法會議法
  - 一、海軍軍法會議法
  - 一、不動産融資及損失補償法
  - 一、航空法
  - 一、國產獎勵ノ爲ノ會計法ノ特例ニ關スル法律
  - 一、特別會計ニ於ケル營繕費ニ關スル法律
  - 一、特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律
  - 一、朝鮮臺灣又ハ南洋群島ヨリ移出スル物品ノ内地又ハ樺太ニ於ケル取締ニ關スル法律
  - 一、内地、朝鮮、臺灣又ハ樺太ト南洋群島トノ間ニ於ケル船舶及貨物ノ出入ニ關スル法律
  - 一、軍用自動車補助法

## 第四章 司法

### 第一節 沿革

明治三十八年八月本島を占領するや、軍令第二號を以て民政を布くと共に、民政署に於て民事及刑事の審判を行ふこととなれり。

亞で同年十月占領地人民刑罰令(軍令第二十一號)、民事審判條例(軍令第二十二號)及民政署司法委員條例(軍令第二十三號)を制定し、民政署職員中民政長官の任命せる民政署司法委員に於て民事及刑事の審判(軍事裁判所の權限に)を司ることとなり、其の職務を行ふ所を民政法院と稱せり。然るに明治四十年三月軍政の撤廢せらるゝや司法事務は行政事務と分離し、同年四月より司法省管轄の下に裁判所の設置を見るに至り、勅令第九十四號を以て司法に關する各種法律施行せられたるを以て特殊の事項を除くの外殆ど内地と同一の制度となれり。而して昭和三年十月陪審法施行せられ、更に昭和七年十月金錢債務臨時調停法施行せられたり。

### 第二節 裁判所

明治四十年軍政の撤廢と共に同年法律第二十八號を以て、四月一日より豊原に地方裁判所及區裁判所を、眞岡に區裁判所を各設置せられたるが、其の構成並に司法行政の職務及監督等總て裁判所構成法に據り内地普通裁判所と同一なり。左に其の概況を記述すべし

地方裁判所	區裁判所	區裁判所出張所 並調停取扱所	設置年月日	位 置
樺太地方裁判所	豊原區裁判所	大泊出張所 元泊出張所 知取金錢債務 臨時調停取扱所 留多加出張所 敷香出張所 敷香金錢債務 臨時調停取扱所 落合出張所	明治四十年四月一日 明治四十年四月一日 明治四十年十一月一日 大正十一年十月十六日 昭和七年十二月一日 昭和五年一月十五日 昭和五年一月十五日 昭和十一年六月一日 昭和十二年六月二十五日 明治四十年四月一日 大正八年七月一日	豊原市 同 大泊郡大泊町 元泊郡元泊村 元泊郡知取町 留多加郡留多加町 敷香郡敷香町 同 榮濱郡落合町 眞岡郡眞岡町 泊居郡泊居町
	眞岡區裁判所	泊居出張所		

鶴城出張所 惠須取金錢債務 臨時調停取扱所 本斗出張所 惠須取出張所	大正十一年十月十六日 昭和七年十二月一日 昭和五年一月十五日 昭和五年一月十五日 昭和十二年六月二十五日	鶴城郡鶴城村 名好郡惠須取町 本斗郡本斗町 名好郡惠須取町
--	--	--

裁判所開設當時に於ては各種事件何れも少數なりしが、拓殖の進展、人口の増加するに従ひ逐年増加を來せり。

民事 領有の初期に於ては事件の内容概ね簡易にして又件數も少かりしが、近時人口の増加に伴ひ人事漸く繁く事件は逐年増加すると共に内容亦複雑となる傾向あり、近年人事訴訟の提起尠からず。

刑事 人口の増加に伴ひ刑事事件亦逐年増加し詐欺、窃盜に關する犯罪最も多く、軍人服役並に召集、横領、殺傷、樺太漁業取締規則、森林法及賭博に關する犯罪之に亞ぐ。詐欺、横領、殺傷、軍人服役並に召集に關する犯罪の比較的多きは漁業、林業等に從事する爲内地より入り込む労働者の犯すもの其の過半を占むるに因る。

各裁判所別民事及刑事新受理件數左の如し

新受理件數(地方裁判所)

昭 和 十 一 年	年 種 別		民 事	刑 事	計
	次	別			
昭 和 十 一 年	第一審	民事	六	七	一三
	控訴	抗告	三	二	五
昭 和 十 一 年	假押非訟	假處分事件	二	四	六
	其他事件	其他事件	四	九	一三
昭 和 十 一 年	第一審	刑事	七	三	一〇
	控訴	再審	一	一	二
昭 和 十 一 年	抗告	私訴	三	三	六
	其他事件	其他事件	三	三	六
合計			二四	二〇	四四

新受理件數(區裁判所)

種 別	昭 和 十 一 年		種 別	昭 和 十 一 年	
	豐原區	真岡區		豐原區	真岡區
民 事	通常訴訟	二九三	假押假處分	一〇一	
	和解	一八		強制執行	五
破 産	破産	四三	非訟事件	四〇	
	督促	一		競事	六
和 示	和示	一	金錢債務臨時調停	一六	
	公催	一		其他事件	二七
第 一 審	第一審	二四三	其他事件	一〇〇	
	略式	六九		計	二七三
刑 事	第一審	一〇三	其他事件	九四	
	略式	四三		計	一四七
合計		一、五二九	合計		一、五二〇

犯罪檢舉件數(一) (昭和十一年)

罪 名	件 數	罪 名	件 數
殺人	一六	漁業法違反	七
強盜	九	樺太漁業取締規則違反	二七〇
強姦	三	陸海軍々人召集又は服	一五
強姦	三	役に關する規則違反	一五
竊盜	七	其他	九三
傷害致死	六	計	四、四三二
傷害	三六		
放火	三		

犯罪檢舉件數(二) (昭和十一年)

樺太地方検事局	件数	豊原區検事局	件数	真岡區検事局	件数
樺太地方検事局	一一六	豊原區検事局	二、四三一	真岡區検事局	一、八七五
	一五七		三、二九四		二、五二四
			五、九七五		四、四二二

登記事務 裁判所開設當時は事件僅少なりし爲、取扱官廳は豊原、真岡兩區裁判所及豊原區裁判所

大泊出張所のみなりしが、國有土地拂下並に人口の増加取引關係の頻繁となるに従ひ、逐年著しく其の數を増加しつゝあるを以て其の趨勢に應ずる爲、泊居、元泊、鶴城、留多加、敷香、本斗の各町村に漸次登記官廳を設置せられ今日に至れり。各區裁判所及出張所に於て取扱ひたる件數左の如し

登記事件表 (昭和十一年分)

種別	不		動		産		商		其		他	
	登	個	登	個	登	個	登	個	登	個	登	個
豐原區	一、五五七	五、一四七	一、七八七	七、九七五	二、三〇〇	五、一七	二、三〇〇	三、三三	一、三三三	三、三三三	三、三三三	一、七二〇
大泊出	八二五	二、五五七	一、四三三	九、九八〇	一、五六〇	三、〇〇	一、五六〇	三、〇〇	一、四三三	三、〇〇	三、〇〇	一、五六〇
留多加出	五五三	一、二二九	一、二二九	五、四三三	四三	一、〇八	三、四九	一、六三〇	一、二二九	一、六三〇	一、二二九	一、一八五
元泊出	二九八	六三九	二、六〇六	八、三三二	六	八〇	四、一八五	一、八五〇	六	三、九〇	三、九〇	二、八〇五
敷香出	五七〇	一、二二九	一、二二九	六、〇三六	二九	二二	九、六一五	一、四三三	二九	三、九〇	三、九〇	六、八八五
眞岡區	九一五	二、六三三	二、六三三	一、二二九	一六	二五	九、七〇五	一、四三三	一六	三、九〇	三、九〇	七、五三〇
本斗出	六九〇	一、三五七	二、〇二二	五、〇二二	一〇	一四	七、一五五	四、七〇〇	一〇	八、七〇	八、七〇	五、一〇〇
泊居出	四九四	八八七	九、〇八五	三、五四七	六	一八	六、一九五	一、六六四	六	七、八〇	七、八〇	三、〇九〇
鶴城出	六一一	一、〇六八	三、五四七	五、五九	六	八	二、四〇五	七、七五〇	六	一〇、五〇	一〇、五〇	三、〇三〇
計	六、五〇三	一六、一七六	五八、七五八	一、四一	一、八三六	八、八三五	九、三	六、八三五	一、三三	一、五三	一、五三	六、四四五

確定	確定	確定	確定	確定	確定	確定	確定
件數	件數	件數	件數	件數	件數	件數	件數
三五	一〇三	二六	一三	一三	一三	二九	二六
一〇、五〇	三〇、九〇	七、八〇	三、九〇	三、九〇	三、九〇	八、七〇	七、八〇
一、三三	一、五三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三
一、五三	一、五三	一、五三	一、五三	一、五三	一、五三	一、五三	一、五三

執達吏事務 從來事件少かりし爲執達吏を置くに至らざりしが、近年著しく事件増加したるを以て豊原區裁判所は昭和七年十一月より、眞岡區裁判所は昭和九年四月より各専任執達吏を常置し其の事務を取扱ひ居れり。

公證人事務 豊原區裁判所管内は近年著しく事件増加したるを以て公證人を置き昭和六年七月より豊原に於て取扱を開始するに至れり。然れ共眞岡區裁判所管内は未だ其の機に到らず同所判事其の事務を取扱ひ居れり。

辯護士 領有當時に於ては百般未開の状況にありて辯護士を得ること亦困難なる事情ありしを以て衆人の便宜を圖る爲辯護士に非らざるも特に適當と認めたる者に民事訴訟代理及刑事辯護を認可し來り。是所謂訴訟代理業者にして從來民事訴訟に於ける一機關たり。然るに近年辯護士の登録を受くるもの漸次多きを加へ、最早訴訟代理業者を認むるの必要なきに至りたるを以て大正十三年七月限り其の業務を差止め、當時繫屬中の事件に限り其の處理の爲には従前の如く業務を爲し得ることとせり。而して昭和十一年末に於ける樺太地方裁判所所屬辯護士は九名となれり。

戸籍事務 明治四十年樺太廳令を以て居住、移轉、出生及死亡に關する届出規則を制定したるが、

大正九年之を廢止して居住者届出規則を制定し、戸口に關する事務は樺太廳支廳に於て掌理し來りたるが大正十一年及大正十二年に樺太町村制施行せられたるを以て之を町村に移管せり。然れども當時樺太には未だ戸籍法の施行なく、各種手續上の不便は勿論島地開拓の上に及ぼす影響尠からざりしが大正十三年八月遂に國籍法、戸籍法其の他の關係法令施行（土人には施行せられず）せられ始めて樺太は内地と同一法の下に統一せられたり。爾來樺太に轉籍するもの相踵ぎ、昭和十一年末に於て戸數二二、二四〇戸、人口一、一八、四三〇人を算し尙逐年増加の趨勢にあり。又昭和七年十二月勅令第三七三號を以て樺太施行法律特例中改正せられたる結果昭和八年一月より樺太アイヌ人に對し戸籍法の施行を見るに至れり。

昭和十一年に於ける戸籍に關する届出種類及件數左の如し

種別	件數		種別	件數	
	本籍人	非本籍人		本籍人	非本籍人
出生	四、七四七	七、七〇一	死亡及失踪	二、二〇〇	四、三六三
認知	二四六	一〇六	家督相續	四〇四	四〇四
養子縁組	四六五	一九四	氏名族稱の變更及襲爵	一〇	一四
隠居	六	一	國籍得喪	一	一
計	五、四六四	一三、四〇八	計	六、五八三	一四、〇八〇

### 第三節 供託事務

大正十一年四月供託法施行せらるゝと共に供託局官制の公布を見、豊原に樺太供託局を置き、眞岡に其の出張所を設けて供託事務を取扱ふことゝなれり。  
樺太供託局、同眞岡出張所の取扱ひたる件數、金額左の如し

家督相續人の指定 入籍離籍及復籍拒絶 養子縁組 婚姻 推定家督相續人の廢除 廢家及絶家	件數		分家及廢絶家再興 離縁 親權後見及保佐 就籍及轉籍 追完訂正其他 合計	金額	
	本籍人	非本籍人		本籍人	非本籍人
	六	一	九七九	五	九八四
	一三九	二五	一三六	六九	二〇五
	二二	三	五一	二四	七五
	一、八四六	九二五	一、九〇三	三	一、九〇六
	一	一	五九五	六三九	一、三三四
	四	七	一三、九二二	二四、二六	三六、〇四〇
合計	一、〇一七	一、〇五二	一、〇一七	一、〇五二	一、〇五二

供託事件表



種別	昭和十一年		昭和十一年	
	前年ヨリ繰越	受	拂	年
樺太供託局	現金	九七	一四〇	一三八
	有價證券	一七	九	一三
同眞岡出張所	現金	二四	二〇六	二〇八
	有價證券	八	三	四
計	利息	—	五七	五七
	計	四五	七四	七三
金額		一〇、二九・二一	一六、〇八・四四	一四、三九・一〇
利息		—	二九	二九
有價證券		二、九〇・〇〇	一、三〇〇・〇〇	一、一〇〇・〇〇
現金		七、三九・二一	一三、七〇二・四四	一三、一〇・〇〇
計		一〇、二九・二一	一六、〇八・四四	一四、三九・一〇

### 第四節 刑務所

明治三十九年一月樺太民政署拘禁所條例(軍令第三十一號)を制定し樺太守備隊憲兵隊長管理の下に

大泊に民政署拘禁所を、豊原及眞岡に拘禁所支署を置き、民政署司法委員の管掌に屬する未決、既決の囚人を收容せり。明治四十年軍政の撤廢せらるゝや同年四月豊原に札幌監獄樺太分監を置き、大正十一年十月官制改正の結果樺太刑務所と改稱し同年十一月眞岡に樺太刑務所眞岡出張所設置せらる。大正十三年十二月官制改正に依り樺太刑務所廢止せられ札幌刑務所樺太支所と改稱樺太刑務所眞岡出張所は札幌刑務所眞岡出張所と改稱す。昭和四年十二月司法省告示第四十二號に依り札幌刑務所樺太支所を樺太刑務支所に、札幌刑務所眞岡出張所は眞岡刑務支所と改稱し、昭和十一年三月官制改正に依り樺太刑務支所は樺太刑務所と改稱し、同月司法省告示により眞岡刑務支所は樺太刑務所の管轄となり現在に至る。

一、樺太刑務所昭和十一年末に於ける收容人員左の如し

受刑者 二七三人 刑事被告人 二八人  
 勞役場留置者 一〇人 計 三二一人

新受刑者犯數百分比例

年次	犯數	新受刑者						
		性別	初犯	二犯	三犯	四犯	五犯以上	
昭和十一年	犯數	男	二八	〇・五五	〇・一八	〇・一〇	〇・〇八	〇・一一
		女	三	〇・八四	〇・〇八	〇・〇八	—	—

備考 本表と收容者入出所人員と符合せざるは拘留刑、刑執行停止復歸者等を除外したるに因る

二、眞岡刑務支所に於ける昭和十一年末收容人員左の如し

收容人員 二〇人

樺太保護會 本會は大正八年六月豊原に創立、昭和六年九月更に眞岡に其の支部設置さる。樺太刑務所及眞岡刑務支所釋放者及樺太地方裁判所管内に於ける刑の執行猶豫、起訴猶豫等の司法處分を受けたる者を主とし、其の他本島に歸住すべき者にして内地司法保護團體よりの囑託を受けたる者を保護指導す。

樺太保護會保護人員(昭和十一年)

一、收容保護したる者 一〇六人

一、間接保護したる者 四三

一、一時保護したる者 二一〇

同眞岡支部保護人員(昭和十一年)

一、收容保護したる者 一

一、間接保護したる者 二二

一、一時保護したる者 三四

### 第五章 警察

#### 第一節 總説

##### 沿革

領有當初に於ける警察權は樺太占領軍司令官に屬し、所屬憲兵隊其の執行に任じたりしが同年八月樺太民政署開設と共に同署に移管せり。

明治四十年四月樺太廳設置と共に、廳に第一部及第二部を置き、第一部に警務課を設け警察事務を管掌せしむ。又地方に支廳を置き、支廳に警務係を設け、支廳長に警察權を付與し警察事務を執行せしめたり。

明治四十二年五月樺太廳官制改正に依り第一部の警務課を獨立せしめ第三部となし、部長は事務官を以て之に充て其の職名を警務長となせり。警務長は警察事務の執行に關し部下職員を指揮監督するの外事急なる場合に於ては支廳長以下を指揮する職權を有せり。

大正二年十二月官制を改正し第三部を警察部となし警務長を警察部長に改めたり。  
大正七年六月官制改正に依り支廳長より警察事務を分離し管内須要の地に警察署及警察分署を設置し専ら警察及衛生事務の執行に任せしめたり。

昭和二年六月官制改正に依り警察分署を廢止し之を警察署に昇格し時代の進展に適應せしめたり。

警察機關の配置

拓殖の進展、事業の勃興に伴ひ逐年人口増加し、且住民は内地各府縣よりの移住者なるを以て人情風俗を異にするのみならず、未開地の開拓と共に警察取締を要する區域自然に擴大せられ、加ふるに交通機關の設備完からざるを以て職務執行上困難尠からず。又ソヴェート聯邦と境を接するを以て國境の警備忽にすべからざるものあり。本島警察官吏の受持人口は昭和十一年末に於て巡查一人當り七九五にして内地に比し何等淪ることなきも、住民の移動性、受持區域の龐大、交通の不便及警察連絡機關の未完備等幾多の不便不利は職務執行上一層辛酸を嘗むるの狀態に在り。目下其の改善充實に銳意努力し居れり。

現在警察部に警務課、保安課、刑事課、高等警察課、衛生課及警察官練習所の五課一所を置くの外執行機關として警察署一二、警部補派出所三、巡查部長派出所二九、巡查派出所一九、巡查駐在所八八を置く。其の配置定員及人口竝に面積等を擧ぐれば左の如し

警察區劃表

名	稱	位	置	管	轄	區	域
豐原	警察署	豐原	市	豐原市、豐原郡			
落合	警察署	落合	町	榮濱郡			
元泊	警察署	元泊	村	元泊郡ノ内元泊村、帆寄村			
知取	警察署	知取	町	元泊郡ノ内知取町			
敷香	警察署	敷香	町	敷香郡、散江郡			
大泊	警察署	大泊	町	大泊郡、長濱郡、富内郡			
留多加	警察署	留多加	町	留多加郡			
本斗	警察署	本斗	町	本斗郡			
眞岡	警察署	眞岡	町	眞岡郡			
野田	警察署	野田	町	野田郡			
泊居	警察署	泊居	町	泊居郡、久春内郡、鵜城郡(鵜城村大字來知志一圓)			
惠須取	警察署	惠須取	町	名好郡、鵜城郡(鵜城郡鵜城村ノ内大字來知志ヲ除ク)			

警察職員及巡査と人口並に面積表 (昭和十一年末)

部 署 名	判 任 以 上				巡査定員	管轄面積	管轄人口	巡査一人當	
	警視	警部	警部補	警部補				面 積	人 口
警務課	—	—	—	—	—	—	—	—	—
保安課	—	—	—	—	—	—	—	—	—
刑事課	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高等警察課	—	—	—	—	—	—	—	—	—
警察官	—	—	—	—	—	—	—	—	—
練習所	—	—	—	—	—	—	—	—	—
豐原警察署	—	—	—	—	△	二、〇三四 <sup>方</sup> ・三	四二、五〇五	三八、一九 <sup>方</sup>	八〇二
落合警察署	—	—	—	—	△	二、七二六・二	二二、三七二	九七、三六	八三五
大泊警察署	—	—	—	—	△	三、二二五・四	四一、九七五	五〇、二四	六五六
留多加警察署	—	—	—	—	△	一、六二七・五	一七、五二〇	六四、八四	七〇二

本斗警察署	—	—	—	—	△	一、五六六・六	二四、五七二	五四、〇三	八四七
眞岡警察署	—	—	—	—	△	一、六九六・五	三六、八九八	四〇、三九	八七九
野田警察署	—	—	—	—	△	七九三・六	一三、四三八	四六、六八	七九〇
泊居警察署	—	—	—	—	△	一、七三七・三	二五、〇二〇	五四、二九	七八二
惠須取警察署	—	—	—	—	△	五、一六五・五	三八、〇二二	一五一、九三	一、二一八
元泊警察署	—	—	—	—	△	二、一一八・三	七、九九七	一四一、二二	五三三
知取警察署	—	—	—	—	△	一、〇〇二・六	一八、六三三	三七、一三	六九〇
敷香警察署	—	—	—	—	△	二、四一六・五	三九、六二五	二五八、六八	八二五
合計	四	×	一五	二五	△	三六、〇九〇・三	三二九、五七五	八七、一七	七九六

備考  
 ×ハ兼務職員  
 △ハ國境警備及思想取締巡査

### 警察官吏の教養

#### 一、警察官練習所

警察部に警察官練習所を設置し警察官練習所に教習科、講習科及特科を置き、警察官吏に必要な學術實務を教授し併せて警察官吏の品質陶冶、人格の鍛鍊を圖り居れり。

教習科 新任の巡查を收容し、警察官吏として必要な學術技藝其他基礎的教練を爲すものにして期間を四箇月とす。

講習科 現職の警察官吏を收容し警察官吏として必須なる一般學術を教養するものにして、期間は其の都度之を定む。

特科 現職の警察官吏を收容し警察官吏に必須なる専門的學術を教養訓練するものにして、期間は其の都度之を定む。

#### 二、其他

内務省警察講習所へ普通講習生として現職の警察官吏を派遣するの外、同所に於ける各種特別講習及中央衛生會主催の衛生講習其他此の種の催しには努めて職員を派遣し、知識の普及向上竝に素質の改善に努め居れり。

## 第二節 行政警察

### 保安警察

#### 工場

管下に於ける工場總數は昭和十一年末現在に於て六〇七、使用職工數は八、二一九名を算す。

工場數の最も多きは製材工場の一六に於て、工場一六一、鐵工場八七之に次ぐ。然れども規模の最も廣大なるはバルブ工場にして其の數九、使用職工四、九〇三名にして本島職工數の約六割を占む。一般工場取締に關しては大正六年工場取締規則を制定し、大正十年工場法の精神に則り之に改正を加へ現在に至れり。斯くて職工の保護、待遇の改善、災害豫防に努め以て産業の圓滑なる發達を期しつゝあり。又勞資の關係は概して圓滿にして從來爭議等起りたることなき状態なり。

#### 原動機

原動機は主としてバルブ工場、製材工場及罐詰工場等に使用せられ、昭和十一年末現在に於て其の總使用馬力一八五、五五四、汽機數一〇、汽罐數一七七、發動機一五二、電動機二、一六一を有す。之が取締に關しては大正十一年原動機取締規則を制定、昭和五年三月之に改正を加へ、從來五馬力以上の原動機のみ適用したるを二馬力以上の原動機竝に同電動機にも同規則を適用し之が取締に

努力し以て災害豫防に遺憾なきを期しつゝあり。

## 労働者

鐵道の新設、港灣、船澗の築造、道路の開鑿その他鑛業、林業、工業等日を逐ふて隆盛に趨くに從ひ、労働者の需要も亦年々激増の勢を示せり。而して土木、林業等に要する労働者は何れも季節的に一時に需要増大する關係上善良なる労働者を選択使用すること困難にして、勢ひ身元不確實なる不良者介入し、雇主側に於ても古き慣習に囚はれ自由を拘束し、或は不當なる労働を強ひ、或は亦虐待する等諸種の弊害あるに鑑み之が改善のため労働者募集取締規則、周旋營業取締規則、勞務者使用取締規則及請負營業取締規則を制定し、以て極力之が取締を勵行しつゝあり。之がため往年の弊風漸く其の跡を絶たむとするの狀況に在り。鑛業、工業等に從事する労働者は使用者との協調至極圓滿にして殆ど問題を惹起したる事例なし。

## 建物火災

本島は氣候の關係上火氣の使用多きと一時的居住者多かりし爲、防火建築物極めて尠く、従つて火災率甚だ多きに上れり。依て曩には煙筒取締規則を制定し、昭和二年には豊原、大泊、眞岡、泊居、本斗、野田更に昭和十年には落合、知取、敷香、惠須取の各市街地に屋上制限規則を實施し、火氣使用場の取締竝に防火建築の實行を慫慂すると共にポスターの配付、火防劇活動寫眞の映寫、火防講演を開催し警火思想の普及宣傳に努めつゝあり。

## 林野火災

本島の森林地帯は多く天然の密林なり。故に晴天の續ける時季に一度火を發せば數日に亘り延焼し一回に千數百町歩を烏有に歸すること珍しからず。斯くては如何に人力を盡すも消火の效少なく、雨天の至るを待つの外なき有様なり。故に林野火災警防の實を擧ぐるため例年左記に依り取締竝に豫防宣傳に努めたる結果頗る良好なる成績を納めつゝあり。

- 一、林野火入に就ては林野火入取締規則を制定し嚴に火入の取締を勵行しつゝあり。
- 二、融雪乾燥期に入るや特に各地に警察官を配置し之が取締に當らしむ。
- 三、各駐在所に火防巡視員を配置し或は林野火災豫防委員を囑託し一定區域を定めて巡回せしめ、豫防及警戒の任に當らしむ。
- 四、汽車の煤煙よりの出火に關しては、機關車火粉飛散防止の裝置を爲さしむるの外鐵道沿線の雜草を焼却せしむ。
- 五、ポスターの配付、活動寫眞の映寫竝に講演等を爲し警火思想の普及宣傳に努む。

## 消防

本島の消防組は廳令公設消防組規則に依り火災警戒防禦の爲、原則として一市町村一消防組の制を執り各市町村に設置し、未設置は僅かに一村にて昭和十一年末現在四十組、組員六、八九七名あり。自動車唧筒三八、蒸汽唧筒二、瓦斯倫唧筒六七、腕用唧筒一六二、水管車一三四あり。之を内地府縣に比

するに概して完備したるを認めらるゝも例年の火災損害に鑑み尙一層の充實を必要とす。依て諸設備に對しては年々樺太廳より補助金を交付し改善發達を助成しつゝあり。尙大正九年樺太消防義會を設立し現在會員七千名、基金三萬九千圓を有し、其の事業としては功勞者の表彰、殉職者の弔慰救濟並に慰靈祭執行、罹災者の救濟、消防新聞の發刊、消防講習の開催、先進地の消防狀況視察、警火思想の普及等に努めつゝあり。又全國消防組を以て組織せる大日本消防協會に加入し昭和三年支部發會式を擧げ本會の事業とする組員の共濟表彰其他消防改善發達を圖りつゝあり。

## 水難救濟

本島は四面海を環し漁業及航運業盛なると、一面地勢氣象等の關係上荒浪多く、従つて海難事故各所に頻發するの實狀なり。依て警察としては常に警報の周知、警戒等之が警防に力を致しつゝあるが一面之が救濟機關たる帝國水難救濟會の活動を希求し、會員並に基金の募集及救難所設置を急務とし、昭和二年之が計畫を樹て其の實現に努めたる結果昭和四年六月帝國水難救濟會樺太支部の設置を見昭和十一年末現在に於ては救難所二九、同支所二、會員五、四一八名に達し、其の事業著々進行し水難救濟の實績を擧げつゝあり。既往に於ける救助成績(昭和十一年末調)は救助回数三七二、同船數五七七、同人員三、四一八名同船體貨物價額三、七二一、〇八三圓を算す。

## 風俗警察

新興地の弊として本島各地には料理店飲食店其他風紀上取締を要する諸營業極めて多く、動もすれば無節制に陥り、風俗頹廢の虞あるを以て特に之が取締を嚴にせる結果良成績を擧げつゝあり。昭和十一年末現在料理店三七七、特殊飲食店三三〇、飲食店六九一、女給一、〇七〇、藝妓五六〇、酌婦九五八、貸座敷二一、娼妓一〇四名なり。

## 交通警察

海上 海上交通は逐年發達し、航路の増設船舶の増加に伴ひ事故亦逐次増加の傾向にあるを以て海上衝突豫防法、出入船舶届出規則、艇船及小廻船の各營業取締規則等に依り取締を勵行し事故防遏に努めつつあり。昭和十一年中に於ける海難罹災船舶は汽船七、發動機船四二、漁船一三三其の他三一なり。

陸上 各地に於ける産業の發達に伴ひ軌近各種交通機關漸次發達し、殊に道路の開鑿と共に自動車は各地に普及され昭和十一年末に於て乗用車二五三臺、貨物一五八臺を算す。而して之等交通機關の増加と交通の頻繁は自然交通事故を惹起するに至りたり。之が取締に付ては道路取締令、自動車取締令其の他に依り大體内地府縣同様に取締を爲し以て交通の安全を圖りつゝあり。

## 營業警察

警察取締を要する營業者は軌近異常の増加を來せり。其の主要市町村に於ては其の營業久しきに亘

り其の設備營業方法等逐年改善せられつゝあるも、新發展の部落には一攫千金を夢想し蝟集するもの多く、従つて之に伴ふ弊害亦尠からざるを以て、各營業共取締規則を制定し是に基き取締を勵行し、以て弊害を防止すると共に營業の堅實なる發展を圖りつゝあり。

尙昭和十一年末現在に於て旅人宿六〇四、質屋七三、古物商九一二、湯屋一四〇、乗合馬車四五、小廻船營業六五、周旋業五三、劇場三三、活動寫眞常設館一五あり。

### 第三節 司法警察

本島は少數の土人及外國人を除くの外大部分は内地人及朝鮮人なるを以て、犯罪の手段方法態様等殆ど内地と異なる所なきも、拓殖の進展社會狀勢の推移に伴ひ逐年犯罪増加の傾向を示し、其の手段方法等漸次惡辣巧妙若は兇暴慘虐を極め、見聞する者をして慄然たらしむるもの多きを加へつゝあり。

昭和十一年中に於ける犯罪發生件数は刑法犯六、九九二件、特別法犯一九七件、諸規則違反七二七件、合計七、九〇六件にして同年末人口三二一、七六五人に對する其の割合は二・五%に當り之を内地各府縣に比較するに約一倍半の高率を示す。之が原因は概ね土木事業、林業、漁業等のため周期的に内地各方面より入込む勞働者中には、犯罪手配中の者及前科者、その他視察取締を要する者多數ありて、之等は科刑を何等意に介せず取締の間隙に乗じ隨時隨所に於て犯罪敢行の舉に出づるため、自

ら犯罪増加を來すに因る。

本島は氣候寒冷なると娛樂機關の乏しき等より自然飲酒に耽る者多く爲に單純なる殺傷犯及放恣遊惰なる勞働者博徒に依り行はるゝ賭博犯、火氣取扱不注意に因る家屋、林野の失火犯頗る多し。殺人、強盜、強姦、放火の重罪犯を始め竊盜、詐欺、横領等の財産犯は近年頗る増加の傾向あり。特異犯罪として擧ぐべきものは、官林竊盜、養狐竊盜及許可を得ずして漁業を爲す漁業法令違反、許可なくして生阿片を製造し若くは之を移出する麻藥取締規則違反、土工夫、柚夫の酷使虐待に因る暴行、不法監禁、傷害、傷害致死等の犯罪なるべし。

違警罪即決處分の件數も亦逐年増加し、昭和十一年中の即決處分件數拘留八二六件、科料二、一七五件にして拘留は浮浪者最も多く、科料は交通關係法令違反を其の主たるものとす。

本島は廣汎なる面積に加へて山野間道の多きは自然犯人の潜伏逃走を容易ならしめ又交通通信機關の不備並警察官配置の稀薄等に因り犯罪捜査上困難を感じる場合尠からざる現狀に鑑み、電信網の完成、鑑識設備、警察官の増員等刑事警察機關設備の刷新充實を圖り以て犯罪豫防及檢舉の完璧を期しつゝあり。



### 第六章 衛生

#### 第一節 總說

領有以來衛生設備は漸を趁ふて備はり衛生思想亦次第に普及發達し、市街地に於ては意を強ふするに足るものあり。加之本島には風土病と稱すべきものなく、傳染病の如きも時に少數の發生を見たることあるも部分的にして、殊にコレラ、ペストの如きは未だ曾て發生したることなし。然れども村落にありては衛生施設未だ全からず衛生思想の普及も亦充分ならざるものあるを以て、衛生思想の喚起を計ると共に施設の改善を要するもの尠からず。輒近拓殖の進展に伴ひ交通機關の發達及人口の増加著しく、従て交通亦頻繁を加へ各種病菌傳播の機會多く傳染病漸次増加の傾向あるを以て之が豫防撲滅に努力しつゝあり。

醫藥機關は漸次充實し人口の比率より見れば内地及各殖民地に比し寧ろ優れる觀ありと雖も、本島は人口に比し面積廣汎にして寧ろ過少の憾あるを以て尙之が充實の計畫中なり。而して病毒傳播上最も注意を要する飲食物及接客營業に關しては嚴重取締を勵行すると共に之を指導し、自發的病害豫防に努めつゝあり。

#### 衛生營業者

(昭和十一年末)

市場	理髮業	清涼飲料水	冰雪營業	牛乳搾取	屠場	賣肉業	屠獸	夫	汚物掃除
一〇	結理 一五六	三	四	三九二	三	三四	三	四	三九

#### 第二節 醫事

#### 醫院

明治四十年四月コルサコフ(大泊)に於て樺太廳醫院を設置し、ウラジミロフカ(豊原)及マウカ(眞岡)に其の分院を置き一般患者の診療を開始せるを始とす。同年九月マウカ分院を廢止し、翌四十年四月ウラジミロフカ分院を豊原分院と改稱したるが、同年十月樺太廳醫院を豊原に移すと共に、大泊を分院とし、尙眞岡分院を復活し、同年十一月より診療を開始せり。越えて大正五年四月分院を廢止し豊原の外、大泊及眞岡に樺太廳醫院を置き、之が擴張改善を圖り一般診療の傍ら看護婦及助産婦の養成に努めつゝあり。

(昭和十一年末調)

醫院別	職 員					分 科	病床數		
	醫師	齒科醫師	藥劑師	書記	看護婦		產婆	入院	施療
眞岡	八	一	二	一	一四	× 三	三	六	延六、九四九 延四、三九三 延一、七〇六
大泊	五	一	一	一	三	× 五	一五	三	延四、三五六 延四、三五六 延八、〇三五
豊原	三	一	二	一	三	× 六	三	七	延一、四三七 延一、四三七 延一、六六六 延二、五九四

備考 ×印ハ看護婦兼務ヲ示ス

公 醫

管内樞要の地に開業せる醫師に公醫を命じ、一定の受持區域を指定し一般醫務、傳染病豫防、種痘、一般保健事務等を擔任せしめ一定の補助を與ふ。現在八七名あり。

醫師、齒科醫師其他

本島は土地の廣大なるに比し人口稀薄にして未だ大都市を形成せるものなく、従つて病院の如きも多くは個人經營にして概ね小規模なり。昭和十一年末現在醫師、齒科醫師等左表の通にして醫師一名

に對する人口割合一、四六四名、齒科醫師一名に對する人口割合三、九七〇名なり。

醫 師	齒 科 醫 師		產 婆		看護婦	鍼灸術
	有資格醫	假免許	有資格	假免許		
一四	八三	天	三五	三〇	三六	一四九 鍼灸 七六

第三節 救療機關

財團法人樺太慈惠院其他あり。第十一章に於て既述のものにして貧困患者の救療を爲すものなり。右の内樺太慈惠院最も整備し、昭和十一年末に於ける資産一三三、九二九圓餘を有し、普通病室六室、精神病室一七室、患者收容定員普通五一一名、精神病者二五名にして、現在收容しつゝあるは市町村の委託に依る行旅病人及精神病者並に私人委託の精神病者及貧困者にして外來患者なし。最近の收容人員左の如し

年次	區別	收 容 人 員			
		前年ヨリ越收	容退	院死	亡年末現在
昭和十一年		四五	九二	六二	三六
					延人員
					一六、九〇三

### 第四節 藥 事

警察部及各警察官署並に樺太廳醫院に藥品監視員を置き、藥品の取締に任ずるの外醫師藥室、藥局、藥種商及製藥場等に對し年一回以上警察官吏をして一齊に臨檢せしむると共に時々部分的に巡視し、必要に應じ藥品の分析、試験を行ひ以て之が取締を勵行しつゝあり。現在製藥品目は沃度、沃度加里、鹽化加里、硫酸加里、硝酸加里、クロールナトリウム、肝油、酒精、ヂアスターゼ、石炭酸水、亞鉛華軟膏及グリセリン等なり。

賣藥製造に就いては樞要地に賣藥検査員を配置し、其の製造及製品を検査監視せり。昭和十一年末營業者左の如し

#### 藥劑師、藥種商其他

藥劑師	藥局	藥種商	毒物劇物營業	製藥者	賣藥業	賣藥請賣	賣藥行商
五六	四〇	六三	七	一五	三	一、四四三	八五八

### 第五節 海港檢疫

海外との交通は從來北樺太及沿海州との間に於て小船舶の往來頻繁なりしが、北樺太に於ける日本軍撤退後は其の跡を絶ち、沿海州浦鹽より入港するもの少數あるのみにして、傳染病殊にコレラ、ペストの流行地と目せらるゝ南支那、印度、ヒリツピン諸島方面との航行なく、従つて從來斯種病原の侵襲を見たることなきも、近時滿洲方面諸港よりの入港船舶増加の趨勢にあり、従つて病菌傳播の機會亦多きを以て之が取締に關しては最全を期するの必要あり。海港檢疫に關しては未だ之が法規の制定を見ざるも、是等船舶の入港に際しては醫師、警察官吏立會の上船員客の健康診斷を行ふ外、貨物の陸揚、鼠族の驅除等に監視を嚴にし之が防遏に努めつゝあり。

### 第六節 檢 徴

娼・妓・豊原及眞岡に貸座敷の設置あり。娼妓には各貸座敷組合の建設に係る保健院に於て毎週一回醫師の健康診斷を受けしめ、其の傳染性疾患の輕症患者は保健院に於て治療し、重症患者は樺太廳醫院に入院治療せしめ其の料金を半減す。

藝妓酌婦 藝妓酌婦は貸座敷所在地に於ては毎月一回以上、其の他の地方に在りては年二回以上指定したる醫師の健康診断書を所轄警察官署に提出せしめ、傳染性疾患者は治癒に至る迄就業を停止し、入院治療者には娼妓同様其の料金を半減す。昭和十一年中娼妓及藝妓酌婦の健康診断成績左の如し

種別	受診延人員	有病者				有病率
		梅毒病	軟性下疳	其他傳染病	計	
娼妓	四、九四三	六	二	一	八〇	一・六三
藝妓	一六、四九	一六	二	一〇	二八	〇・八三
酌婦	三三、三〇〇	四	五二	六	二六三	〇・七九

### 第七節 飲料水及氷

#### 上 水

現に上水道の設備あるは豊原市、大泊町、泊居町、本斗町及名好村にして真岡町及其他の町村に於ても工事計畫中なり。飲料に供する井水に就ては順次水質検査を執行し、飲料としての適否を明に

して衛生上の不安なからしむべく計畫中なり。

#### 清 涼 飲 料 水

清涼飲料水營業者及之が製造場は豊原市、榮濱村、大泊町、真岡町及本斗町に在り。其の水質竝に製品に對し理化學的試験を行ひ、且つ販賣業に付ては賣品の検査を施し不良品の取締を勵行せり。昭和十一年中に於ける製造高はラムネ九、一八四本、サイダー類六六七、三三六本、リモナーデー七、六九〇本其他一五、六七〇本等なり。

#### 氷

本島は冬期寒冷にして四圍の事情は天然氷の採取に最も適し、氷結前現場の設備及水質検査の結果優良なるものに付許可を與へ、尙成氷検査の上採取せしむ。而して採取後其の融解水の試験表を徴するの外販賣場に就き現品を收去し検査する等品質改善に努めつゝあり。昭和十一年中に於ける營業者四五、採取高六、三二九、四〇〇疋を示し、其の品質良好にして近年内地、北海道に移出を企つるもの續出するの状況にあり。

## 第八節 屠場及屠畜

屠獸場は各主要市街地に一箇所を有し、何れも風教上、衛生上支障なき箇所に存置しありて、昭和十一年末に於ける屠場数は三一箇所なり。屠畜に際しては別に任命せられたる屠畜検査員に依り生體検査を行ひ更に解體検査の結果食料に供するも支障なきものに對し檢印を(所轄警察署に於て)付し販賣せしめつゝあり。

## 第九節 飲食物及其他の物品

### 牛 乳

牛乳營業者は昭和十一年末現在三九一人あり。之が取締に付ては時々各警察署に於て畜舎検査、取扱場臨檢を行ひ、尚乳質に付ては警察的牛乳検査法(内務省令)に依り各警察署に於て施行しつゝあり。右検査に依り尙要すれば衛生試験方法に依り藥劑師又は獸醫師の技術者をして施行せしめつゝあり。近年牛酪の製造漸く盛ならむとしつゝあるも、脂肪質の不足せるものを市場販賣する者を未だ發見せず。

### 生 肉

屠獸肉、鳥肉、魚介類に對しては時々一齊に各警察署に於て取締を勵行しつゝあり。而して外觀的又は其の他簡易に良否或は腐敗を決定し得る場合は之を廢棄せしめ、又其の販賣を停止せしめつゝあり。更に容疑品にして良否眞實等不明なる場合は藥劑師或は獸醫師各専門の技術に依り鑑定分析せしめつゝあり。

### 飲食物取扱又は製造所の取締

宿屋、料理店、飲食店及其他飲食物を調理竝に取扱を業とする者の營業所又は其の調理品、製造器具に對しては時々警察署に於て臨檢又は検査し尙要すれば藥劑師等の専門的技術者の鑑定と相俟つて之が取締の完全を期しつゝあり。

### 飲食用器具類

飲食用器具(金屬製品、陶磁器品、漆器類)中には往々有毒性原料品を以て製造又は加粧しあるものあり、之を連續使用することに依り慢性中毒を醸致する事例屢々あるを以て、之が取締に付ては必要に應じ醫師の生物學的鑑定、藥劑師の化學的鑑定等衛生試験を施行し保健衛生に努めつゝあり。

### 第十節 傳染病

法定傳染病 法定傳染病は腸チフスを首位としチフテリア、猩紅熱之れに亞ぎ、その他赤痢、バラチフス、流行性腦脊髄膜炎等の發生に至りては微々たるものにして、コレラ及ペストは曾て其の侵襲を見たることなし。

傳染病に關しては從來樺太廳に於て直接之が豫防及消毒を行ひ、各醫院に傳染病室を設け患者を收容治療するの外一切の事項を處理し來りたるが、大正十一年及大正十二年に町村制施行せられてより其の一部は之を町村に於て行ふこととなれり。然るに人口増加し交通頻繁となるに伴ひ各種病菌の傳播する虞れあるを以て大正十四年六月廳令を以て傳染病豫防法施行規則及施行細則を公布し、各町村に於ては相競ふて隔離病舎を設くるの外蠅の驅除、豫防注射其の他の豫防施設を爲し之が防遏に努め居れり。

昭和十一年に於ける發生狀況左の如し

區別	年次	昭和十一年
腸チフス	患者	四〇六
	死亡者	七
チフテリア	患者	三七六
	死亡者	四五

區別	年次	昭和十一年
痘	患者	一
	死亡者	一
赤痢	患者	四
	死亡者	一
猩紅熱	患者	九
	死亡者	九
バラチフス	患者	五〇
	死亡者	六
計	患者	九三
	死亡者	一四
流行性腦脊髄膜炎	患者	一
	死亡者	二
死亡率	%	一四・九〇

結核 本島の氣候寒冷なると住民の多くは半歳に亘る冬期屋内に籠居するを以て結核患者多く累年遞増の傾向に在り昭和十年内地に於ける結核死亡人口一万に對する一九・一%に對し本島は二一・六%の多きを示せり。

### 第十一節 汚物掃除

塵芥 比年人口の増加に伴ひ塵芥の處分に付ては各地に於て種々考慮研究されつゝあるも未だ確實なる成案なく、現在郊外に汚物投棄場を指定し之に搬出投棄しつゝあり。搬出は豊原、大泊、眞岡

の各市街地に於ては市町にて之を經營せるも、泊居、落合、留多加及本斗は各汚物掃除營業者ありて之を處分し、野田町に於ては衛生組合の事業として之を處理しつゝあり。

尿・尿・及・汚・泥 各地共附近農民に於て適宜搬出し肥料に供するもの多く、農民に於て消費し得ざる部  
分は汚物掃除業者に依り郊外汚物投棄場に瀧溜し自然乾燥せしめ、又は農家に供給しつゝありて今後  
之が處分に付ては充分の研究を要す。

## 第七章 財政及金融

### 第一節 財政

#### 概 説

樺太の歳計は領有當時臨時軍事費特別會計に屬せしが、明治四十年三月限り軍政を廢し樺太廳官制實施と共に樺太廳特別會計を設置し、租稅其の他の收入及一般會計よりの補充金を以て諸般の歳出に充當することゝなれり。今特別會計開始以來十年毎の收入及支出額を示せば左の如し

樺太廳特別會計歳入及歳出(決算) (單位圓)

年 度	歳 入				計	歳 出
	收 入	補 充 金	繰 入 金	公債及借入金		
明 治 四 十 年	一、〇三七、〇四六	六二九、四〇六	—	—	一、六六六、四五二	一、三二一、九六八
大 正 五 年	二、〇五八、五七六	二九三、五七五	三二九、二五五	—	二、六八一、四〇六	一、八五一、八四三

昭和十二年 (算入)	三三、九七一、四七三	一、五七七、四三三	六二八、八二四	一、九六六、五三三	三三、三三〇、三七七	一七、七三四、〇九七
昭和十一年	二七、五五五、一四一	一、五三三、四五二	一、五三三、四五二	四三、九〇四、五九二	二七、四六二、四三五	二七、四六二、四三五
昭和元年	一八、三三九、三〇八	一、五三三、四五二	一、五三三、四五二	三三、三三〇、三七七	一七、七三四、〇九七	一七、七三四、〇九七

歳入

一、租 税

樺太に於ける租税制度は明治四十年三月の制定に係り、當時戸數割、營業税及雜種税の三目に分類せられしが爾來數次の改廢又は増設に依り今日に至れり。今現行種目を示せば市街宅地税、所得税、營業收益税、酒造税、出港税、消費税、鑛業税、漁業税、資本利子税、法人資本税、相続税、外貨債特別税、揮發油税、骨牌税、登録税、印紙税、噸税、關稅及臨時利得税、北支事件特別税等にして特殊のものを除き支廳長に於て賦課徴收す。而して支廳出張所長は其の事務の一部を分掌することとなり居れり。今其の各目に就き左に説明せむ。

**市街宅地税** 本税は大正十年四月の制定に係り特に指定したる市街宅地の拂下價格を以て地價と定め、課率は之を二級に分ち一級は地價千分の五、二級は地價千分の三を賦課す。實施初年度歳入は六、八三〇圓なりしが昭和十二年度豫算額は一〇、三七六圓を示す。

**所得税** 大正八年度始めて法人所得(第一種)のみに對し賦課し、大正十一年度より新に第二種及第

三種をも賦課することに改正し猶大正十三年、十四年及昭和二年一部分の改正を爲し以て今日に至れり。其の課率は第一種(同族會社に對する加算税率を除く)第二種は内地と同一なり。第一種中同族會社に對する加算税率及第三種は内地に比し概して低減し、猶昭和十二年より臨時増徴税を課し、本税實施初年度歳入は一〇五、二七五圓にして、昭和十二年度豫算額は四〇八、〇四四圓を計上す。

**營業收益税** 本税實施前は營業税として明治四十年實施以來數回の改廢ありしも昭和三年度より之を廢止し新に本税の實施を見たり。營業税は外形的の標準に依り課税せられたるに依り各業體毎に其の標準を異にしたりしも本税は法人に在りては全部の營利法人に對し各事業年度の總益金より總損金を控除したる金額に、個人に在りては營業の純益金額に課税し個人の課税營業種類は物品販賣業、銀行業、無盡業、金錢貸付業、物品貸付業、製造業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、寫真業、席貸業、旅人宿業、料理店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業の十九種とし其の課率は法人個人共内地と同一にして昭和十二年より法人に對し臨時増徴税を課し、營業税は施行初年度即ち明治四十年歳入二五、〇〇〇圓(雜種税共)なりしも、商工業の發展に伴ひ逐年増加し昭和十二年度豫算額は四三四、八九三圓を計上するに至れり。

**酒造税** 本税は創始時代營業税中に加へられ三等級課税なりしが、大正五年より造石課税に改められ大正十年四月より獨立税目となれるものなり。之が課税は課率を異にする外略内地同様にして、昭和七年十一月一部改正せられ第一種清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、麥酒及酒精は一石に付酒精分一



度毎に七十五錢(但し一石に付二二・五〇圓を下ることを得ず)第二種酒精含有飲料は一石に付酒精分一度毎に一・八〇圓(但し一石に付四十二圓を下ることを得ず)の税率となりしも、昭和十二年臨時増徴に依り第一種酒造税は一石に付酒精分一度毎に八十五錢(但し一石に付二十五圓五十錢を下ることを得ず)となり、酒類の製造に付ては新に免許制度を採用し、造石数の制限は内地の清酒三百石、濁酒百石、焼酎五十石なるに對し、清酒百石、濁酒五十石なる等稍緩和せられたる點あり。本税課税標準の造石高に改められたる大正五年度の造石高は一、〇五一石なりしが本税の獨立したる大正十年度酒造石高は六、六二〇石となり、其の後漸次増加歩合上昇し昭和十一年酒造年度分は其の見込石數三七、二九三石、此の豫算税額一、一〇七、九三四圓を計上するに至れり。

**出港税** 本税は樺太に於て製造したる酒類を帝國内の他の地方へ移出するとき焼酎に在りては酒造税法、酒精及酒精含有飲料に在りては酒精及酒精含有飲料税法の造石税と同一の税率に依り課す。大正元年八月制定後大正四年度に始めて一〇三圓の歳入あり。昭和十二年度には豫算税額二七一圓を計上す。

**消費税** 砂糖消費税は明治四十二年度より、織物消費税は明治四十三年度より當該税法を施行せり。然れども樺太には製造者なく偶々北樺太方面より輸入取引ありたる際課税するの狀態にして、砂糖消費税は大正十三年度初めて三十六圓、織物消費税は大正十一年度十七圓、大正十二年度十一圓、大正十四年度二三四圓の歳入ありたるに過ぎざりしも砂糖工場の新設に依り昭和十二年度豫算額五〇九、

五八五圓を計上す。

**鑛業税** 本税は創始當時は雜種税中に加へられ課税したるも、大正十一年四月鑛業法及砂鑛區税法の全部を施行し内地同様賦課することとなり。之れ實施當が初たる大正十一年度の歳入は一、二四、五九〇圓にして臨時増徴を含む昭和十二年度豫算額一八四、八五三圓を計上せり。

**漁業税** 本税は従來租税外收入として漁業料の目にて徴收せるものにして、其の時代に屬する明治四十二年度の如きは歳入額實に七十八萬圓を算したりしが、漁獲高の漸減と一面大正十二年度より租税に改められ同時に課率の改正ありたる關係上其の實施初年たる大正十二年度歳入額は激減し一九九、〇二〇圓となり其の後數次税法の改正ありて昭和十二年度には豫算額一二二、九七三圓を計上せり。

**資本利子税** 本税は昭和十二年度より實施せり。樺太に於て支拂を受くる(甲種)公債、社債又は銀行預金の利子、(乙種)第三種所得税を納むる者が第三種の所得中非營業貸金又は預金の利子に對し賦課す。昭和十二年度豫算額二八、九〇八圓を計上せり。

**法人資本税** 本税も昭和十二年度より實施せり。法人の資本に付之を賦課す。昭和十二年度豫算額三四、八九八圓を計上す。

**相續税** 本税も昭和十二年度より實施せり。課税標準は内地と同様にして税率は内地の臨時増徴を含まざるものと同率なり。昭和十二年度豫算額は五、五三四圓を計上す。

外貨債特別税 本税は内地同様昭和十二年度より實施されしが本島には課税物件僅少にして、外國通貨を以て表示する國債及地方債並に日本法人の發行したる社債の利子に付賦課す。昭和十二年度豫算額五〇圓を計上す。

揮發油税 本税は内地同様昭和十二年度より實施されしが、現在該當するものなきも施行當時製造場又は保稅地域以外の場所に於て十キロリットル以上の揮發油を所持する場合に於て賦課せらる、爲昭和十二年度豫算額五〇圓を計上す。

骨牌税 本税は昭和六年度より實施せり。然れども本島には製造者なく内地より朝鮮に移出せられ更に本島に再移出せらるゝ免除骨牌に對し賦課する状態に在り、印紙を以て納入せしむ。

登録税 本税は不動産、鐵道、工場財團、鑛業財團、漁業財團、商事會社、辯護士、鑛業權、砂鑛業、漁業權又は入漁權等の登記に關し之を賦課す。大正十年より實施せられ印紙を以て納入せしむ。

印紙税 本税は大正五年より實施せり。財産權の創設移轉、變更若は消滅を證明すべき證書帳簿及財産權に關する追認若は承認を證明すべき證書を作製するものをして納付せしむ。

噸税 本税は明治四十二年より實施せり。外國貿易の爲め外國に往來する船舶の開港に入港の都度登簿噸數一噸又は積量十石に付七錢(但し右の三倍に相當する額を一時に納付する時は其の港に於て滿一ヶ年免除)の割合に依り課すものにして、船舶入港したる時船長より稅關に納付せしむ。

關稅 本税は明治四十二年より實施せるものにして輸入貨物に對し關稅定率法に依り之を課し、輸入申告者より稅關に於て徵收す。

臨時利得税 本税は昭和十年度より實施せられ昭和十一年度豫算額は三七、七三八圓を計上せり。  
北支事件特別税 本税は内地と同様の課稅方法を以て實施され即ち第一種所得特別税、第二種所得特別税、第三種所得特別税、臨時利得特別税、利益配當特別税、公債及社債利子特別税及物品特別税等にして昭和十二年度豫算額七四、六五〇圓を計上す。

二、租稅外收入  
租稅外收入の概要を記述すれば左の如し  
官業及官有財産收入 昭和十二年度豫算額二七、三七七、〇〇七圓にして其の收入の内容は左に略述す。

- イ、郵便、電信、電話、切手收入二、三五九、八〇六圓
- ロ、鐵道に依る旅客、手小荷物、貨車、自動車及其他鐵道より生ずる收入六、五五九、四八一圓
- ハ、官設醫院の入院料、往診料、藥價、治療料及其他醫院より生ずる收入二三二、六九五圓
- ニ、中央試驗所に於ける水産部、農業部、畜産部、林業部の收入五七、三六四圓
- ホ、國有森林に於ける原木官行斫伐及其他副産物の賣拂收入一八、〇四六、二五四圓

へ、市街宅地、部落宅地、未開地、諸建物其他官有物の貸付料収入一二一、四〇七圓  
 印紙収入 収入印紙の賣拂代及税印押捺に依る現金収入にして、昭和十二年度豫算額三一、四四一圓を計上す。

煙草專賣益金受入 本島に於ける專賣益金を一般會計より繰入れらるゝものにして、昭和十二年度豫算額は一、四六〇、四三七圓を計上す。

雑収入 懲罰及没收金、辨償及違約金、中學校及高等女學校の授業料、石炭採掘料、水面使用料、恩給法納金、大藏省預金部特別會計より受入金及其他の雑収入等にして昭和十二年度豫算額は七七八、一三五圓を計上す。

官有物拂下代 市街宅地、部落宅地、未開地、蔬菜畑、埋立地、建物、船舶、石炭、物品其他の官有物拂下に依る収入にして、昭和十二年度豫算額は八四、一七七圓を計上す。

返納金 定期及据置貸金の返納金にして、昭和十二年度豫算額は五一八圓を計上す。

前年度剩餘金繰入 前年度剩餘金を繰入れらるゝものにして昭和十二年度豫算額は四、三〇二、五六五圓を計上す。

歳 出

昭和十二年度に於ける歳出豫算の概要を示せば左の如し

歳出總計	三七、二七四、〇三七 <sup>円</sup>
經常部	一九、三九四、一一一
臨時部	一七、八七九、九二六
(1) 歳出經常部	一八、一八六

一、樺太神社費及神饌幣帛料

主として官幣大社樺太神社及樺太招魂社に要する交付金等にして大要左の如し

樺太神社費	一三、〇〇〇
神饌幣帛料	一八六
樺太招魂社費	五、〇〇〇

一、樺太廳の經費

主として樺太廳、支廳及支廳出張所並に町村長俸給所要經費にして大要左の如し

俸給	六一二、七〇四
廳費	一七一、四五八
町村長諸給	六六、七二八
雇員給及傭人料及給與	四二七、九九一
其の他の雜給及雜費	六三三、一四四
財政及金融	

一、教育に關する經費

二、六〇二、七七五<sup>円</sup>

中學校、高等女學校及實業補習學校の維持經營並に公立小學校教員の俸給及旅費等の經費にして大要左の如し

俸給(奏任、判任給) 四三〇、一七三

中學校費 一二五、一六四

高等女學校費 一〇五、六三一

拓殖學校費 三三、八七七

實業補習學校費 三、〇八二

小學校教員諸給 一、九〇四、八四八

小學校教員諸給 九五七、九三九

一、警察に關する經費

各警察の警務に要する經費にして大要左の如し

俸給 三八、八六八

廳費 四八、七九〇

巡查俸給 三〇二、六一六

雜給及雜費 五六七、六六五

一、九八七、四〇五

一、林務署に關する經費

各林務署に於ける林木の年期賣拂、官行斫伐等の事業に要する經費にして大要左の如し

俸給 四三九、九六八<sup>円</sup>

事務費 七五六、四八六

斫伐費 七九〇、九五一

八、四九六、五二六

一、現業に關する經費

遞信、鐵道、醫院の經營、氣象觀測等に要する經費にして大要左の如し

遞信費 一、九一七、七九八

鐵道費 六、一七六、四八四

醫院費 三三三、八一七

測候費 六八、四二七

四一四、五四二

一、試驗事業に關する經費

中央試驗所に於ける農事、畜産、水産、林業及鑛業の學究的試驗に要する經費にして大要左の如し

俸給 一〇一、三九八

事務用諸費 九四、一三九

農業部費 五四、六一九

財政及金融